

袖ヶ浦市地域防災計画 (案)

＜第2編 地震・津波編＞

第3章 災害応急対策計画

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目次

第3章 災害応急対策計画	1
第1節 応急活動体制 《各部班》	3
1 活動体制	3
2 配備の体制	5
3 大規模地震時の初動体制	8
4 災害対策本部	11
5 職員の動員・配置	22
第2節 情報の収集・伝達 《各部班》	25
1 情報連絡体制（各部班）	25
2 地震、津波情報の伝達（気象庁）	29
3 被害状況の収集・伝達（各部班）	34
第3節 災害時の広報 《秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団》	44
1 実施機関とその分担（秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団）	44
2 広報の実施手順（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）	47
3 報道機関への発表・協力要請（秘書広報班、消防部）	49
第4節 応援の要請 《秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団》	50
1 千葉県への応援要請（秘書広報班）	50
2 他市町村・指定地方公共機関等への応援要請（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）	51
3 自衛隊への災害派遣要請（秘書広報班、防災安全班）	53
4 災害協定の締結	58
5 広域避難者の受入れ（総務部、都市整備班）	61
第5節 災害救助法の適用 《地域福祉班》	63
1 災害救助法の概要	63
2 災害救助法の適用（地域福祉班）	64
3 災害救助法の適用申請（地域福祉班）	67
4 救助の程度、方法及び期間等（地域福祉班）	68
第6節 消防・救助救急活動等 《消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部》	69
1 消防活動（消防部、消防団）	69
2 救助救急活動（消防部、海上保安部、警察署）	72
3 危険物等の対応（消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部）	74

第7節 警備・交通対策	《防災安全班、消防部、警察署、道路管理者》	78
1	災害時の警備（警察署）	78
2	交通対策計画（防災安全班、消防部、警察署、道路管理者）	80
3	情報の収集及び提供（防災安全班）	82
4	地震・津波発生時における運転者のとるべき措置の周知（防災安全班、警察署）	82
5	道路啓開（道路管理者）	83
第8節 避難対策	《防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者》	84
1	避難情報の発令（防災安全班、消防部、警察署）	84
2	避難の誘導等（防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署）	90
3	避難路及び指定緊急避難場所の安全確保（消防部、消防団、警察署）	93
4	指定避難所の開設（防災安全班、医療班、保育幼稚園班、高齢者支援、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）	93
5	指定避難所の運営（医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）	95
6	安否情報の提供（秘書広報班、防災安全班）	98
第9節 津波避難対策	《総務部、環境経済部、都市建設部、消防部、消防団》	99
1	津波避難情報の伝達	99
2	市民等の避難及び避難誘導	100
第10節 要配慮者等の安全確保対策	《総務部、市民子育て部、福祉部、消防部》	101
1	避難誘導等	101
2	指定避難所の開設、要配慮者への対応	102
第11節 帰宅困難者対策	《企画政策班、秘書広報班、防災安全班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、子育て支援班、保育幼稚園班》	104
1	一斉帰宅抑制の呼びかけ（秘書広報班、防災安全班）	104
2	企業、学校など関係機関における施設内待機（商工観光班、学校教育班）	104
3	大規模集客施設や駅等における利用者保護	105
4	帰宅困難者等の把握と情報提供（企画政策班、秘書広報班）	105
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導（企画政策班、保育幼稚園班、体育振興班、教育総務班、生涯学習班、体育スポーツ振興班）	105
6	徒歩帰宅支援（企画政策班、秘書広報班、子育て支援班）	105
第12節 応急医療救護	《医療班、消防部》	107
1	市民及び市の役割（医療班）	107
2	医療救護体制（医療班）	108
3	医療救護活動の実施（医療班）	109
4	医薬品・医療用資機材の確保（医療班）	113
第13節 緊急輸送対策	《企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署》	116

1	輸送手段の確保（企画政策班、管財契約班、防災安全班、土木管理班、土木建設班、警察署）	116
2	商工観光班による輸送（農林振興班、商工観光班）	119
3	物資の集積場所（商工観光班）	120
4	臨時ヘリポートの開設（防災安全班、消防部）	120
5	船舶による輸送	121
第 14 節	生活関連施設の応急対策 《土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力 パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本 電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者》	122
1	上水道施設（かずさ水道広域連合企業団）	123
2	下水道施設（下水対策班）	125
3	農業集落排水施設（下水対策班）	126
4	電力施設（東京電力パワーグリッド（株））	126
5	ガス施設（東京ガス（株））	128
6	鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））	129
7	通信施設（東日本電信電話（株）他）	131
8	道路・橋りょう（土木管理班、土木建設班）	135
9	がけ地・擁壁（土木管理班、土木建設班）	137
10	河川管理施設（土木管理班、土木建設班）	138
11	その他の公共施設（施設管理者）	138
第 15 節	生活救援対策 《秘書広報班、資産管理班、調査 1 班、調査 2 班、総務班、防 災安全班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察 署、かずさ水道広域連合企業団》	140
1	飲料水・生活用水の供給（かずさ水道広域連合企業団）	140
2	食糧の供給（商工観光班、給食班）	144
3	生活必需物資の供給（農林振興班、商工観光班）	147
4	燃料の調達（防災安全班）	149
5	被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び判定の実施（資産管理班）	149
6	被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施（都市整備班）	151
7	住宅の応急対策（総務班、地域福祉班、調査 1 班、調査 2 班、都市整備班）	152
第 16 節	防疫・保健等 《市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、 君津健康福祉センター》	158
1	防疫・保健（医療班、君津健康福祉センター）	158
2	行方不明者及び死体の捜索・収容・埋葬（市民班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団）	161
3	動物対策	164
第 17 節	清掃 《環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、 消防部、消防団》	165
1	障害物の除去（廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団）	165
2	災害廃棄物の処理（廃棄物対策班）	167
3	し尿の処理（環境管理班、廃棄物対策班）	169
第 18 節	応急教育・文化財の保護 《保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、 生涯学習班、給食班》	172

1	防災体制の確立（教育部）	172
2	災害発生直後の体制（教育総務班、学校教育班）	173
3	応急教育の実施（教育総務班、学校教育班、給食班）	174
4	学用品の調達及び支給（学校教育班）	176
5	授業料等の減免・育英補助の措置（教育総務班、学校教育班）	177
6	応急保育（幼稚園）の実施（保育幼稚園班、学校教育班）	177
7	災害復旧時の体制	179
8	文化財の応急対策	179
第 19 節	ボランティアの協力等 《市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班》	180
1	災害ボランティアセンターの設置（防災安全班、社会福祉協議会）	180
2	ボランティア活動の協力要請（市民協働推進班、地域福祉班）	181
3	ボランティアの受入れ体制	183
4	労働力の確保	185

第3章 災害応急対策計画

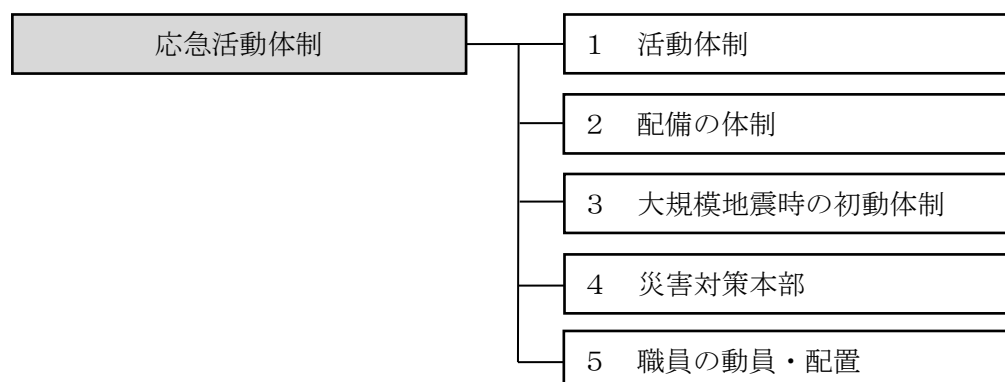
節	項目	担当部班等
1	応急活動体制	各部班
2	情報の収集・伝達	各部班
3	災害時の広報	秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団
4	応援の要請	秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団
5	災害救助法の適用	地域福祉班
6	消防・救助救急活動等	消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部
7	警備・交通対策	防災安全班、消防部、警察署、道路管理者
8	避難対策	防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者
9	津波避難対策	総務部、環境経済部、都市建設部、消防部、消防団
10	要配慮者等の安全確保対策	総務部、市民子育て部、福祉部、消防部
11	帰宅困難者対策	企画政策班、秘書広報班、防災安全班、子育て支援班、保育幼稚園班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、
12	応急医療救護	医療班、消防部
13	緊急輸送対策	企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署
14	生活関連施設の応急対策	土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本旅客鉄道（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者
15	生活救援対策	秘書広報班、資産管理班、総務班、調査1班、調査2班、防災安全班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団
16	防疫・保健等	市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、君津健康福祉センター
17	清掃	環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理

節	項目	担当部班等
		班、土木建設班、消防部、消防団
18	応急教育・文化財の保護	保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、給食班
19	ボランティアの協力等	市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班

第1節 応急活動体制 <<各部班>>

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、千葉県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、千葉県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び市民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

【 体系 】



1 活動体制

(1) 活動体制の区分

地震の規模あるいは災害の状況により、小規模地震体制・中規模地震体制・大規模地震体制の3段階の体制で、災害対策を講ずる。

なお、災害発生前でも災害の発生が予見される場合は、適切な体制で災害の予防に努める。

活動体制の区分

体制	本部	配備	配備の基準（目安）	活動の詳細
小規模地震体制	災害対策本部設置前	情報収集体制	(1) 市域に震度4の地震が発生したとき。（自動配備） (2) その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	情報収集体制の体制表 参照
		警戒配備	(1) 市域に震度5弱の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 東京湾内湾に「津波注意報」又は「津波警報」が気象庁から発表されたとき。（自動配備） (3) 東海地震注意情報を気象庁が発表したとき。（自動配備） (4) その他の状況により、総務部長が必要と認めたとき。	警戒配備の体制表 参照

体制	本部	配備	配備の基準（目安）	活動の詳細
中規模地震体制	災害対策本部設置後	災害対策本部第1配備	(1) 市域に震度5強の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 東京湾内湾に「大津波警報」が気象庁から発表されたとき。（自動配備） (3) 内閣総理大臣の警戒宣言が発表されたとき。（自動配備） (4) 以下の①又は②に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長（市長）が必要と認めたとき。 ①特に大きな被害が発生したとき ②大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	第1配備の体制表 参照
		災害対策本部第2配備	(1) 市域に震度6弱の地震が発生したとき。（自動配備） (2) 以下の①又は②に該当する場合で、本部長（市長）が認めたとき。 ①市域の広範囲にわたる被害が発生したとき ②局地的であっても被害が甚大であるとき	第2配備体制の表 参照
大規模地震体制	大規模地震災害対策本部	災害対策本部第3配備	(1) 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。（自動発令） (2) 以下の①又は②に該当する場合で、本部長（市長）が、市の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 ①市域の広範囲にわたる被害が発生したとき ②局地的であっても被害が特に甚大であるとき	第3配備体制の表 参照

※市域の震度は、袖ヶ浦市本庁舎の観測地点の震度による。

※資料編 資料9-1 気象等観測施設一覧

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(3) 市町村間での応援体制

市は、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、円滑な協力体制を整備する。

※資料編 資料2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

2 配備の体制

(1) 小規模地震体制

災害対策本部設置前の体制として、次の配備を行い、災害対策を実施する。

① 情報収集体制

情報収集体制

項 目	内 容
配備の内容	災害関係部課の少数の人員をもって主として情報収集・連絡に当たり、状況により速やかに高次の配備に移行しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	消防本部又は当直者（守衛）が、災害関連情報を収受した場合は、防災安全課長又は防災安全課員に連絡し、総務部長が判断して動員する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。
配備人員	防災安全課5名以上及び別に定める「災害対策配備区分別職員配置表」から必要な人員を総務部長が配備する。
活動内容	災害に関する情報の収集・整理を行い、災害警戒のための情報連絡を円滑に行う。
警戒配備への移行手順	配備された人員の判断・連絡に基づき、総務部長が警戒配備への移行を決定する。

② 警戒配備

警戒配備の体制

項目	内容
配備の内容	情報収集体制を強化し、局地的災害に備える配備とし、情報の収集・伝達を円滑に実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全課長又は防災安全課員に連絡し、総務部長が判断して動員する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき総務部長が判断して動員する。
配備人員	防災安全課5名以上及び別に定める「災害対策配備区分別職員配置表」から必要な人員を総務部長が配備する。
活動内容	ア 災害関連情報の収集・整理・伝達 イ 災害警戒 ウ 災害対策本部設置に備える情報連絡体制の確立
災害対策本部への移行手順	ア 総務部長は、警戒配備職員からの連絡を受けたとき、又は、自ら必要があると認めたときは登庁し、気象・災害等の状況把握に努める。 イ 総務部長は、総合的判断に基づき必要と認められるときは、市長に災害対策本部の設置を申請する。

(2) 中規模地震体制

災害対策本部を設置し、次の配備のもとで、災害対策を実施する。

① 第1配備（災害対策本部設置体制）

第1配備の体制

項目	内容
配備の内容	局地的災害に対する救助活動及び情報の収集・伝達を円滑に実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、市長（本部長）が動員を指令する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。
配備人員	別に定める「災害対策配備区分別職員配置表」による。
活動内容	ア 局地的災害に対する応急対策活動 イ 広範囲な災害に備える応急活動体制の確立 ウ 警戒宣言に伴う応急活動体制の確立並びに社会的混乱の防止
第2配備への移行手順	本部長（市長）が本部会議を開催し、決定する。

② 第2配備（災害対策本部設置体制）

第2配備の体制

項目	内容
配備の内容	数地域についての救助・救護活動を行い、また、その他の地域への災害の拡大防止を実施しうる配備とする。
勤務時間外の動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。なお、当該配備の職員は、配備時期に定める災害情報を覚知した場合は自主的に参集する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。
配備人員	別に定める「災害対策配備区分別職員配置表」による。
活動内容	広範囲な災害に対する応急対策を実施する。
第3配備への移行手順	本部長（市長）が本部会議を開催し、決定する。

(3) 第3配備（大規模地震体制）

第3配備の体制

項目	内容
配備の内容	職員全員をもって対処し、直ちに初動活動を開始できる配備とする。
勤務時間外の 動員方法	ア 低次の配備が確立していない場合 消防本部又は当直者（守衛）が災害関連情報を収受した場合は、防災安全班長又は防災安全班員に連絡し、本部長（市長）が動員を指令する。 ただし、自動発令に該当する災害の場合は、本部長（市長）の指令を待たずに動員があったものとし、全職員は直ちに参集する。 イ 低次の配備が確立している場合 災害関連情報に基づき本部長（市長）が判断して動員する。
配備人員	職員全員を配備する。
活動内容	初動期には、情報の収集・伝達、救助・救護、避難活動等に当たり、以降は全面的な災害対策を展開する。

3 大規模地震時の初動体制

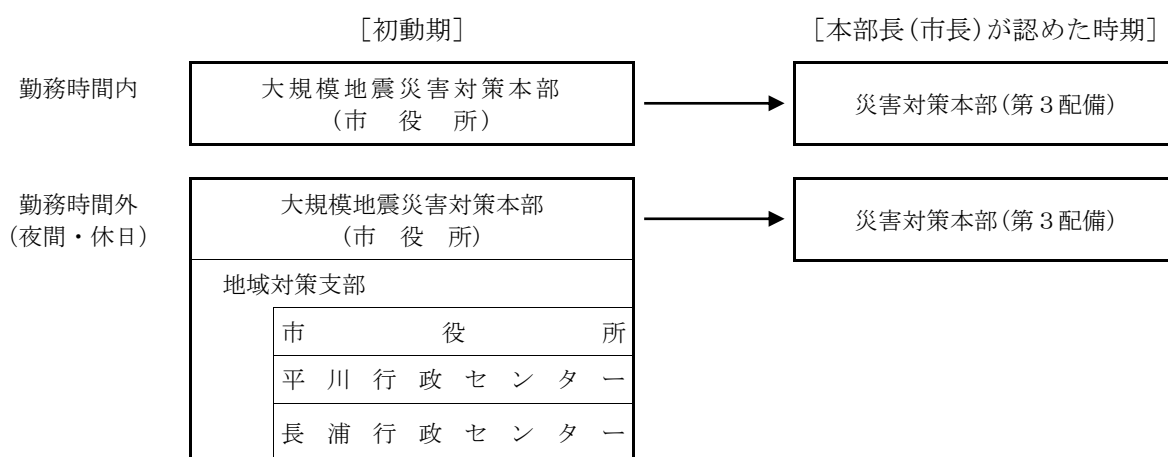
大規模地震が発生した場合には次の体制・事務分掌のもとに、特別な災害対策を実施する。なお、この初動体制の配備時期は次のとおりとする。

- | |
|--|
| (1) 市域に震度6強以上の地震が発生したとき。（自動発令）
(2) 市全域に甚大な災害が発生したとき。
(3) その他の状況により、本部長(市長)が必要と認めたとき。 |
|--|

(1) 初動体制の概要

勤務時間内では、市役所内に大規模地震災害対策本部を設置し、地震発生直後から必要な初動活動を総力をもって行う。

勤務時間外では、市役所内に大規模地震災害対策本部を設置し、市役所と2箇所の行政センターに地域支部を設置する。特に、市役所には、情報の取りまとめ、外部との対応等の本部機能をもたせる。



(2) 勤務時間内の体制

全職員をもって初動活動を行う。

① 大規模地震災害対策本部

ア 設置場所

大規模地震災害対策本部は、市役所本庁舎内に設置するが、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長(市長)が判断した場合は、消防本部庁舎内に移設する。

イ 組織の構成

初動期は、班編成ではなく部単位で応急対策に対応し、状況に応じて災害対策本部(第3配備)に移行する。

② 大規模地震災害対策本部の事務分掌

部	事務内容
企 画 政 策 部	緊急輸送車両の確保に関すること。 県、自衛隊、防災関係機関への応援要請に関すること。 総務部の支援に関すること。
総 務 部	大規模地震災害対策本部及び各部との連絡調整に関すること。 県本部への連絡・報告に関すること。 被害状況の取りまとめに関すること。 応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 防災行政無線の運用に関すること。 避難の指示に関すること。 避難所の開設、運営の指示に関すること。 庁用車両の配車に関すること。 災害時の道路通行規制に関する連絡調整に関すること。 緊急通行車両の通行証の交付に関すること。 要配慮者への支援に関すること。
財 政 部	災害関係予算その他財政に関すること。 被災家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
市 民 子 育 て 部	避難所（所管施設）の開設、運営に関すること。 発災直後の被害状況の調査、取りまとめに関すること。 救護所の設置に関すること。 医療機関との連絡に関すること。 医療品、衛生材料の調達、配分に関すること。 要配慮者への支援に関すること。
福 祉 部	避難所（所管施設）の開設、運営に関すること。 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること。 要配慮者への支援に関すること。 死体の処理に関すること。
環 境 経 済 部	応急食糧の調達・供給に関すること。 災害廃棄物の処理に関すること。
都 市 建 設 部	道路、河川、橋りょう等の被害状況の調査及び仮復旧に関すること。 道路等障害物の除去に関すること。 土木関係業者との連絡調整に関すること。 土砂崩れに対する応急措置に関すること。 救護所の設置、負傷者の搬送・転送、死体の安置など上記応急活動の支援に関すること。
協 力 部	各部の応援に関すること。
消 防 部	消火活動に関すること。 救助・救護に関すること。
教 育 部	避難所（所管施設）の開設、運営に関すること。

(3) 勤務時間外（夜間・休日）の体制

勤務時間外（夜間・休日）は、いち早く地域内の情報収集、避難活動に対応するために、大規模地震災害対策本部のほか、地域対策支部を市役所、平川行政センター、長浦行政センターに設置し、職員は最寄りの支部へ参集する。

① 大規模地震災害対策本部

ア 設置場所

大規模地震災害対策本部は、市役所本庁舎内に設置するが、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、消防本部庁舎内に移設する。

イ 組織の構成

初動期は、大規模地震災害対策本部のもとに地域対策支部を設置し、各支部ごとに班を編成して応急対策に対応し、状況に応じて災害対策本部（第3配備）に移行する。

② 地域対策支部

ア 設置場所

地域対策支部：市役所（本部機能を併せ持つ）
平川行政センター
長浦行政センター

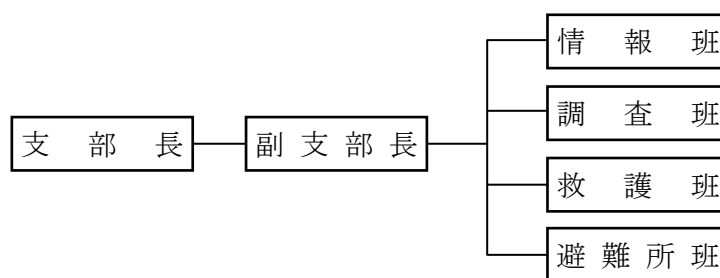
イ 組織の構成

地域対策支部の組織の構成は次のとおりとする。

全体及び大規模地震災害対策本部の総括指揮は、本部長（市長）が当たるものとする。

また、地域対策支部の指揮は、災害対策本部会議名簿記載順とし、副支部長及び班長は、支部長が指名したものが当たる。（支部長が参集に時間を要する場合は、参集した時点の上席者が支部長の代理を務める。支部長代理者は支部長が参集した後、被害状況等を報告し、指揮を移管する。）

地域対策支部の構成



③ 地域対策支部の事務分掌

地域対策支部の各班は、次の事務分掌に従い初動期における応急対策を実施する。

班	事務内容
情報班	情報の取りまとめに関すること。 大規模地震災害対策本部との連絡に関すること。
	各支部の情報の取りまとめに関すること。（市役所のみ）
調査班	地域内の被害状況の調査・把握に関すること。
救護班	負傷者の搬送、応急手当に関すること。

避難所班	指定避難所の開設に関すること。 備蓄品の供給に関すること。
------	----------------------------------

④ 災害対策本部（第3配備）への移行

各地域対策支部での初動活動が終了した時点で、大規模地震災害対策本部から災害対策本部（第3配備）に移行し、全職員は市役所に参集する。移行の時期は、次の基準により本部長（市長）の判断によって決定する。目安としては、概ね地震発生後1～2日後とする。

移行の基準

- ア 市域の被害状況が概ね把握できたとき。
- イ 負傷者の救出・救護、被災者の避難など初動期の活動が終了し、次の応急活動に移行するとき。

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置から廃止まで

本部長（市長）は、次の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「袖ヶ浦市災害対策本部」を設置する。

なお、市内に震度6強以上の地震が発生した場合は、「大規模地震災害対策本部」を設置し、初動期の災害対策を実施する。

① 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のとおりである。

災害対策本部の設置基準

- ア 市内に震度5強以上の地震が発生したとき
- イ 東京湾内湾に「大津波警報」が気象庁より発表されたとき
- ウ 内閣総理大臣の警戒宣言が発表されたとき（自動設置）
- エ 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長（市長）が必要と認めたとき。
 - a 特に大きな被害が発生したとき
 - b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

② 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎内に置く。ただし、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと本部長（市長）が判断した場合は、消防本部庁舎内に本部を移設する。

③ 本部の廃止

本部長（市長）は、災害の発生するおそれがなくなつたと認めたとき、又は災害応

急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

④ 本部の設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合は、総務部長は直ちに、次のとおり電話、その他適当な方法により通知する。

報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市 民	秘書広報班長 防災安全班長	市防災行政無線・広報車・報道機関 市ホームページ、電子メール（市生活安全メール、緊急速報メール）等
知 事 （県危機管理課）	防災安全班長	県防災情報システム・県防災行政無線・FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
君津地域振興事務所長 （地域振興課）		
木更津警察署長 （木更津警察署警備課）		
その他防災関係機関		
隣接市長 （隣接市防災担当課）	防災安全班長	県防災行政無線・FAX・電話・口頭・その他迅速な方法
報道機関	秘書広報班長	FAX・電話・口頭又は文書

⑤ 本部の標識等

〔掲示板〕

袖ケ浦市災害対策本部

〔腕章〕

本部長、副本部長、本部員は、災害応急活動に従事するときは、所定の腕章を帯用するものとする。

（本部長）

袖ケ浦市災害対策本部
本 部 長

（本部付）

袖ケ浦市災害対策本部
本 部 付

（副本部長）

袖ケ浦市災害対策本部
副 本 部 長

（本部員）

袖ケ浦市災害対策本部
本 部 員

(2) 現地災害対策本部

本部長(市長)は、災害現地に活動拠点をおく必要が生じた場合は、現地災害対策本部を設置する。

また、条例に定めるもののほか、現地災害対策本部に関し必要な事項は、本部長(市長)が定める。

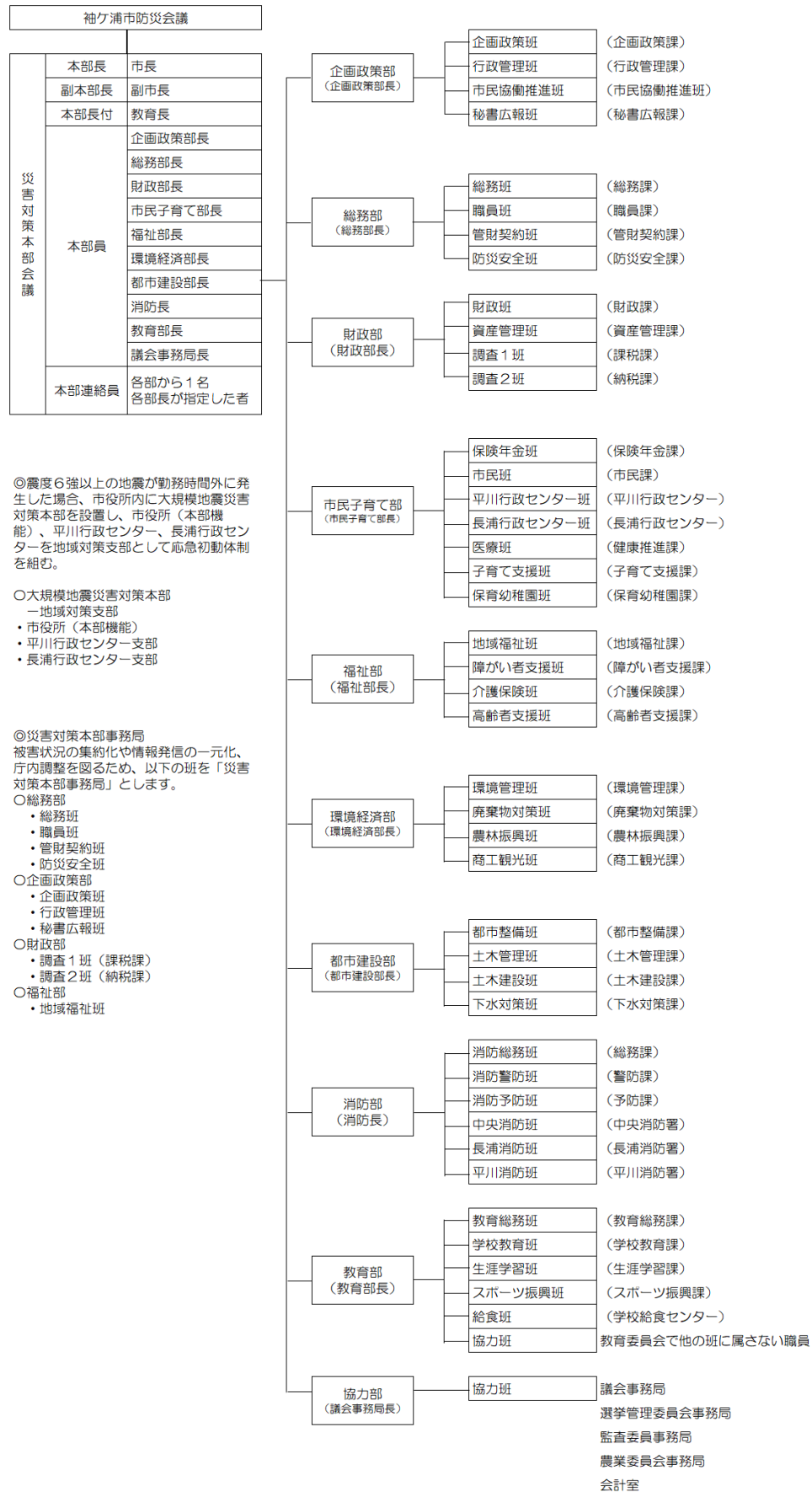
(3) 災害対策本部の組織

① 組織の構成

災害対策本部の組織は、「袖ケ浦市災害対策本部条例」の定めるところにより、

次のとおり構成する。

災害対策本部組織体制



② 組織の概要

ア 市長を災害対策本部長とする。本部長(市長)は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、本部機構は、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する。

イ 本部長が不在時又は事故あるときは、以下の順位により権限を委任する。

指揮権限の委任

第1順位	副市長
第2順位	総務部長
第3順位以降	第3順位以降は袖ヶ浦市行政組織条例の機構順に企画政策部長及び各部長とする

ウ 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という）とする。副本部長は、本部長(市長)を補佐する。

エ 教育長を災害対策本部長付（以下「本部長付」という）とする。本部長付は、本部長(市長)及び副本部長を補佐する。

オ 各部長相当職を災害対策本部員（以下「本部員」という）とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。

カ 本部長(市長)の命令あるいは本部で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて本部に連絡する。

キ 班長は、各班を指揮監督する。

ク 班員は、班長の命を受けて、災害対策に従事する。

※資料編 資料1-3 袖ヶ浦市災害対策本部条例

(4) 災害対策本部の運営

① 本部会議の開催

本部長(市長)は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

本部会議の協議事項

- (ア) 災害応急対策に関すること。
- (イ) 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること。
- (ウ) 災害救助法の適用に関すること。
- (エ) その他災害対策の重要事項に関すること。
- (オ) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

② 災害対策本部事務局の設置

ア 本部長（市長）は、災害対策本部を設置し必要と認めたときは、災害対策本部事務局を設置する。

イ 総務部長を本部事務局長、防災安全課長を本部事務局次長とし、本部事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

役 割	担当班	主 な 事 務 分 掌
総合調整	防災安全班	① 本部会議に関すること。 ② 防災会議委員との連絡に関すること。 ③ 県本部等への報告及び連絡に関すること。 ④ 被害状況等の総括取りまとめに関すること。 ⑤ 応急対策実施状況の総括取りまとめに関すること。 ⑥ 気象その他の情報の収集伝達に関すること。 ⑦ 避難計画、避難の指示に関すること。 ⑧ 避難所の開設、運営の統括に関すること。
情報整理	総務班	① 災害情報の整理、記録に関すること。 ② 災害活動に関する情報処理に関すること。
広報報道	秘書広報班	① 災害の広報に関すること。 ② 報道機関との連絡に関すること。
受援窓口	企画政策班	① 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関すること。 ② 自衛隊派遣要請に関すること。 ③ 国や県への災害に関わる要望、陳情に関すること。
施設管理	管財契約班	① 市有財産の被害状況の把握に関すること。 ② 庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。 ③ 庁用車両の配車に関すること。
職員配置	職員班	① 職員の動員及び配置に関すること。 ② 職員の災害従事者名簿の作成に関すること。
通信ネットワーク	行政管理班	① 全庁ネットワーク等電子情報機器の被害調査及び復旧に関すること。
電話窓口	協力班	① 本部事務局への電話・窓口対応に関すること。
り災証明	総務班 地域福祉班	① り災証明書の受付・交付に関すること。
	調査1班 調査2班	① 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関すること。

③ 本部の運営上必要な資機材等の確保

総務部長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

ア 本部開設に必要な資機材等の準備

本部開設に必要な資機材等

- (ア) 袖ヶ浦市災害対策図（地区防災カルテ）の設置
- (イ) 被害状況図・ホワイトボード等の設置
- (ウ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (エ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (オ) コピー機等の複写装置の確保
- (カ) ビデオ、カメラ等の記録装置の確保
- (キ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- (ク) 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- (ケ) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- (コ) その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

準備する機器

- | | |
|--------------|---------------|
| (ア) I P 無線機 | (エ) インターネット |
| (イ) 電話、携帯電話等 | (オ) W i - F i |
| (ウ) F A X | |

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

④ 災害対策本部機能の強化

災害情報を一元的に把握し、共有する体制を整備するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）等の防災情報に関するシステムを活用した災害対策本部の機能の充実・強化を促進する。

(5) 災害対策本部の事務分掌

各部班の事務分掌は次のとおりとする。

各部班の事務分掌

部名	班 名	班 長	班 員	事 務 分 掌
企画政策部	企画政策班	企画政策課長	企画政策課員	① 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 ② 緊急輸送車両の確保に関する事。 ③ 公共交通機関との連絡調整に関する事。 ④ 国や県への災害に関わる要望、陳情に関する事。 ⑤ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事。
	行政管理班	行政管理課長	行政管理課員	① 全庁ネットワーク等電子情報機器の被害調査及び復旧に関する事。
	市民協働推進班	市民協働推進課長	市民協働推進課員	① 自治会との連絡調整に関する事。 ② ボランティアの依頼、受入及び配置に関する事。 ③ 外国人の総合的な支援の企画及び実施に関する事。
	秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	① 本部長(市長)の特命事項に関する事。 ② 本部長(市長)及び副本部長の秘書に関する事。 ③ 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する事。 ④ 自衛隊派遣要請に関する事。 ⑤ 被災者の相談の受付に関する事。 ⑥ 災害見舞金等の受入れ及び礼状に関する事。 ⑦ 災害の広報に関する事。 ⑧ 報道機関との連絡に関する事。
総務部	総務班	総務課長	総務課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関する事。 ② 災害情報の整理、記録に関する事。 ③ 災害活動に関する情報処理に関する事。 ④ 大規模災害等のり災証明書の発行に関する事。 ⑤ その他各班に属さない事項に関する事。 ⑥ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事。
	職員班	職員課長	職員課員	① 職員の動員及び配置に関する事。 ② 職員の災害従事者名簿の作成に関する事。 ③ 公務災害補償、その他被災職員に対する給付に関する事。
	管財契約班	管財契約課長	管財契約課員	① 庁用車両の配車に関する事。 ② 庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事。 ③ 市有財産の被害状況の把握に関する事。 ④ 庁舎の警備に関する事。 ⑤ その他総務部長の指示により部内各班の応援に関する事。
	防災安全班	防災安全課長	防災安全課員	① 本部会議に関する事。 ② 防災会議委員との連絡に関する事。 ③ 県本部等への報告及び連絡に関する事。 ④ 被害状況等の総括取りまとめに関する事。 ⑤ 応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事。 ⑥ 気象その他の情報の収集伝達に関する事。 ⑦ 避難計画、避難の指示に関する事。 ⑧ 避難所の開設、運営の統括に関する事。 ⑨ 備蓄品の管理及び配分に関する事。

部名	班 名	班 長	班 員	事 務 分 掌
				⑩ 防災行政無線（固定局）の運用に関する事。 ⑪ I P無線機の運用に関する事。 ⑫ 有線通信網の利用方法等に関する事。 ⑬ 自主防災組織との連絡に関する事。 ⑭ 交通及び防犯関係について、警察や関連機関との連絡調整に関する事。 ⑮ 災害時の道路通行制限に関する事。 ⑯ 緊急輸送車両の通行証の交付に関する事。 ⑰ 災害時の交通安全対策に関する事。 ⑱ 部の所管業務に基づく被害状況の総括取りまとめに関する事。
財政部	財政班	財政課長	財政課員	① 部及び部内各班との連絡調整に関する事。 ② 災害関係予算その他財政に関する事。 ③ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事。
	資産管理班	資産管理課長	資産管理課員	① 建築業者との連絡調整に関する事。 ② 被災建築物の応急危険度判定に関する事。
	調査1班	課税課長	課税課員	① 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事。 ② 発災直後の被害状況の収集及び取りまとめに関する事。 ③ 市税の減免に関する事。
	調査2班	納税課長	納税課員	① 被害家屋（土地）及び居住者の調査把握に関する事。 ② 発災直後の被害状況の収集及び取りまとめに関する事。 ③ 市税の徴収猶予に関する事。
市民子育て部	保険年金班	保険年金課長	保険年金課員	① 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 ② 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関する事。
	市民班	市民課長	市民課員	① 安否情報の収集体制に関する事。 ② 行方不明者の相談受付及び窓口に関する事。
	平川行政センター班	平川行政センター所長	平川行政センター職員	① 本部との連絡調整に関する事。 ② 行政センター所管区域内の情報収集に関する事。 ③ センターの警備に関する事。
	長浦行政センター班	長浦行政センター所長	長浦行政センター職員	① 本部との連絡調整に関する事。 ② 行政センター所管区域内の情報収集に関する事。 ③ センターの警備に関する事。
	医療班	健康推進課長	健康推進課員	① 医療機関との連絡調整に関する事。 ② 日本赤十字社千葉県支部の医療班派遣依頼に関する事。 ③ 医療助産（救護所の設置）に関する事。 ④ 医療品、衛生材料等の調達、配分等に関する事。 ⑤ 防疫及び衛生に関する事。 ⑥ 患者の収容及び被災家屋の消毒に関する事。 ⑦ 課所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 ⑧ 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事。 ⑨ 健康支援に関する事。
	子育て支援班	子育て支援課長	子育て支援課員	① 乳幼児の総合的な支援の企画及び実施に関する事。 ② 応急保育に関する事。 ③ 課所管施設の被害調査及び復旧に関する事。
	保育幼稚園班	保育幼稚園課長	保育幼稚園課員	① 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関する事。 ② 乳幼児の総合的な支援の企画及び実施に関する事。

部名	班 名	班 長	班 員	事 務 分 掌
				③ 応急保育に関すること。 ④ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
福祉部	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること。 ③ 日本赤十字社及び市外からの救助物資の受入れ、見舞金給付に関すること。 ④ ボランティアの依頼・受入れ及び配置に関すること。 ⑤ 死体の処理に関すること。 ⑥ 災害救助法に関すること。 ⑦ 災害のり災証明書の発行に関すること。 ⑧ 災害見舞金の給付に関すること。 ⑨ 被災者生活再建支援法に関すること。 ⑩ 長期にわたる避難者の収容及び世話に関すること。 ⑪ 各班に属さない要配慮者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。 ⑫ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ⑬ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関すること。
	障がい者支援班	障がい者支援課長	障がい者支援課員	① 障がい者（児）の総合的な支援の企画及び実施に関すること。 ② 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
	介護保険班	介護保険課長	介護保険課員	① 高齢者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。
	高齢者支援班	高齢者支援課長	高齢者支援課員	① 要介護認定者の総合的な支援の企画及び実施に関すること。 ② 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ③ 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること。
環境経済部	環境管理班	環境管理課長	環境管理課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 災害時における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 ③ 雨量等の観測に関すること。 ④ 大気汚染観測局の被害状況調査に関すること。 ⑤ 災害救助物資の供給（応援）に関すること。 ⑥ 放浪動物及びペットへの対応に関すること。 ⑦ その他環境経済部長の指示により部内各班の応援に関すること。 ⑧ 災害時における仮設公衆トイレの設置及び維持管理に関すること。 ⑨ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関すること。
	廃棄物対策班	廃棄物対策課長	廃棄物対策課員	① 被災地のごみ、し尿の収集処理に関すること。 ② 災害廃棄物の総合的な処理企画及び実施に関すること。 ③ クリーンセンターの被害調査及び復旧に関すること。
	農林振興班	農林振興課長	農林振興課員	① 農地、農道、農業施設の被害調査及び復旧に関すること。 ② 土地改良団体との連絡に関すること。 ③ 土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ④ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ⑤ 災害救助物資の供給（応援）に関すること。 ⑥ 農業関係団体との連絡に関すること。 ⑦ 農産物の被害調査に関すること。 ⑧ 被害農家に対する緊急融資に関すること。
	商工観光班	商工観光課長	商工観光課員	① 主要食糧の調達に関すること。 ② 応急食糧品の調達供給に関すること。

部名	班 名	班 長	班 員	事 務 分 掌
				③ 衣料、生活必需物資の調達供給に関すること。 ④ 災害救助物資の供給に関すること。 ⑤ 商工業者の被害調査及び復旧に関すること。 ⑥ 被害商工業者に対する緊急融資に関すること。 ⑦ 課所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
都市建設部	都市整備班	都市整備課長	都市整備課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 被災宅地危険度判定に関すること。 ③ 応急仮設住宅の設置に関すること。 ④ 野外収容施設の設置に関すること。 ⑤ 宅地開発事業者及びその宅地造成者との連絡調整に関すること。 ⑥ 公園、駐車場、袖ヶ浦バスターミナルの被害調査及び復旧に関すること。 ⑦ 部の所管業務に基づく被害状況の収集及び災害記録に関すること。 ⑧ 市営住宅の被害調査及び連絡調整に関すること。
	土木管理班	土木管理課長	土木管理課員	① 土木関係業者との連絡調整に関すること。 ② 道路等の障害物の除去に関すること。 ③ 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関すること。 ④ 土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ⑤ 市の主要道路の維持補修に関すること。 ⑥ 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること。 ⑦ 水防に関すること。 ⑧ 下水道施設（雨水）の被害調査及び復旧に関すること。 ⑨ その他土木に関すること。
	土木建設班	土木建設課長	土木建設課員	① 土木関係業者との連絡調整に関すること。 ② 道路等の障害物の除去に関すること。 ③ 道路、河川、橋りょう等の被害調査及び復旧に関すること。 ④ 土砂崩れに対する応急措置に関すること。 ⑤ 緊急交通路の確保に関すること。 ⑥ その他土木に関すること。
	下水対策班	下水対策課長	下水対策課員	① 下水道施設（污水）の被害調査及び復旧に関すること。 ② 袖ヶ浦市下水道BCP計画に基づく行動に関すること。
消防部	消防総務班	消防本部 総務課長	消防本部 総務課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 消防職員、消防団員の動員に関すること。 ③ 消防機関との連絡に関すること。 ④ その他部内各班に属さない事項に関すること。 ⑤ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関すること。
	消防警防班	消防本部 警防課長	消防本部 警防課員	① 消防計画の調整に関すること。 ② 消防機関との連絡に関すること。 ③ 消防水利施設の警備に関すること。
	消防予防班	消防本部 予防課長	消防本部 予防課員	① 火災その他災害の予防に関すること。 ② 災害発生による情報の収集及び広報に関すること。
	中央消防班 長浦消防班 平川消防班	中央消防署長 長浦消防署長 平川消防署長	中央消防署員 長浦消防署員 平川消防署員	① 水害、火災、その他災害の警戒及び防御に関すること。 ② 水害、火災、その他災害に係る救助業務に関すること。 ③ り災者の救急救護に関すること。 ④ 海岸、河川、堤防その他危険地域の警戒及び応急措置に関すること。 ⑤ その他部内各班の応援に関すること。

部名	班 名	班 長	班 員	事 務 分 掌
教育部	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	① 本部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ② 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること。 ③ 教育その他管理施設の被害調査及び復旧に関すること。 ④ 部の所管業務に基づく被害状況の収集に関すること。
	学校教育班	学校教育課長	学校教育課員	① 応急教育計画に関すること。 ② 教員の動員に関すること。 ③ 被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。
	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課員	① 社会教育諸団体等への協力要請に関すること。 ② 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 ③ 文化財の保護及び復旧に関すること。 ④ 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること。
	スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課員	① 社会体育施設の被害調査及び復旧に関すること。 ② 避難所（所管施設）の開設及び運営の指示に関すること。
	給食班	学校給食センター所長	学校給食センター職員	① 避難者への炊き出しに関すること。 ② 給食センターの被害調査及び復旧に関すること。
	協力班	市民会館館長	教育委員会の他班に属さない職員	① 教育部長の指示により部内各班の応援に関すること。 ② 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 ③ 避難所（所管施設）の開設及び運営に関すること。
協力部	協力班	議会事務局副局長	議会議務局員 会計室員 選挙管理委員会書記 監査委員 事務局書記 農業委員会事務局員	① 本部長(市長)の指示により各部の応援に関すること。

5 職員の動員・配置

(1) 動員及び参集

① 動員及び参集

全職員は、次のア～オの地震に際し動員指令を待たずに手段を尽くして、所定の部署に参集し、所定の体制をとる。

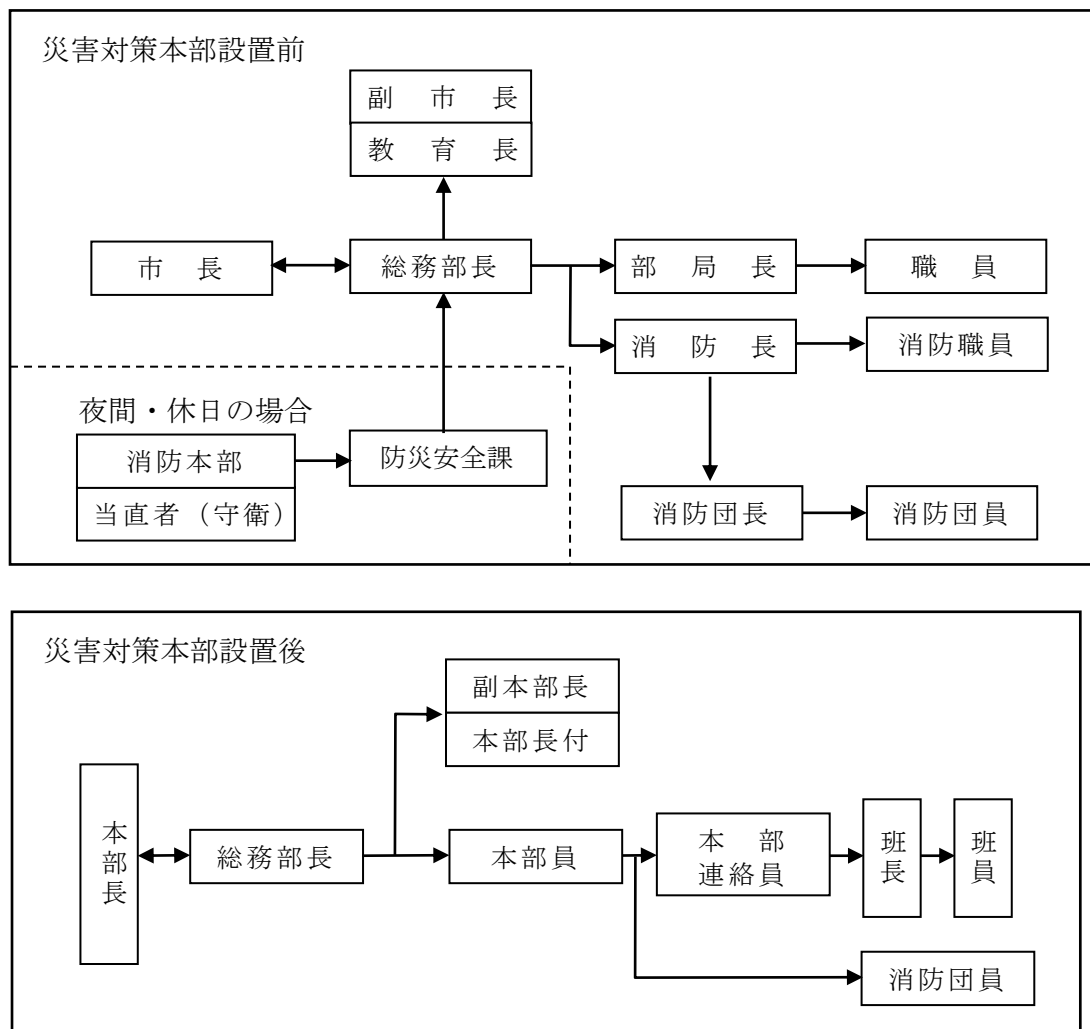
配備基準

ア 震度4（小規模地震体制） の地震発生	→	活動体制の区分に基づき、情報収集体制の体制をとる。（自動配備）
イ 震度5弱（小規模地震体制） の地震発生	→	活動体制の区分に基づき、警戒配備の体制をとる。（自動配備）
ウ 震度5強（中規模地震体制） の地震発生	→	活動体制の区分に基づき、第1配備の体制をとる。（自動配備）
エ 震度6弱（中規模地震体制） の地震発生	→	活動体制の区分に基づき、第2配備の体制をとる。（自動配備）
オ 震度6強以上（大規模地震体制） の地震発生	→	活動体制の区分に基づき、第3配備の体制をとる。（自動配備）

② 伝達

動員指令の伝達は、庁内放送、市防災行政無線、電話、メール等あらゆる手段をもって行う。

動員指令の伝達系統図



(2) 職員の配備及び報告

① 職員の配置

各部長（本部員）は、配備の指示を受けたときは、次の措置を講じる。

各部長（本部員）の措置

- ア 所属職員の掌握
- イ 所属職員の所定の配備場所への配置

② 職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて、防災安全班に報告する。防災安全班長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長(市長)に報告する。報告の時期については、本

部長(市長)が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

(3) 職員の服務

すべての職員は、配備が指示された場合、次の事項を遵守するものとする。

なお、災害への対応に係る諸活動を行うに際しては、熱中症予防をはじめとして、体調管理に十分配慮する。

職員の遵守事項

- ① 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払うこととする。

勤務時間外における遵守事項

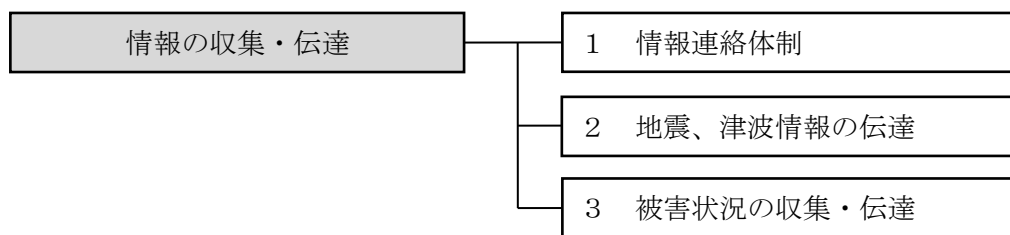
- ① 地震が発生し、その地震が「配備の基準」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、招集指令を待つことなく、自主的に指定の場所に参集する。
- ② 災害の状況により指定の場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、施設の責任者の指示に基づき災害対策に従事する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- ③ 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業しやすい服装を着用し、食糧1食分以上を持参する。
- ④ 参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第2節 情報の収集・伝達 《各部班》

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く市民や海岸付近にいる人等に伝達することが必要である。特に、避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は防災関係機関等と緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えておく必要がある。

【 体系 】



1 情報連絡体制（各部班）

(1) 指定電話・連絡責任者の指定

① 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

② 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

(2) 本部連絡員の派遣

① 市の各部

市の各部は、本部長(市長)と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部会議に派遣する。

② 防災関係機関

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡担当者を本部に派遣する。

なお、連絡担当者は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡に当たる。

(3) 有線通信網の利用方法

① F A X等の優先利用

災害対策本部・市各部出先機関・防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

② 災害時優先電話

市は災害時における迅速な通信連絡を確保するため、あらかじめ東日本電信電話（株）千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

③ 非常・緊急扱い電報の利用

災害時において、市が公共の利益のために緊急に通信を行う必要のある電報については、災害時優先電話としての承認を受けている電話から、次のとおり「非常扱い電報又は緊急扱い電報」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより、利用することができる。

なお、緊急扱い電報は、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に優先して取り扱われる。

ア 非常・緊急扱い電報の使用内容の範囲

非常扱い電報

- (ア) 災害の予防又は救援のために必要で緊急を要する事項
- (イ) 道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
- (ウ) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
- (エ) 電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- (オ) 秩序の維持のため緊急を要する事項

緊急扱い電報

- (ア) 火災、感染症、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
- (イ) 治安の維持のため緊急を要する事項
- (ウ) 天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報告を内容とする事項
- (エ) 上下水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

イ 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局の承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）により行う。

市から発信を請求する場合には、115番を回し、「非常扱い電報」又は「緊急扱い電報」であることをはっきり告げて、申し込む。

なお、緊急の場合等で、非常通話と確認できる場合については、通常の加入電話からも利用できる。

ウ 接続・電送順位

優先利用の請求を受けた電話取扱局は、次の区分により、優先的な取扱を実施する。

非常電防及び緊急電報の優先内容

区 分	内 容
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取扱う。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取扱う。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

① 千葉県・隣接市及び防災関係機関との連絡

県防災行政無線又は県防災情報システム等を利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

② 消防庁との連絡

県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

③ 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関及び災害現場等に出動している各部、市社会福祉協議会との連絡は、I P無線機により行う。

なお、市と中央消防署、長浦消防署、平川消防署間の連絡は、I P無線機及び衛星携帯電話により行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、伝令の派遣等による。

※資料編 資料 4-7 消防無線の現況

④ その他非常無線の利用

非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じたときは、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

災害の状況によりアマチュア無線等の無線局に適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

※資料編 資料 4-2 袖ヶ浦市非常通信ルート

(5) 無線通信の利用

① 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に災害対策本部においては、防災安全班長が、市防災行政無線管理運用規程に基づき、概ね次のとおり通信の統制を行う。

ア 無線機器の管理

(ア) I P無線機の集結

本庁内の I P無線機は、市災害対策本部に一旦集結させる。

(イ) 移動局の搬出

市災害対策本部に集結した I P 無線機の搬出・使用は、防災安全班長が指示する。

イ 通信の原則

移動局からの通話は、すべて市災害対策本部に対して行うものとする。その他の次の原則に基づき行う。

通信の統制の原則

- (ア) 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等の重要性の高い通信を優先）
- (イ) 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る。）
- (ウ) 無線機相互通信の禁止の原則（無線機相互通信の必要があるときは、統制者の許可を得る。）
- (エ) 簡潔通話の実施の原則
- (オ) 専任通信取扱者の設置

② 通信の制約に対する対応策

災害時には、次のような制約が予想される。

- ア 使えない（不通・故障・電源不良等）
- イ 混雑している（話し中・混信・宛先不明等）
- ウ 聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）

以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要であるため、次のように対応する。

対応策事例

- (ア) 使えないとき
代替の通信手段によるが、それでも困難な場合には、伝令を派遣する。
- (イ) 混雑しているとき
混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局にあげてもらおうようにする。
また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。
- (ウ) 聞き取りが困難なとき
周囲が騒がしく聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。
また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。

※ 資料編 資料 1-4 袖ヶ浦市防災行政無線局管理運用規程

(6) 放送局に対する放送の要請

災害時における、通知、要請、伝達又は警告が緊急を要し、その通信に特別の必要があるときは、放送機関に放送を要請し（災対法第 57 条）、市民等へ必要な情報を提供する。

放送機関と要請事項

放送機関	要請事項	根拠法令
日本放送協会千葉放送局 千葉テレビ放送（株） （株）ベイエフエム （株）ニッポン放送 かずさエフエム（株） 市原FM放送（株） （株）ジェイコム千葉	① 放送要請の理由 ② 放送事項 ③ 希望する放送日時・送信 系統 ④ その他必要な事項	災害対策基本法 第57条 （かずさエフエム（株）、 市原FM放送（株）、 （株）ジェイコム千葉 については協定締結）

※資料編 資料 2-29 災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））

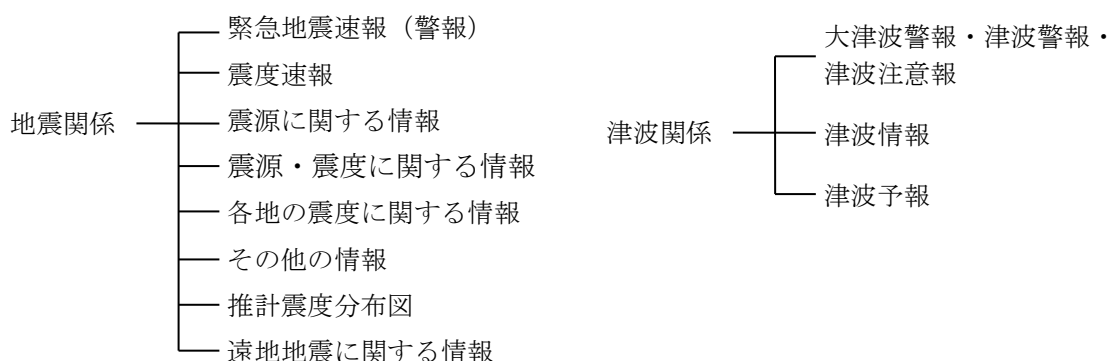
※資料編 資料 2-30 災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））

※資料編 資料 2-32 災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）

2 地震、津波情報の伝達（気象庁）

(1) 警報及び情報等の種類

地震、津波に関する警報及び情報等は次のとおりである



(2) 緊急地震速報

① 緊急地震速報の発表

ア 緊急地震速報の役割

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地点の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報である。

イ 発表の基準

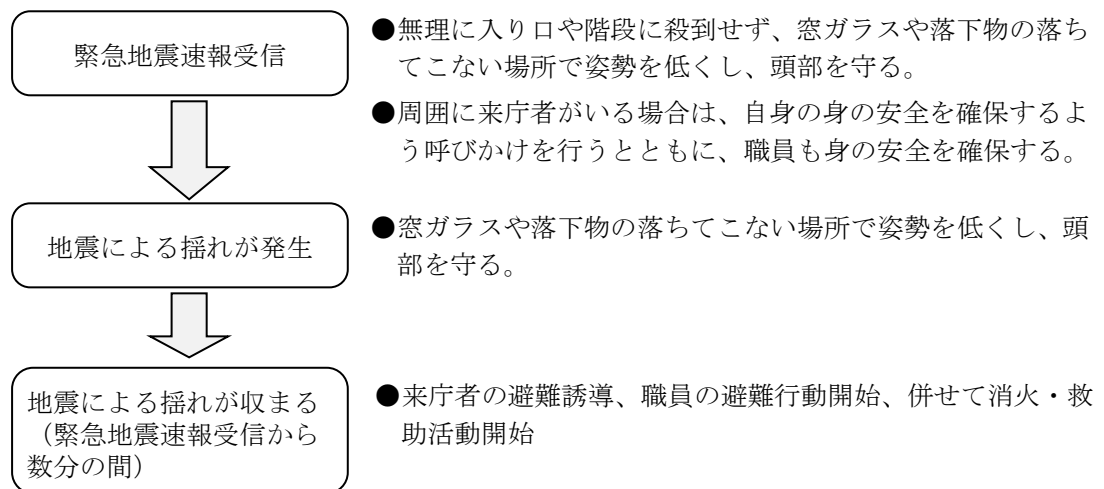
気象庁は、地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に、強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4以上が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

② 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、市防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、電子

メール（生活安全メール、緊急速報メール）等を通して市民に伝達する。

③ 緊急地震速報を受信した場合の対応の主な流れ



④ 緊急地震速報受信時の対応方法

ア 周りに来庁者が無く、自らの安全を確保する場合	・最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる。 ・近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。 ・窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
イ 周囲に来庁者がいる場合	次の点に配慮しながら、自らの安全も確保する。 ・出口や階段等に人が殺到している中で地震による揺れが発生すると集団転倒等の被害につながるため、あわてて行動し、出口や階段などに殺到することのないよう呼びかける。 ・落ち着いて安全な場所（落下物や倒れかかるものがない、窓ガラスから離れた場所）で身を守るよう呼びかける。 ・窓際にいる人などは、ガラスや落下物のない安全な場所へ誘導し、頭部を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。対応した職員は一緒に待機する。
ウ エレベータ内	・エレベータを利用中の場合は、最寄りの階に停止させ、エレベータの停止後、速やかに機外に出て、揺れに備える姿勢をとる。
エ 公用車内	・公用車を運転している場合は、あわてて急に速度を落とさず、ハザードランプを点灯させ周囲の車への注意喚起を行いながら、緩やかに速度を落とす。 ・大きな揺れを感じたら、後続車に注意しながら道路の左側に停車する。

(3) その他の地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報（警報）	・震度4以上を予想した地域	最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を良さ応じた地域に対して発表する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

注）各情報に用いる震度について

情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74箇所）、気象庁（20箇所）、防災科学技術研究所（11

箇所)、千葉市(4箇所)、松戸市(1箇所)により設置された震度計のデータを用いている(令和3年4月1日現在)。

(4) 津波に関する情報

① 警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報(大津波、津波)又は津波注意報を発表する。千葉県は、津波予報区の千葉県九十九里・外房、千葉県内房、及び東京湾内湾に属しており、市は「東京湾内湾」に属する。

津波警報・注意報の種類と発表基準等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報※	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

② 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

③ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣りなどに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

② 優先して収集・報告する情報

人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

③ 被害数値等の調整

被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

④ 情報収集体制

情報収集の迅速・正確を期するため、収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

⑤ 千葉県等への応援要請

災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確な災害対処に必要な各種情報の交換等を行うため、県から派遣された情報連絡員と、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集・交換する。

その結果、情報連絡員との協議により把握された支援ニーズにより、県職員等の迅速な応援を要請する。

甚大な被害により、物資の提供や調達が困難になった場合には、情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食糧及び燃料等の生活必需物資の迅速な供給を要請する。

※資料編 資料 2-31 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

⑥ り災世帯・り災人員等の把握

り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

⑦ 無人航空機を活用した情報収集

被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、災害対策本部及び関係機関が連携し、無人航空機も活用した情報収集活動を行う。

(2) 被害状況の収集

① 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、概ね次のとおりとする。

災害発生後、直ちに収集すべき情報

ア 人的被害

(ア) 市民

(イ) 児童生徒、市施設への来所者・入所者、職員等

イ 物的被害

- (ア) 庁内（本庁舎、出先機関）、消防署等の防災関係機関施設
- (イ) 学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
- (ウ) 住家、商業施設・農林業施設、危険物取扱施設等

ウ 機能的被害

- (ア) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理施設等の生活関連機能
- (イ) 道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能
- (ウ) 医療・保健衛生機能

② 収集の実施者

被害状況収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員が当たる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧は、概ね次のとおりである。

※資料編 資料 3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

※資料編 様式 6 市の報告様式

市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況等の内容
市	施設の管理者	ア 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 イ 所管施設の物的被害及び機能的被害
	職務上の関連部課	ア 農・商・工業施設、危険物取扱施設等の物的被害 イ その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
	消防部	ア 人的被害
	中央消防班	イ 住家の被害（物的被害）
	長浦消防班 平川消防班 （消防本部及び各消防署）	ウ 火災発生状況及び火災による物的被害 エ 危険物取扱施設の物的被害 オ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 カ その他消防活動上必要な事項
防災関係機関	警察署	ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ウ 犯罪の防止に関し取った措置 エ その他活動上必要な事項
	その他の防災関係機関	ア 市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対し既にとった措置 イ 震災に対し今後取ろうとする措置 ウ その他活動上必要な事項

(3) 被害状況の取りまとめ

① 情報の総括責任者

情報の総括責任者を次のとおり定める。

情報の総括責任者

区別	情報の総括責任者	
	災害対策本部職名	平常時職名
総括責任者	総務部長	総務部長
取扱責任者	防災安全班長	防災安全課長

② 各部からの報告

各部は、災害が発生してから応急対策が完了するまでの間、次の表の手順のとおり、防災安全班へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

防災安全班への報告の手順

報告の区分	報告の時期	留意事項
発生 (災害緊急報告)	情報を覚知後、直ちに報告	・ 人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。 ・ 迅速性を第1に報告のこと。 ・ 部分情報、未確認情報も可。ただし情報の出所を明記のこと。
経過 (即報及び災害詳細報告)	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②本部から別途指定があった場合は、その指定する時刻まで	・ 災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 ・ 応急対策の実施の間、必要と認める事項を報告する。
確定 (災害確定報告)	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合	・ 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。

③ 被害状況の取りまとめ

防災安全班は、各部からの情報の取りまとめに当たっては、次の点に留意するものとする。

情報の取りまとめにあたっての留意事項

- ア 確認された情報による災害の全体像の把握
- イ 至急確認すべき未確認情報の把握
- ウ 情報の空白地区の把握
- エ 被害軽微若しくは無被害である地区の把握

(4) 調査班による災害地調査

① 災害地調査の実施

本部長(市長)は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を図るため、必要に応じ調査班長に対して、災害地調査の実施を命ずる。

② 調査の実施要領

ア 調査班の編成

調査班長は、本部長(市長)の指示に基づき、災害地調査実施のため班を編成する。

班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、概ね次のような編成とする。

班編成の目安

活動項目の目安	班数	1班当たりの構成員	備 考
連絡調整	1	職員 2名	調査1班 調査2班
調査表集計	1	職員 3名	
住家被害調査	10	職員 2～3名	
特命調査	2	職員 2名	

イ 調査事項及び実施要領

調査事項及び実施要領は、概ね次のとおりとする。

調査事項

- (ア) 被害状況
- (イ) 応急措置状況
- (ウ) 災害地市民の動向
- (エ) その他災害対策上必要な事項

実施要領

- (ア) 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、区等自治会、自主防災組織その他協力団体・市民等の協力を得て、実施する。
- (イ) 無線通信機等の有効適切な活用を図り、調査の結果を調査班長を通じて、防災安全班へ報告する。
- (ウ) 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに調査班長を通じて、防災安全班へ報告する。

※資料編 様式6 市の報告様式

(5) 千葉県（災害対策本部）への報告

① 報告の手段

千葉県及び君津地域振興事務所への報告は、次の手段を用いて行う。

君津地域振興事務所への報告の手段

- ア 県防災情報システム
- イ 県防災行政無線（FAX、電話）
- ウ 一般加入電話（FAX、電話）

② 報告すべき事項

報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - (イ) 主な応急措置の状況
 - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による市民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

③ 報告の手順等

報告の手順等

ア 防災安全班は、各部から報告された被害状況及び措置状況の取りまとめに当たっては、調査漏れや重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、千葉県への報告前において、再調査するものとする。

イ 被害即報は、規定された報告の区分及び様式にしたがって、県防災情報システム、県防災行政無線、電話で報告する。被害状況の把握後、迅速第一に「災害緊急報告」の第一報を入れ、以後、被害状況の把握の都度「災害緊急報告」を行う。また、「災害総括報告（即報）」を定時に行う。

なお、報告すべき被害は、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

ウ 「災害総括報告（確定報告）」は、災害の応急対策が終了した日から10日以内に文書で行う。

千葉県に行う被害情報報告の区分及び様式

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
災害緊急報告	覚知後、直ちに報告	・人的被害及び住家被害を重点にする。 ・迅速性を第一に報告のこと。 ・部分情報、未確認情報も可。	県様式1－1
災害総括報告（即報） 災害詳細報告	定時報告は、原則として、1日当たり2回とし9時、15時現在の状況を指定時刻までに報告。災害状況により県が指示した時限に報告する場合あり。	・災害緊急報告として報告した情報を含め、確認された事項を報告する。 ・全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。	県様式2－1 県様式3～22
災害総括報告（確定報告）	応急対策終了後10日以内	・被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するようにする。	県様式2－1 2－2

※資料編 資料3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

※資料編 様式7 千葉県の報告様式

④ 報告先

被害情報を収集し県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により、千葉県本部事務局（危機管理課）に報告する。

ただし、千葉県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告する。

なお「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（平成20年9月9日一部改正）」により被害の有無を問わず、第1報等について千葉県と併せて国に報告する。

また、大規模な災害により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を、

国（総務省消防庁）及び千葉県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立地区については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、千葉県に連絡する。

また、市は、当該地区における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

報告先一覧

千葉県庁連絡先	平常時	勤務時間内	防災危機管理部 危機管理課 災害対策室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） F A X 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） 電 話 043-223-2175 F A X 043-222-1127
		勤務時間外	防災行政無線 統制室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） F A X 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） 電 話 043-223-2178 F A X 043-222-5219
	災害時	災害対策本部 設置前	防災危機管理部 危機管理課 情報収集作業室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7310 F A X 500-7630 電 話 043-223-2149 F A X 043-222-5208
		災害対策本部 設置後	千葉県 災害対策本部 事務局	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 500-7310 F A X 500-7630 電 話 043-223-2149 F A X 043-222-5208
	君津地域振興事務所		地域振興課	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 510-721 F A X 510-722 電 話 0438-23-1111 F A X 0438-23-7495
	総務省 消防庁	勤務時間内	消防庁 応急対策室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） F A X 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） 電 話 03-5253-7527 F A X 03-5253-7537
		勤務時間外	消防庁 宿直室	○県防災行政無線 ○一般加入電話	電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） F A X 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） 電 話 03-5253-7777 F A X 03-5253-7553

千葉県への報告の種類及び要領

報告の種類		内容	報告時期・方法
災害緊急報告		1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 当該災害に対して講じた応急対策の状況について報告 4 本部等の設置状況、避難情報の発令状況、措置情報、指定避難所の設置状況等について報告	① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに（電話、FAX）
災害 総 括 報 告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民避難等の状況	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合は、その指定時刻まで（電話、FAX及び端末入力）
	確定時報告	同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 本部の設置、職員配備、市民避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害額及び産業別被害額	応急対策終了後、10日以内（端末入力及び文書）
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで（端末入力及び文書）
災害詳細報告		災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合は、その指定時刻まで（電話、FAX及び端末入力）

各部が千葉県に行う被害情報等の報告先

項 目	所 管	報 告 先
公共土木施設等関係	都市建設部	君津土木事務所
農林業施設等関係	環境経済部	君津農業事務所 中部林業事務所
漁業生産施設等関係	環境経済部	南部漁港事務所
商工施設等関係	環境経済部	県商工労働部経済政策課
文教施設等関係	教育部	南房総教育事務所
危険物施設等関係 (核燃料物質使用施設含む)	消防部	県防災危機管理部消防課
社会福祉施設等関係	福祉部	県健康福祉部健康福祉政策課
下水道施設等関係	都市建設部	県県土整備部下水道課
農業集落排水等施設	都市建設部	県農林水産部農地・農村振興課 君津農業事務所
清掃施設等関係	環境経済部	県環境生活部廃棄物指導課
医療施設等関係	市民子育て部	君津保健所（君津健康福祉センター）
港湾施設等関係	都市建設部	千葉港湾事務所袖ヶ浦支所

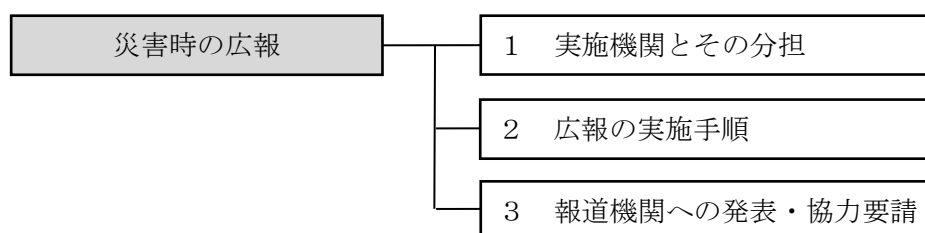
※資料編 資料 3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

※資料編 様式 7 千葉県の報告様式

第3節 災害時の広報 ≪秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団≫

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。
このため、市は、広報媒体を十分に活用し、市民に対し、迅速かつ適切な広報活動を展開する。

【 体系 】



1 実施機関とその分担（秘書広報班、防災安全班、下水対策班、消防部、警察署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 秘書広報班

秘書広報班は、本部長(市長)の決定に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

① 災害時の広報

ア 避難に関すること。

(ア) 避難情報に関する周知

(イ) 避難の際の注意と避難誘導方法・避難路の周知

イ 二次災害防止に関すること。

(ア) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意

(イ) デマ情報に対する注意

ウ 災害情報及び被災状況に関すること。

(ア) 地震の規模

(イ) 延焼火災の発生状況

(ウ) がけ崩れその他地盤災害の発生状況

エ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること。

(ア) 本部の設置

(イ) その他

オ その他必要な事項

② 被災者に対する広報

ア 指定避難所の開設、指定緊急避難場所の開放状況

- イ 医療救護、衛生知識の周知
- ウ 給水、給食等の実施状況
- エ 上下水道施設の復旧状況
- オ 電気、通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
- カ 被災地の状況
- キ その他

(2) 消防部

消防部は、本部長(市長)の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、勤務時間外時に災害が発生した場合は、本部体制が整うまでの間、市民への必要な情報提供を代行する。広報手段は、市防災行政無線や生活安全メール、広報車等によるものとする。

- ① 出火の防止、初期消火の呼びかけに関すること。
- ② 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること。
- ③ 避難情報の伝達・誘導に関すること。
- ④ その他、市民の安心・安全のために必要な情報に関すること。

(3) かずさ水道広域連合企業団

かずさ水道広域連合企業団は、市、消防機関その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて、広報活動を実施する。

- ① 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- ② 給水拠点の位置及び応急給水状況
- ③ 水質についての注意
- ④ その他震災発生時に必要な事項

(4) 下水対策班

下水対策班は、本部長(市長)の決定に基づき、次の事項に重点を置いて、広報活動を実施する。

- ① 下水道施設の被害状況及び利用制限
- ② 下水道施設の復旧見込み
- ③ その他、震災発生時に必要な事項

(5) 木更津警察署

木更津警察署は、市、消防機関その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- ① 被害に関する情報に関すること。
- ② 避難・救援活動に関すること。
- ③ 治安の維持及び犯罪の予防に関すること。
- ④ 道路交通規制に関すること。
- ⑤ その他の警察措置に関すること。

(6) 東日本電信電話(株) 木更津営業支店

災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- ① 通信途絶、利用制限の理由
- ② 通信途絶、利用制限の内容
- ③ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- ④ 通信利用者に協力を要請する事項
- ⑤ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始
- ⑥ その他事項

(7) 東京電力パワーグリッド（株）木更津支社

電気による災害を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

また、電力施設の被害状況、復旧予定時間等については、市との連絡を図るとともに、可能な限りPR車や市防災行政無線を通じて直接当該地域に周知する。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 災害直後には、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項

(8) 東京ガス（株）千葉支社

災害時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、袖ヶ浦市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

- ① 災害時（供給を継続している場合）
 - ア ガスが漏れてにおいがしないか、確認すること。
 - イ ガスのにおいがする場合、火は使用しないこと。
 - ウ ガスのにおいがする場合は、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉め、窓を開け、すぐ東京ガスに連絡すること。
 - エ ガスのにおいがしない場合でも、ガス給湯器の排気筒の外れなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合には、ガス機器は使用しないこと。
- ② 災害時（供給停止をした場合）
 - ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、安全のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めること。
 - イ 東京ガスの係員が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでは

ガスを使用しないこと。

③ ガス供給を再開する場合

ア あらかじめ通知する安全確認の当日はなるべく在宅すること。

イ 安全確認が終了するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ 安全確認の当日不在の場合は、必ず最寄りの東京ガスに連絡すること。

エ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め最寄りの東京ガスに連絡すること。

2 広報の実施手順（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 広報活動の方法（手段）

市が市民に対して実施する広報活動の方法（手段）は、原則として、防災行政無線（固定系）、ホームページ、電子メール、SNS、広報車によって行う。

また、必要に応じて職員による現場での指示やチラシ・ビラの配布・掲示をはじめ、他の機関又は団体等の応援・協力を求めるなど、市が使用できるあらゆる広報手段の活用により、広報活動に万全を期するものとする。

なお、広報活動の方法（手段）の選定は、本部長（市長）から特に指示された場合を除き、秘書広報班が次のとおり、状況を判断の上、適切かつ必要に応じ、手段所管班に広報を指示する。

① 緊急に伝達する必要があるもの

事 例	ア 避難情報 イ 火災防止指示
手 段	ア 防災行政無線（固定系）、広報車、現場での指示 イ あわせて警察署、消防署その他の防災関係機関に協力を要請 ウ ホームページ、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）、SNS

② 一斉に伝達する必要があるもの

事 例	ア 地震発生直後の地震情報及び二次災害防止のための一般的注意事項 イ 安否情報 ウ 災害対策本部・救護所の設置等応急対策活動の実施状況
手 段	ア 防災行政無線（固定系）、広報車 イ ラジオ・テレビ・報道機関への発表、協力の要請 ウ ホームページ、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）、SNS

③ 時期又は地域を限定して伝達するもの

事 例	復旧状況、防疫・清掃、給水活動等に関する事項
手 段	ア 広報車 イ 防災行政無線（固定系） ウ 現場での指示、チラシ・ビラの配布、掲示

	エ ラジオ・テレビ・報道機関への発表、協力の要請 オ ホームページ、電子メール（生活安全メール、緊急速報メール）、SNS
--	---

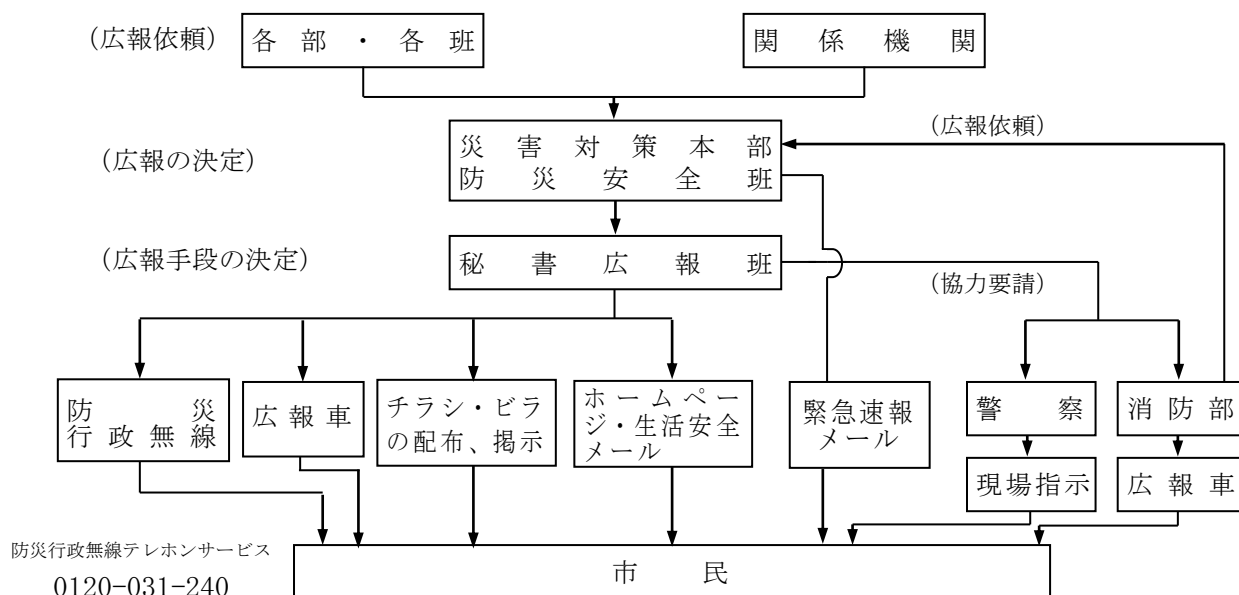
(2) 広報活動の決定

災害時に市が行う広報活動は、おおよそ次の2つの場合が想定される。

- ① 災害対策本部（長）の自主的な判断によるもの
- ② 各担当部（班）、防災関係機関からの広報依頼によるもの

いずれの場合についても、広報活動を実施する決定は、本部長（市長）が行うこととする。指揮命令系統は、原則として広報ルートの一歩化を図り、広報情報の不統一を避ける観点から、次の図のとおりとする。

広報依頼から市民への周知までの流れ



(3) 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとするが、防災訓練や自主防災組織との交流等を通じて、聞きまちがいのより少ない適切な広報となるよう努める。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波に関する情報
- ③ 気象に関する情報
- ④ 災害対策本部設置の情報
- ⑤ 避難準備の周知
- ⑥ 避難の指示、誘導
- ⑦ 救護所設置
- ⑧ 防疫・保健衛生に関する周知
- ⑨ 被害に関する情報
- ⑩ 交通に関する情報

※資料編 資料 4-5 災害に関する広報文例

3 報道機関への発表・協力要請（秘書広報班、消防部）

(1) 災害対策本部の発表

① 災害対策本部設置前

秘書広報班が記者クラブを通じて報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

② 災害対策本部設置後

災害対策本部は、秘書広報班を担当窓口として、報道機関に対して被災者に関する情報の発表・協力の要請を行う。

また、秘書広報班は、災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて市庁舎に臨時記者詰め所及び共同記者会見所を設置する。

発表は、原則として、本部長(市長)の決定に基づき、危機管理監が共同記者会見方式で行う。

なお、ラジオ、テレビに対する広報の協力の要請については、原則として、千葉県を通じて行うが、千葉県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接放送機関に要請する。

※資料編 資料 2-29 災害時における災害情報の放送に関する協定書（かずさエフエム（株））

※資料編 資料 2-30 災害時における災害情報の緊急放送に関する協定書（市原FM放送（株））

※資料編 資料 2-32 災害時における放送等に関する協定（（株）ジェイコム千葉）

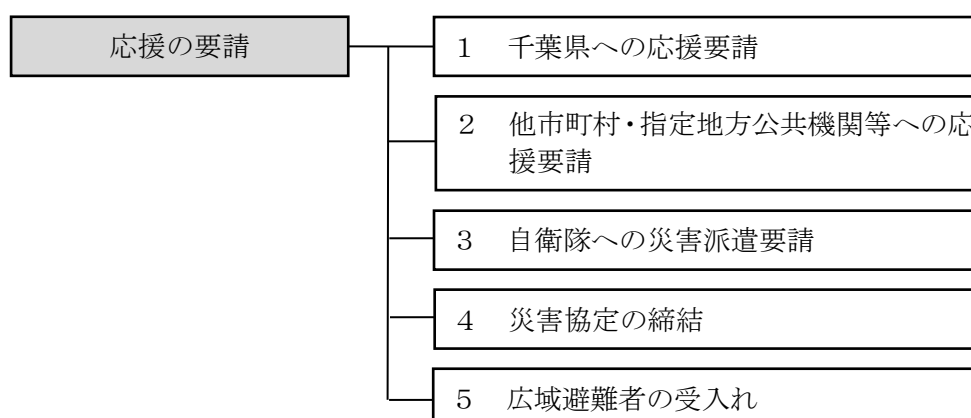
(2) 消防部の発表

警戒防御に関する発表は、秘書広報班が行う共同記者会見の場で、消防長が行う。
なお、必要に応じて、現場行動及び状況等については、現場最高責任者が行う。

第4節 応援の要請 ≪秘書広報班、市民協働推進班、防災安全班、都市整備班、消防部、かずさ水道広域連合企業団≫

大規模地震時には、被害が拡大し市単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。このため、市は、あらかじめ千葉県や他市町村、防災関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

【 体系 】



1 千葉県への応援要請（秘書広報班）

(1) 要請の手続

本部長(市長)は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する。

本部長(市長)の決定を受け、知事に、応援又は応急措置の実施を要請する場合は、千葉県（危機管理課）に対し、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

千葉県の連絡先

連絡先	電 話	県防災行政無線
県危機管理課	043-223-2175	500-7320
休日・夜間用	043-223-2178	500-7225

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

千葉県への応援要請の内容・事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援要請 又は応急措置の 実施の要請	① 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を 要請する理由 ② 応援を希望する期間 ③ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資 材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応 急措置内容） ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

2 他市町村・指定地方公共機関等への応援要請（秘書広報班、防災安全班、消防部、かずさ水道広域連合企業団）

(1) 県内市町村への要請又は応援

- ① 本部長(市長)の決定を受けて県内市町村へ要請する場合については、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月23日）に基づいて、次の事項を明らかにして、千葉県又は各市町村へ県防災行政無線又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出する。

また、応援に要した費用の負担については、協定に基づき行う。

なお、他市町村において災害が発生した場合は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。この時、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

県内市町村への応援要請の内容・事項等

要請の内容	要請時に明らかにすべき事項
① 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥ 被災傷病者の受入れ ⑦ 死体の火葬のための施設の提供 ⑧ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ ボランティアの受付及び活動調整 ⑩ ①～⑨に定めるもののほか、特に必要を要する事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的な内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか必要な事項

※資料編 資料 2-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

② 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を策定し、受援計画に基づく災害時受援体制の構築・強化を図る。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関、指定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

要請又は斡旋を求める場合は、千葉県に対し県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

なお、要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。また、費用の負担については、法令に基づき行う。

指定地方行政機関等への要請事項

要請の内容	事項	根拠法令
職員派遣・斡旋要請	① 派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	派遣： 災害対策基本法第29条 斡旋： 災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

また、千葉県及び県内市町村では十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく、国への応援要請を行う。

(3) 消防機関の応援

① 消防機関への要請

本部長(市長)の決定を受けて県内消防機関による応援を求める場合については、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、要請を行う。

また、本部長(市長)は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。この場合において、知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請するものとする。

なお、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の各部隊の後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

② 消防機関による応援

市は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

※資料編 資料 2-7 千葉県広域消防相互応援協定書（県内市町村）

(4) 水道事業体等への要請

かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業体等に応援を求める場合については、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、千葉県に要請を行う。

※資料編 資料 2-35 千葉県水道災害相互応援協定（県内水道事業体）

※資料編 資料 2-36 公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（（社）日本水道協会千葉県支部）

3 自衛隊への災害派遣要請（秘書広報班、防災安全班）

(1) 災害派遣要請基準

- ① 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ事態からやむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とする。
- ② 自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(2) 派遣要請の手続

- ① 本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣が必要と認めた場合は秘書広報班長に命じて、知事に次の事項を明記した文書をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合は、口頭、県防災行政無線又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊派遣要請依頼書

ア 提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
イ 提出部数	1 部
ウ 記載事項	
	(ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
	(イ) 派遣を希望する期間
	(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
	(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

※資料編 様式 1 自衛隊派遣要請の様式（県への要請の様式）

- ② 本部長(市長)は、緊急避難や人命救助の場合等、事態が急迫し、知事に要請するいとまがないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し通知する。
また、本部長(市長)は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及

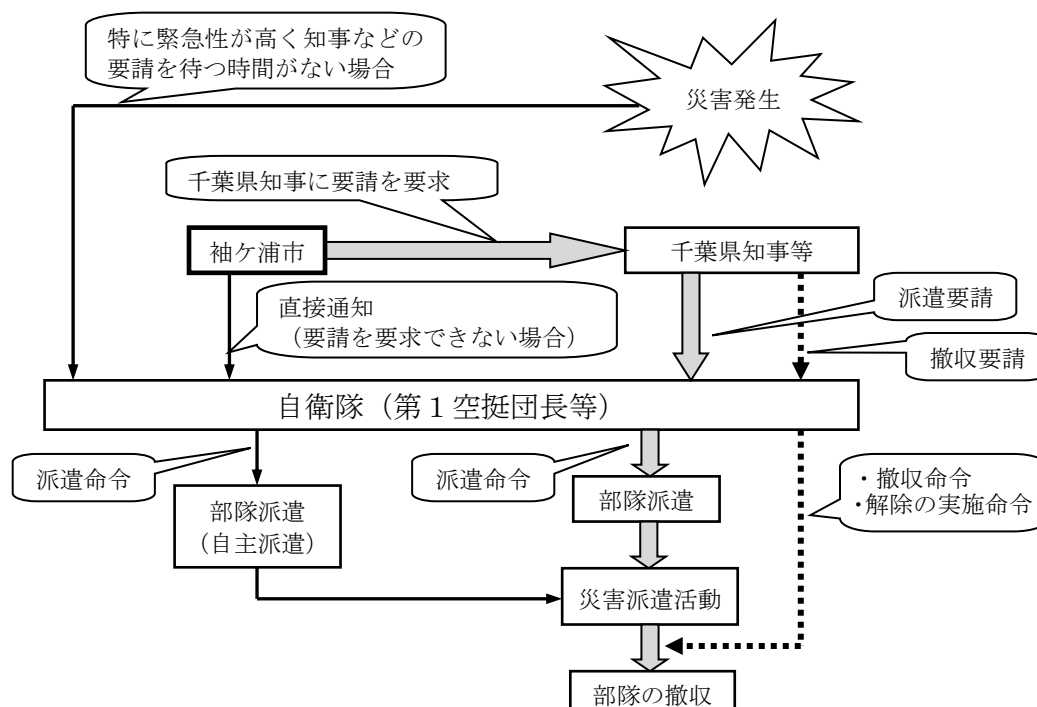
び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

- ③ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。

この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

要請から派遣、撤収までの流れ



要請文書のあて先

区 分	あて先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山2-3

自衛隊派遣要請の緊急時の連絡先

部隊名 (駐屯地等名)			連絡責任者		電話番号 ()内は時間外	県防災行政 無線
			時間内 (8:00～17:00)	時間外		
県内	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236(302)	632-721 当)632-725
		高射学校 (下志津)	企画副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 203～205(302)	500-9661 当)500-9663
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 当)633-724
		需品学校 (松戸)	企画室副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202、203(302)	636-721 当)636-723
	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	柏 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	柏 04-7191-2321 内線 2213(2220)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213、413(222)	634-721
県外	航空自衛隊	第4補給処 木更津支処 (木更津)	総務課 企画班長	分屯基地当直	木更津 0438-41-1111 内線 207(225)	638-721 当)638-724
	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部 防衛班長	司令部 当直部長	東京 03-3933-1161 内線 238、239(207)	
		東部方面航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 042-524-9321 内線 234(302)	
	海上自衛隊	横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部第3 幕僚室防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543(2222)	637-721 637-723

(3) 災害派遣部隊の受入れ措置等

本部長(市長)は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けた時は、防災安全班長、総務班長に命じて、次のとおり部隊の受入れ措置を行う。

なお、自衛隊の各部隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点の候補地をあらかじめ選定しておくものとする。

災害派遣部隊の受入れ手順

項 目	活 動 内 容										
準 備	ア 作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項を網羅した実効性のある計画を作成する。 (ア) 作業箇所及び作業内容 (イ) 作業箇所別必要人員及び必要資材 (ウ) 作業箇所別優先順位 (エ) 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所 (オ) 部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 イ 作業実施に必要なとする十分な資材の準備を備え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。 ウ 自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。										
受入れ (注) 四方向に 障害物のない 広場のとき	エ 派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。 (ア) 本部事務室 (イ) 宿舎 (ウ) 材料置場、炊事場(野外の適切な広さ) (エ) 駐車場(車1台の基準は3m×8m) (オ) ヘリコプター臨時離発着場 <table border="0"> <tr> <td>機種</td><td>必要地積(最少)</td></tr> <tr> <td>OH-6J</td><td>30m×30m</td></tr> <tr> <td>UH-1H</td><td>36m×36m</td></tr> <tr> <td>UH-60</td><td>50m×50m</td></tr> <tr> <td>CH-47</td><td>100m×100m</td></tr> </table>	機種	必要地積(最少)	OH-6J	30m×30m	UH-1H	36m×36m	UH-60	50m×50m	CH-47	100m×100m
機種	必要地積(最少)										
OH-6J	30m×30m										
UH-1H	36m×36m										
UH-60	50m×50m										
CH-47	100m×100m										
県への報告	オ 秘書広報班は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて報告する。										

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

自衛隊の災害派遣部隊の救援活動内容は、次の表のとおりである。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	利用可能な消防車、その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需物資等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は知事が本部長(市長)及び派遣部隊の長と協議して行う。

本部長(市長)は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

(6) 経費負担区分

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、その活動が、他市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を決める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議する。

(7) 自衛隊の即応態勢

- ① 情報収集
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- ② 初動対処態勢
 - ア 陸上自衛隊
各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。
 - イ 緊急時の人命救助
救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。
 - (ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
 - (イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

4 災害協定の締結

(1) 災害協定の目的

市が単独で実施する災害対策のほか、他の地方公共団体や民間事業者と協力して生活物資・資機材・輸送手段・集積場所の確保や応急復旧活動を実施することで、速やかに市民生活の安定を図る。

(2) 協定締結先

- ① 地方公共団体
 - ア 千葉県及び県内すべての市町村（相互応援）
 - イ 木更津市（東京湾アクアライン連絡道消防相互応援）
 - ウ 平成3年生まれ同期市（相互応援）
 - エ 石油基地自治体協議会加盟団体（相互応援）
 - オ 全国LNG火力発電所所在10市町村（相互応援）
- ② 郵便
 - ア 日本郵便（株）袖ヶ浦郵便局（郵政事業の災害特別事務等）

③ 医療関連

- ア (一社) 君津木更津医師会 (医療救護)
- イ (一社) 君津木更津歯科医師会 (歯科医療救護)
- ウ NPO法人君津木更津薬剤師会薬業会 (救援支援)

④ 物資関連

- ア (株) 主婦の店 (生活物資の供給)
- イ (有) 吉田商店 (生活物資の供給)
- ウ イオンリテールストア (株) イオン長浦店 (生活物資の供給)
- エ 生活協同組合ちばコープ (生活物資の供給)
- オ 君津市農業協同組合 (生活物資の供給、物資集積場所の提供)
- カ 千葉県石油商業組合袖ヶ浦支部 (燃料の供給)
- キ 日進レンタカー (株) 袖ヶ浦営業所 (輸送車両の提供)
- ク (一社) 千葉県エルピーガス協会木更津支部 (燃料の供給)
- ケ (株) セブン-イレブン・ジャパン (物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開)
- コ (一社) 日本福祉用具供給協会 (福祉用具等物資の供給)
- サ NPO法人コメリ災害対策センター (物資の供給)
- シ (株) ゼンリン (地図製品等の供給)
- ス (株) アクティオ (レンタル機材等の提供)
- セ 富士石油 (株) 袖ヶ浦製油所 (消防車両等への燃料供給)
- ソ コバシ (株) (ダンボール製品の調達)
- タ 千葉トヨペット (株) (電動車両等の支援)
- チ (株) クラナミ (畳の供給)

⑤ 情報関連

- ア かずさエフエム (株) (災害情報の放送)
- イ 市原FM放送 (株) (災害情報の放送)
- ウ 国土交通省関東地方整備局 (災害時の情報交換)
- エ (株) ジェイコム千葉 (災害時の放送等)
- オ ヤフー (株) (災害に係る情報発信等)
- カ 東京ガス (株) 千葉支社 (情報発信ツールの活用)

⑥ 応急対策

- ア 袖ヶ浦市建設業協同組合 (公共土木施設の応急復旧)
- イ 袖ヶ浦造園協同組合 (公共土木施設の応急復旧)
- ウ 袖ヶ浦電業会 (電気設備等の応急復旧)
- エ 袖ヶ浦市管工事業協同組合 (上水道の応急復旧)
- オ 袖ヶ浦市測量設計業協同組合 (調査、測量及び設計等)
- カ ヴェオリア・ジェネッツ (株) (応急給水)
- キ 袖ヶ浦市建築業協力会 (公共施設等の応急復旧、仮設住宅の建設)

- ク 八富企業・丸栄産業（公共施設の安全施設等の応急復旧）
- ケ 千葉県土地家屋調査士会（家屋被害認定の調査等）
- コ かずさ水道広域連合企業団（応急給水等）
- サ （一社）千葉県ペストコントロール協会（感染症発生時の防疫）
- シ 東京電力パワーグリッド（株）木更津支社（停電復旧の連携）
- ス 大塚製薬（株）（包括連携）
- セ （一社）千葉ドローン協会（無人航空機による活動協力）
- ソ 千葉県行政書士会（支援協力）
- タ （株）新昭和（入浴施設の開放等）

⑦ その他

- ア 東電タウンプランニング（株）（広告付避難場所等電柱看板の設置）
- イ 袖ヶ浦市内の福祉施設 14 施設（福祉避難所の設置運営）
- ウ エコシステム千葉（株）（災害廃棄物の処理等）
- エ 千葉アクア生コンクリート協同組合（消防用水等の確保）
- オ 陸上自衛隊木更津駐屯地（航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡・調整）

※資料編 資料 2-1 災害時における各種協定締結先一覧

※資料編 資料 2-50 協定締結先一覧（応急対策関係）

(3) 応援協定に基づく応援要請等

本部長(市長)は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、上記の応援協定に基づき、地方公共団体、民間団体等に応援を要請する。

また、市は、生活物資の供給に関連する協定を引き続き進めるほか、各種資機材の提供や応急復旧活動への協力など、各種分野における災害協定の締結を推進する。

※資料編 資料 2-4 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（埼玉県鶴ヶ島市ほか4市）

※資料編 資料 2-5 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（石油基地自治体協議会加盟団体（全国55自治体））

※資料編 資料 2-6 災害時相互応援協定（全国LNG火力発電所所在市町村連絡協議会（全国10自治体））

※資料編 資料 2-8 東京湾アクアライン連絡道消防相互応援協定書（木更津市）

※資料編 資料 2-10 館山自動車道消防相互応援協定書（千葉市、市原市、木更津市、君津市、富津市）

※資料編 資料 2-11 災害時における消防用水等の確保に関する協定（千葉アクア生コンクリート協同組合）

※資料編 資料 2-27 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（（株）ゼンリン）

※資料編 資料 2-37 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦市建設業協同組合）

※資料編 資料 2-38 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦造園協同組合）

※資料編 資料 2-39 災害時における災害活動拠点等の電気工事等の応急対策に関する協定（袖ヶ浦電業会）

※資料編 資料 2-40 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ浦市管工事業協同組合）

※資料編 資料 2-41 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（袖ヶ

浦市建築業協力会)

※資料編 資料 2-42 地震・風水害・雪害その他の災害時における応急対策に関する協定書（八富企業（株）・丸栄産業（株））

※資料編 資料 2-45 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する支援協定（袖ヶ浦市測量設計業協同組合）

5 広域避難者の受入れ（総務部、都市整備班）

(1) 広域避難者の調整手続等

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 市は、他の都道府県と協議を行う場合、県に協議要求を行うものとする。

ウ 市は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。

エ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 市、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

カ 市、県、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

① 避難者情報の提供

住所地（避難前住所他）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

市は、避難者を受入れた際に、避難者から避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

② 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入れ体制を補完するため、市及び千葉県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

③ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに

に、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。
所在が確認できる広域避難者については、受入れ先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

(3) 広域一時避難の調整手続等

ア 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 市は、他の都道府県と協議を行う場合、県に協議要求を行うものとする。なお、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、協議の要求を行えないときは、県が、広域一時滞在のための協議を代わって行うものとする。

ウ 市は、県に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。

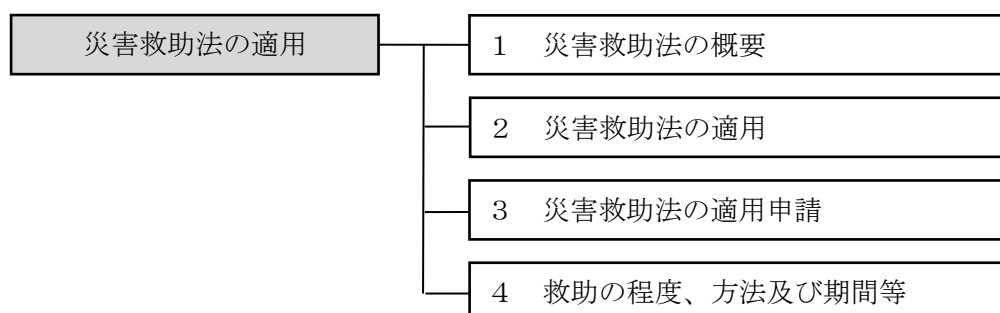
エ 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第5節 災害救助法の適用 <<地域福祉班>>

大規模な地震・津波災害が発生した場合、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用される。

市は、迅速かつ的確な応急活動を実施するためにも、この適用を検討するとともに、適用を受けた場合には、各応急対策の中でそれぞれ実施していく。

【 体系 】



1 災害救助法の概要

(1) 救助業務の実施者

災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、本部長(市長)がこれを補助する。

本部長(市長)は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。この場合、本部長(市長)は、救助に着手した状況を直ちに知事に報告するものとする。

また、知事は、救助は災害の発生と同時に迅速に実施しなくてはならないため、災害救助法第13条第1項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を本部長(市長)が行うこととする(救助の委任)ことができるものとし、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第13条第2項の規定により、本部長(市長)は知事が行う救助を補助する。

(2) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
① 避難所及び応急仮設住宅の供与	市長（応急仮設住宅については知事（住宅課））
② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	市長
③ 被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与	市長
④ 医療及び助産	知事（救護班・日本赤十字社）
⑤ 被災者の救出	市長
⑥ 被災した住宅の応急修理	市長
⑦ 学用品の給与	市長

救助の種類	実 施 者
⑧ 埋葬等	市長
⑨ 死体の搜索及び処理	知事（救護班・日本赤十字社）
⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	市長

2 災害救助法の適用（地域福祉班）

(1) 適用基準

適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定によるが、袖ヶ浦市における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

区分	指標となる被害項目	滅失世帯数
1号適用	市町村の区域内の人口に応じ、次頁別表「災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき	市 80世帯以上
2号適用	被害が相当広範な地域にわたり、県内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達し、かつ市内の住家滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上に達したとき	県 2,500世帯以上 かつ市 40世帯以上
3号適用	(1) 被害が広範な地域にわたり、県内の住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合で、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき (2) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき ※「特別の事情」とは次の2つの場合 ①食品、生活必需物資の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ②被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	県 12,000世帯以上 かつ市 多数
4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。 ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需物資の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合	—

別表

災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

なお、第1条第1項第4号は、直接多数の者の生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に適用されるが、市で考えられる事例には、次のようなものがあげられる。

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用に基づく災害例

(1) 列車事故あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合
(2) 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
(3) 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
(4) その他被災者が現に救助を要する状態にある場合

(2) 滅失（り災）世帯の算定基準

① 滅失（り災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定基準

	住家被害の状況	算定根拠
滅失住家 1 世帯	全壊（全焼・流失）	1 世帯
	半壊（半焼）	2 世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	3 世帯

注）床下浸水、一部破損は換算しない。

② 住家の滅失（り災）等の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次の表のとおりである。

災害の被害認定基準

被害の区分	認定の基準
滅失 〔全壊 全焼 流失〕	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
※住家：現実に居住のため使用している建物をいう。ただしアパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 ※世帯：生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 ※損壊：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況にいたったものをいう。 ※主要な構成要素：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。	

※上記の認定基準を下回る被害については「半壊に至らない。」と区分する。

資料：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成30年3月、内閣府）

資料：災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

※資料編 資料3-1 被害の認定基準（災害総括報告）

その他の認定基準

前頁の「災害の被害認定基準」とは異なる目的の基準であるが、参考となる認定基準として、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知）に定める「一部破損」、「床上浸水」、「床下浸水」がある。

被害の区分	認定の基準
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

資料：災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官通知）

3 災害救助法の適用申請（地域福祉班）

(1) 適用要請手続

- ① 災害に対し、「2 災害救助法の適用－(1)災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長(市長)は直ちにその旨を知事に報告（君津健康福祉センター経由）する。
- ② 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。
- ③ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長(市長)は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

災害救助法の申請事項

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 災害発生の日時及び場所 |
| イ | 災害の原因及び被害の状況 |
| ウ | 適用を要請する理由 |
| エ | 必要な救助の種類 |
| オ | 適用を必要とする期間 |
| カ | 既にとった救助措置及び今後実の救助措置の見込み |
| キ | その他必要な事項 |

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長(市長)は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

4 救助の程度、方法及び期間等（地域福祉班）

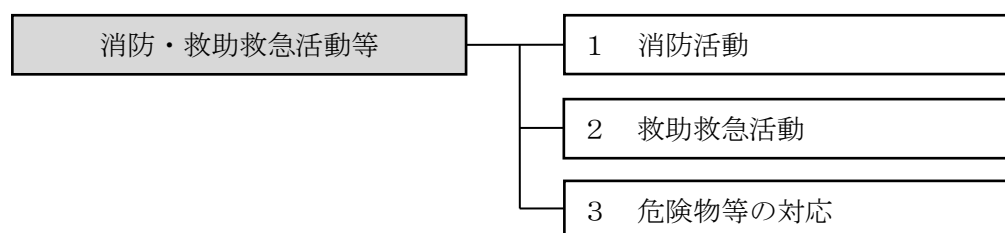
災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、資料編のとおりである。

※資料編 資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

第6節 消防・救助救急活動等 ≪消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部≫

大規模地震や大規模な市街地火災が発生したときには、災害活動のための常備組織である市の消防部が関係機関と連携しながら、その全機能をあげて消防・救助救急活動及び市民等の避難の安全確保に当たる。消防部の非常災害時における組織体制の確立・消防隊及び救急隊の運用方法については、「袖ヶ浦市消防本部震災対策計画」に定める。

【 体系 】



1 消防活動（消防部、消防団）

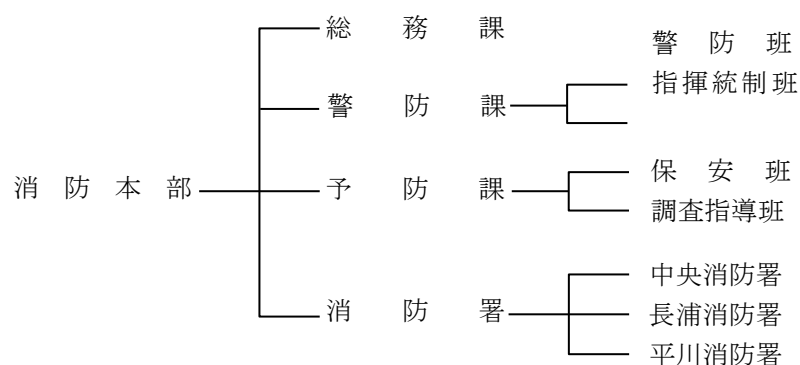
地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。消防部では災害時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開する。

(1) 消防体制の確立

地震により、災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、次により応急活動体制を確保する。

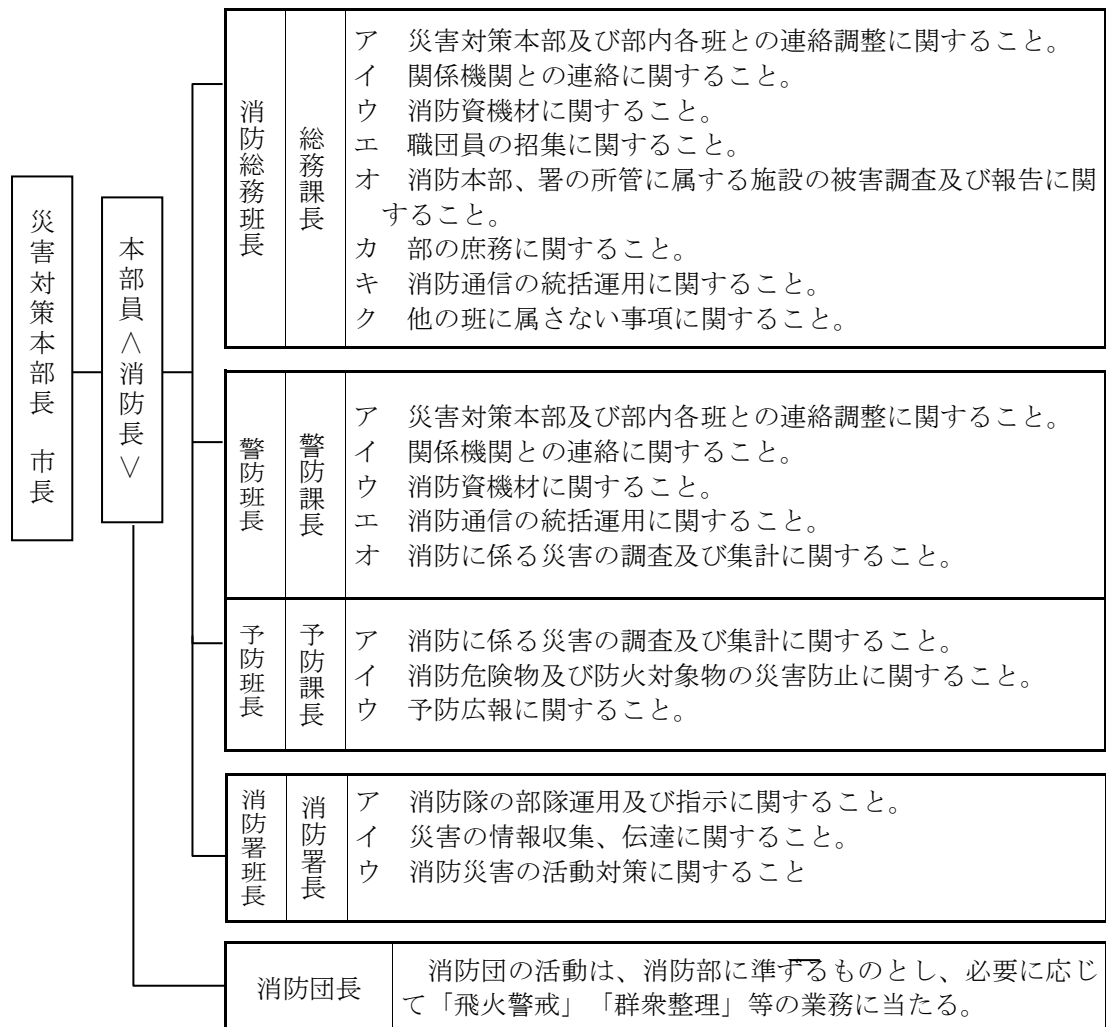
① 消防部隊組織

（令和3年4月1日現在）



② 災害時事務機構

地震災害時の事務機構は、次のとおりとする。



※資料編 資料 4-6 消防通信の概要

③ 動員及び参集

地震による災害が発生したときは、災害応急活動に必要な消防職、団員を緊急に参集させ、警防活動要員の確保を図り、組織的指揮体系の確立と消防力の総力を挙げて、災害活動体制を確保する。

(2) 初期活動

小規模地震体制（情報収集体制、警戒配備）の指示が出された場合、市域に地震が発生し被害が予測されるとき、あるいは本部長（市長）の命を受けたときは、消防本部、署は平常業務をすべて停止し、次の初動措置をとる。

- ① 車両・機材等の安全確保及び機材の増強
- ② 有線電話の通話統制
- ③ 全無線局の開局及び点検
- ④ 被害状況の把握
- ⑤ 重要防御地域の状況把握
- ⑥ 消防車・救急車・広報車等の出動準備
- ⑦ 市民への防災資機材貸出し準備
- ⑧ 消防本部内に対策本部（警戒本部）の設置
- ⑨ 警戒拠点設置

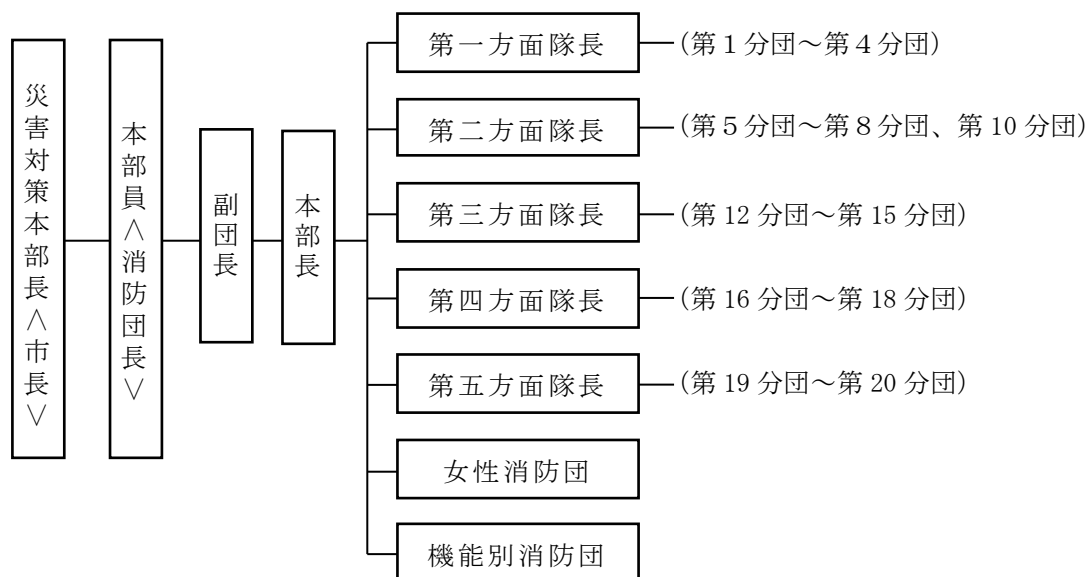
(3) 消火活動の原則

地震時の火災防御の部隊運用は、1件の火災に対し原則として消防部隊2隊とし、消火活動は、次の原則に基づいて行う。

- ① 避難地・避難路優先確保の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地・避難路の消火活動を行う。
- ② 重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。
- ③ 消火可能地域優先の原則
同位出動区域に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。
- ④ 市街地火災消火優先の原則
大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消火隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後には部隊を集中して消火活動に当たる。
- ⑤ 重要対象物優先の原則
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を目的とした消防活動を行う。

(4) 消防団

- ① 消防団の組織
消防団は条例及び規則により次のように定められている。



② 消防団の活動

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止を広報するとともに出火した場合は、市民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

消防隊の出動が不能又は困難な地域における消火活動あるいは主要避難路確保のための消火活動について、単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

2 救助救急活動（消防部、海上保安部、警察署）

(1) 活動体制

消防部及び木更津警察署は、それぞれの消防活動・警備活動方針によるほか、（一社）君津木更津医師会・日本赤十字社千葉県支部・自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助救急体制をとる。

(2) 救助救急活動

機関名	項目	対応措置
消防部 (消防本部)	救助救急活動	① 活動の原則 救助救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 ② 出動の原則 救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
千葉海上保安部		① 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 ② 負傷者、医師その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 ③ 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。
消防部 (消防本部)	救急搬送	① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防署、医療救護班等の車両のほか、必要に応じドクターヘリ、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ② 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	① 災害の状況などを判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 ② 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
木更津警察署		① 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 ② 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

(3) 救助救急資機材の調達

- ① 初期における装備資機材の運用については、原則として関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- ② 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入等を図り、救助救急に万全を期する。

3 危険物等の対応（消防部、消防団、警察署、君津健康福祉センター、日本貨物鉄道（株）、海上保安部）

(1) 高圧ガス保管施設等の応急措置

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき、又は火災、水害等により危険な状態になったときは、施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、消防団員等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は安全放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。 ② 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。 ③ 上記の措置を講ずることができないときは、従業者に対し、また必要に応じて付近の市民に対しても退避するよう警告する。 ④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。 ⑤ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の高圧ガスの保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 必要に応じて、保安措置等についての指導を行う。 ② 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にして、地域防災組織（高圧事業所の相互応援組織）及び事業所の自衛防災組織に対し、必要な指示を行うとともに、消防活動を実施する。
木更津警察署	① 施設等の危険状態又は災害発生の届出を受けた場合は、知事、袖ヶ浦市、道路管理者及び交通機関その他の関係機関等に速やかに通報する。 ② ガスの漏出に際しては、施設管理者に対して緊急遮断措置を講じせしめる。 ③ ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して、災害広報を実施するとともに、警戒区域を設定し、施設周辺市民の避難誘導及び周辺の交通規制を実施する。 ④ ガス爆発の危険性がある場合、その他必要と認める場合には、第二次関係機関等（知事、指定地方行政機関等）に通報する。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、消防団員等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 製造作業を中止し施設の応急点検を行い、必要に応じ保安措置を講ずる。 ② 保安措置を講ずることができないときは、従事者に対し、また必要に

	応じて付近の市民に対しても避難するよう警告する。 ③ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の石油類等の保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置を行う。 ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。 ③ 危険物による災害時の自衛消防組織等の活動要領の制定を行う。 ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動を行う。
木更津警察署	① 地震が発生し、災害発生が予想されるときは、危険と認められる対象施設に対して、警察官を派遣し情報収集活動を行う。 ② 消防隊、施設関係者と協力して、初期防災活動を推進する。 ③ 警戒区域を設定し、施設周辺市民を避難誘導するとともに、周辺の交通規制を実施する。 ④ 負傷者の救出、救助活動を推進する。

(3) 火薬類保管施設の応急措置

火薬類取締法により、火薬類保管施設が火災、水災等により危険な状態になったときは、製造保安責任者その他施設の責任者に対して、次に掲げる措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの警察官、消防職員、消防団員等に届け出るよう指導する。

また、各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。 ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ③ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口等を目張等で完全に密閉し、本部には消火措置を講じ、爆発により危険を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。 ④ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の火薬類の保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 火災に際しては、誘爆防止のため、延焼拡大を防止する消防活動を行う。 ② 施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して、応急対策の対応に当たる。
木更津警察署	① 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、施設の責任者及び現場の消防責任者等と緊密な連携の上、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人をつけて関係者

機関名	対 応 措 置
	以外の者が近づくことを禁止する。 ② 搬出の余裕がない場合には、爆発により危険を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるとともに周辺の交通規制の措置を講ずる。

(4) 毒物・劇物保管施設等の応急措置

毒物・劇物保管施設等の各機関の応急措置については、次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 製造作業を中止し施設の応急点検を行い、必要に応じ保安措置を講ずる。 ② 保安措置を講ずることができないときは、従事者に対し、また必要に応じて付近の市民に対しても避難するよう警告する。 ③ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ、災害の発生状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大を防止する。 ② 大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに県警察と連携して被災者の救出救護、避難誘導等を実施する。 ③ 毒物、劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、県・市・警察等の機関と協力し、交通遮断、避難指示、現場広報活動等の必要な措置をとる。 ④ 危険区域は、危険のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止する。 ⑤ 危険区域の立入禁止の解除に当たっては、県及び市、警察署と十分な連絡をとり、混乱のないように措置する。
木更津警察署	① 中毒防止方法等災害予防に関する広報活動を実施する。 ② 施設管理者に対する漏出防止、除毒等その他保健衛生上の危害を防止するため必要な応急措置の指示と援助を行う。
君津健康福祉センター	① 保管施設等の責任者に対して、毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガス発生の防止のための応急措置を講じるよう指導する。 ② 保管施設等の責任者に対して、危険区域における危険のおそれが消滅するまで、周辺住民への安全措置及び中和剤等による除毒方法を講じて、早急に復旧するよう指導する。 ③ 毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関へ通報し、適切な措置を求める。
市	市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難情報を発令する。

(5) 危険物等輸送車両の応急対策

危険物等輸送車両の各機関の応急対策については、次のとおりとする。

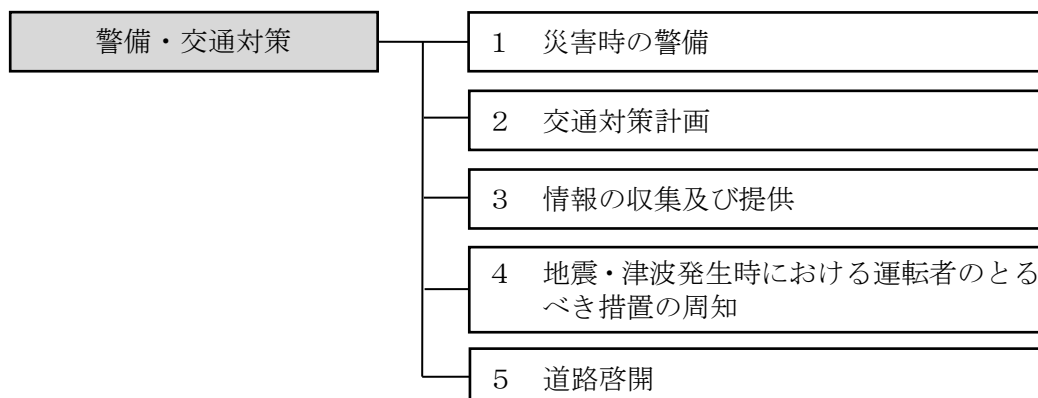
機関名	対 応 措 置
施設の責任者	① 可能な限り安全な場所へ車両を移動させるなど必要な保安措置を講ずる。 ② 消防隊の到着に際しては、災害の発生状況及び危険物の種類・積載

	量等について報告する。
消防部 (消防本部)	① 事故通報などに基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関等と密接な情報連絡を行う。 ② 必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 ③ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
木更津警察署	警察は、輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
日本貨物鉄道 (株)	危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合は事故の拡大、併発事故を防止するため、J R貨物における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに消防、警察等の関係機関へ通報する。
千葉海上保安部	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の事態に応じ、次の措置を講じるよう指導する。 ① 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 ② 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止

第7節 警備・交通対策 ≪防災安全班、消防部、警察署、道路管理者≫

災害時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

【 体系 】



1 災害時の警備（警察署）

災害時の警備は、木更津警察署が次のとおり実施する。

(1) 警察署の任務

大規模地震発生直後における警察活動の任務は、概ね次のとおりとする。

大規模地震発生直後の警察署の任務

- ① 被害の実態把握及び災害時における情報収集
- ② 被災者の避難誘導
- ③ 災害発生直後の交通規制並びに交通秩序回復のための応急措置
- ④ 被害の拡大防止
- ⑤ 被災者の救出及び負傷者の救護
- ⑥ 死体の検視、見分並びに行方不明者の調査
- ⑦ 被災地及び指定避難所等の警備
- ⑧ 各種犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(2) 警備体制の発令

県警察本部長は、次により必要な警備体制を発令する。

なお、警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制をとることができる。

① 準備体制

津波注意報が発表された場合

② 警戒体制

津波警報が発表され、被害が発生した場合

③ 発災体制

地震（地震に伴う火災及び津波を含む）による被害が発生した場合

(3) 総合対策本部の設置

警備体制を発令した場合は、次により総合対策本部体制等を設置して指揮体制を確立する。

警備体制	内 容	指 揮 体 制
準備体制	津波注意報が発表された場合	県警察災害警備連絡室（室長～警備課長） 警察署災害警備連絡室（室長～警察署長）
警戒体制	津波警報が発表され、被害が発生した場合	県警察総合対策本部又は県警察災害警備対策室 （本部長～警備部長、室長～警備部長又は警備課長） 警察署災害警備本部又は警察署災害警備対策室 （本部長・室長～警察署長）
発災体制	地震（地震に伴う火災及び津波を含む。）による被害が発生した場合	県警察総合対策本部（本部長～警察本部長又は警備部長） 警察署災害警備本部（本部長～警察署長）

(4) 警備活動要領

① 準備体制下の活動

- ア 連絡室又は対策室要員の参集
- イ 津波注意報の伝達
- ウ 判定会委員への便宜供与
- エ 震災情報の収集及び伝達
- オ 関係機関との連絡
- カ 通信機材・装備資器材の準備

② 警戒体制下の活動

- ア 対策室要員若しくは総合対策本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 津波警報の伝達
- ウ 避難の指示、警告又は誘導
- エ 警備部隊の編成及び事前配置
- オ 通信機材・装備資器材の重点配備
- カ 補給の準備
- キ 通信の統制
- ク 管内状況の把握

ケ 交通の規制

コ 広報

③ 発災体制下の活動

ア 総合対策本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集（震度6弱以上の地震が県内で発生したときは、発災体制発令の有無にかかわらず、かつ、原則として全職員が自主参集する。）

イ 人命の救助

ウ 被害情報の収集及び報告

エ 交通規制

オ 犯罪の予防

カ 死体の検視

キ 広報

ク 補給の実施

ケ 警備部隊の応援要請

コ 通信機材・装備資器材の支援要請

(5) 警備体制の解除

警備体制を解除したときは、次の措置を行う。

① 被害状況等のまとめ

② その他必要な事項

2 交通対策計画（防災安全班、消防部、警察署、道路管理者）

公安委員会、警察署長等は、大震災が発生した場合は、交通の混乱や交通事故の発生を防止し、緊急交通路を確保するため、次により歩行者又は車両等の交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、直ちに交通規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を千葉県防災ポータルサイトの活用や交通管制センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 交通規制

① 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は総務班と協力し、市の管理する道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認めた場合は、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

② 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限

公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 緊急交通路の指定

公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

道路管理者は、上記の要請を受けた際には、災害対策基本法第76条の6の規定又は同条第3項若しくは第4項の規定により、直ちに、必要な措置を講ずる

③ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

④ 警察官の交通規制等

ア 危険箇所等の交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官による通行の妨害となる物件の移動等

警察官は、通行禁止区域等（前記②イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

⑤ 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記④イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(2) 交通規制の指針

県下で実施される交通規制は、次のとおりである。

- ① 交通規制の対象となる道路は、主として千葉県の定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- ② 前記(1)②イの緊急交通路の確保は、高速道路、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- ③ 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- ④ 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。

※資料編 資料6-4 緊急輸送路図

3 情報の収集及び提供（防災安全班）

防災安全班は、各警察署、道路管理者、関係各班、その他関係行政機関と連絡を密にし、次の事項について、交通情報の収集を行う。

- (1) 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (3) 交通規制の実施状況
- (4) 特に危険と認められた道路及び橋りょう
- (5) その他必要な事項

4 地震・津波発生時における運転者のとるべき措置の周知（防災安全班、警察署）

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ① できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- ④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の行動をとること。

- ① 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- ② 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- ① 車両を道路外の場所に置くこと。
- ② 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ③ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

5 道路啓開(道路管理者)

道路管理者等は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ市民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知しておく。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して、次の事項を実施する。

- ① 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ② 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 国による道路啓開・災害復旧の代行

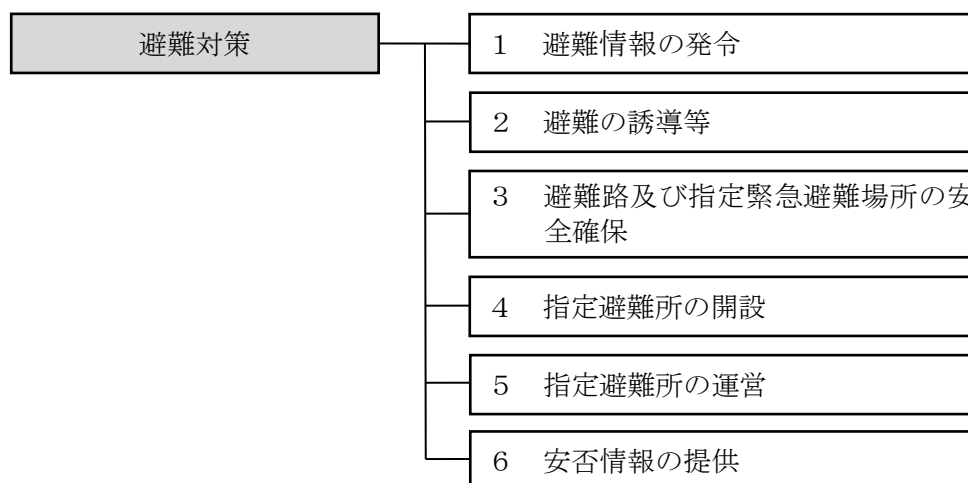
被害を受けた道路の迅速な道路啓開又は災害復旧を行う際に、道路復旧の負担が大きく、業務遂行が困難となる場合は、国土交通大臣に道路啓開・災害復旧の代行を要請できる。

第8節 避難対策 ≪防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署、施設管理者≫

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体、安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

【 体系 】



1 避難情報の発令（防災安全班、消防部、警察署）

(1) 避難情報の発令

本部長(市長)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、速やかに立ち退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、避難指示に先立ち、市民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

避難の種類及び発令基準

種 類	内 容	基準（目安）
警戒レベル5 緊急安全確保	○すでに安全な避難ができず 命が危険な状況	①災害の状況を確実に把握できるもの ではないことから、必ず発令される ものではない
警戒レベル4 避難指示	○危険の切迫性があり緊急的 に避難すること	①地震火災の拡大により、市民に生命 の危険が及ぶと認められるとき ②津波注意報、津波警報又は大津波警 報が発表され、市民に生命の危険が 及ぶと認められるとき ③がけ崩れ等の地変が発生し、又は発 生するおそれがあり、付近の市民に 生命の危険が認められるとき ④ガス等の危険物質の流出拡散し、又 はそのおそれがあり、市民に生命の 危険が及ぶと認められるとき ⑤その他災害の状況により本部長（市 長）が必要と認めるとき
警戒レベル3 高齢者等避難	○高齢者等以外の人にも必要に 応じ普段の行動を見合わせ 始めたり、避難の準備をし たり、危険を感じたら自主 的に避難すること ○要配慮者は避難を開始 すること	①状況により本部長（市長）が必要と認 めるとき

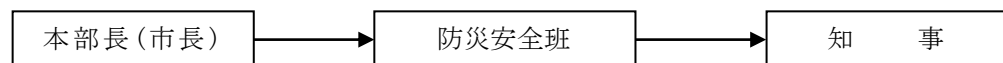
(2) 実施責任者

発令者	避難指示を行う要件	根拠法則
本部長 (市長) 知事	市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難指示を行う。また、市長が事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合、知事がこれを代行する。	災害対策基本法 第60条
警察官又は 海上保安官	① 市民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、 ア 市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。 イ 市長から要求があったとき。 直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。 ② 市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	①災害対策基本法 第61条 ②警察官職務執行法 第4条
知事、知事の命を受けた職員、水防管理者※	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して立ち退くべきことを指示する。	水防法第29条
知事、知事の命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認めるとき、必要と認める区域内の居住者に立ち退くべきことを指示する。	地すべり等防止法 第25条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条

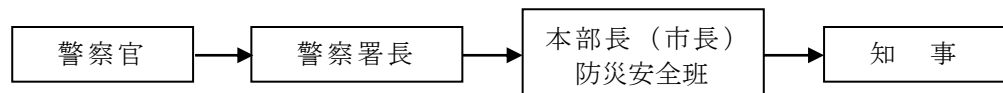
※水防管理者（市長）に代わり、市職員もこれを行うことができる。

避難措置及び解除の通知・報告の流れ

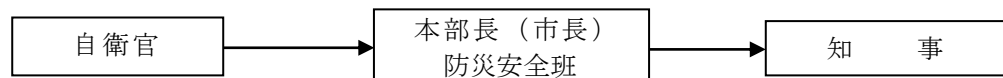
◆本部長(市長)の措置



◆警察官の措置



◆自衛官の措置

◆知事若しくは知事の命を受けた職員の措置
(水防法第29条による場合)

(3) 避難情報の対象者

避難情報の対象者は、居住者、通過者等を含め、避難を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(4) 避難情報の内容

避難情報は、次のことを明らかにして行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所、指定避難所の名称）
- ④ 避難路
- ⑤ 避難情報の理由
- ⑥ その他（避難行動時の最小携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

警戒レベルと住民が取るべき行動

警戒 レベル	状 況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	※1 緊急安全確保
4	警戒レベル4までに必ず避難！		
	災害の恐れ高い	危険な場所から全員退避	避難指示
3	災害の恐れあり	※2 危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮 注意報
1	今後気象状況悪化の恐れ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(5) 避難情報の伝達等

① 関係地域内市民等への伝達

ア 避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、サイレン等により伝達するとともに、報道機関の協力を得るなど関係地域内のすべての人に伝わるようあらゆる手段を活用する。

イ 状況によっては、消防団員等により関係地域に個別に伝達を行う。

ウ 障がいのある人に対しては、障害等の特性に応じて、地域の共助等による直接的な声かけを活用するなど、確実に伝達できる体制の整備に努める。

エ 避難措置解除の連絡は、防災行政無線、生活安全メール、SNS、報道機関への協力要請等による。

② 防災上配慮を有するものが利用する施設への防災情報の伝達

浸水想定区域内並びに土砂災害警戒区域内及び土砂災害特別警戒区域内の高齢者、障がい者（児）、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の現況について把握し、施設の所有者又は管理者が災害時に適切な対処ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

③ 隣接市等関係機関への通報

本部長（市長）が避難情報を発令したとき、又は警察官等から避難情報を発令した旨の通報を受けたとき、防災安全班長は、次の要領により、必要に応じて関係機関等へ連絡するものとする。

ア 隣接市

市民が避難のため隣接市の施設を利用する場合が想定される。また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市に対して連絡する。

イ 千葉県の関係機関

木更津警察署、君津健康福祉センター等の県関係機関に連絡し、協力を要請する。

ウ 学校施設等の管理者

指定避難所として利用する施設を所管する班長を通じて、学校施設等の管理者に対して連絡し、協力を要請する。

(6) 千葉県への報告

防災安全班は避難措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を報告する。

- ① 発令者
- ② 発令の理由及び発令日時
- ③ 避難の対象区域
- ④ 避難地
- ⑤ その他必要な事項

(7) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しそうな場合、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、次の要領で警戒区域を設定し、区域への立ち入りを制限、禁止又は区域からの退去を命ずるものとする。

発令者	設定の要件	根拠法則
本部長 (市長)	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき、警戒区域を設定する。	災害対策基本法 第 63 条
警察官※ 又は 海上保安官	① 上記の場合において、 ア 市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき。 イ 市長から要求があったとき。 ② 市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき。	・災害対策基本法 第 63 条 ・警察官職務執行法 第 4 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は上記①の場合で、他に職権を行う者がいない場合に限り、警戒区域を設定できる。	災害対策基本法 第 63 条
消防職員 消防団員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条に おいて準用する 同法第 28 条
水防団長 水防団員 又は消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、設定する。	水防法第 21 条

※警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 避難の誘導等（防災安全班、医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、高齢者支援班、商工観光班、消防部、消防団、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、警察署）

(1) 基本方針

① 避難誘導の実施

市の公共施設及び災害対策基本法第7条に基づく「防災上重要な施設」の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を基に、災害時には直ちに避難誘導を実施する。

特に、自衛防災組織を有する施設においては、自衛防災組織の活動内容に基づき、来訪者・入所者の避難誘導を速やかに実施する。

また、その他主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来所者の安全な避難対策を講じるように努める。

② 安全確保措置

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」等の「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努める。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

③ 避難情報の発令及び指定緊急避難場所等の開放

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図る。

④ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

⑤ 避難の手順

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

(2) 避難の誘導を行う者

① 危険地域の場合

本部長(市長)は、広域的な延焼火災等により緊急避難の必要を認めた場合、避難情報の発令と同時に、避難所施設所管班長に対して、あらかじめ指定する指定避難所にそれぞれ複数の市職員を派遣するよう命じる。

派遣された職員は、本部からの指示・情報等の収受に当たるとともに、警察官、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等を危険地域から安全な地域への避難誘導に努める。

② 学校、事務所等の場合

学校、幼稚園、保育所(園)、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育所(園)、福祉施設等については、災害の規模、状況により必要なときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等と協力して、安全な場所への避難誘導を講ずる。

③ 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(3) 避難の誘導

避難の誘導は、原則として次のとおり行う。

① 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

なお、自動車による避難及び家財の持出し等は危険であるため、中止させる。

避難時の携帯品、服装

ア 家族の名札(住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの)

イ 1人2食分位の食糧と2～3ℓの飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 動きやすい服装、帽子、頭巾、雨具類、必要に応じ防寒具

② 避難の誘導方法

避難の誘導は、災害の規模、状況に応じて、おおよそ次のような方法をとる。

ア 避難の誘導は、できるだけ区等自治会や自主防災組織ごとの集団避難を行うものとする。特に、避難行動要支援者の避難を優先するとともに、できるかぎり早めに避難させるよう努める。

この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じ、誘導中は落下物による怪我、感電等の事故の防止に努めるものとする。

イ 避難路は、本部長(市長)から特に指示がないときは、避難の誘導に当たる者が指示するよう努める。

なお、避難路の指示に当たっては、できる限り危険な橋、堤防、火災、落下物、危険物、パニックのおこるおそれ等のない経路を指示する。

また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認するよう努め、危険な地域には標示、なわ張りを行う他、状況により誘導員を配置する。

(4) 避難の完了報告

大規模な災害が発生し、避難情報が発令されたとき、若しくは自主的に施設において、来訪者・入所者・従業員等の避難を実施した時は、施設の管理者は、次のとおり、市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、防災安全班は、あらかじめその周知徹底に努める。

① 市の施設の場合

施設の管理者は、次の図のとおり避難所施設所管班を通じ、避難の完了を防災安全班へ報告する。

なお連絡の方法は、電話、FAX、IP無線機若しくは伝令による。

② 市以外の施設、事業所等の場合

ア 市以外の施設、事業所等の管理者は、次の図のとおり市の所管する部・班へ報告する。

イ 教育総務班は、市立施設とあわせて、県立、私立の教育施設分を集約し、防災安全班へ報告する。

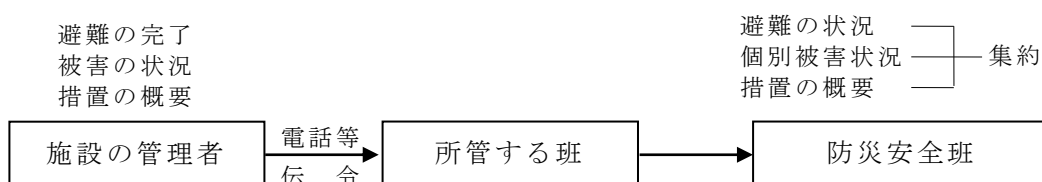
ウ 地域福祉班は、市立施設とあわせて、県立、私立の福祉施設分を集約し、防災安全班へ報告する。

エ 保育幼稚園班は、市立施設とあわせて、私立の児童施設分を集約し、防災安全班へ報告する。

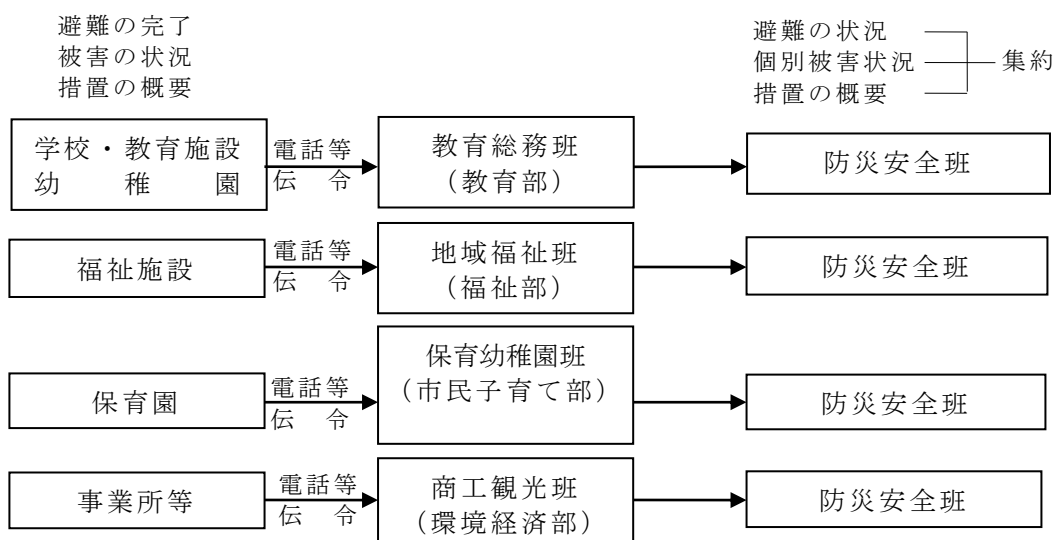
オ 商工観光班は、市内の事務所、工場、その他の施設の状況を集約し、防災安全班へ報告する。

避難完了報告及び確認の流れ

【市の施設】



【市以外の施設】



3 避難路及び指定緊急避難場所の安全確保（消防部、消防団、警察署）

(1) 消防部の任務

消防部は、避難情報が発令された地域の市民が避難を行う場合には、状況に応じて、最も安全な方向を本部長(市長)及び警察署に通報する。

なお、避難情報の発令時点以降の消火活動は、被災者の活動が完了するまでの間、指定緊急避難場所、避難路の安全確保に努めるとともに、指定緊急避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による指定緊急避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行う。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、消防団員に対して市民の誘導、避難情報の伝達の徹底に当たるよう要請する。

(2) 警察署の任務

警察署は、避難情報が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。避難誘導員は、夜間時の照明資材の活用等をはじめとして安全な避難路の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者に混乱が生じないように適切な誘導を行う。

また、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら、指定緊急避難場所の秩序保持に努める。

4 指定避難所の開設（防災安全班、医療班、保育幼稚園班、高齢者支援、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

(1) 開設の担当

① 指定避難所の開設場所

指定避難所の設置は、本部長(市長)が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

本部長(市長)は、指定避難所一覧に基づき、被害の状況に応じて指定避難所の開設場所を決める。

② 指定避難所の開設

開設の実務については、指定避難所を所管する担当班長が職員を派遣して担当させる。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要がある時は、施設の管理責任者・勤務職員、又は最初に到着した市職員が実施する。

③ 応援の要請

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 開設の手順

指定避難所開設の手順は、おおよそ次のとおりとする。

① 電話、無線等により指定避難所開設の旨を施設を所管する班長に報告する。

- ② 施設を点検する。
- ③ 施設の門を開ける。
- ④ 施設の入口扉を開ける。（すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。）
- ⑤ 指定避難所内事務所を開設する。
- ⑥ 避難者の受入れ（収容）スペースを指定する。
- ⑦ すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。

なお、開設した指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、必要に応じて野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応するものとする。

さらに、市は、要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(3) 開設時の留意事項

① 指定避難所の耐災害性の確保

指定避難所に指定されている施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には、特に注意をする。

② 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、区等自治会、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、スペースの指定の表示方法については、床面に色テープ又は掲示等わかりやすいものになるよう努める。

③ 報告

指定避難所開設に当たった職員は、避難した市民の収容を終えた後、速やかに施設を所管する班長に対して、電話（FAX若しくは口頭）又は無線により報告し、所管班長はその旨を防災安全班長に報告する。

防災安全班長は、指定避難所の開設を確認後、本部長（市長）に報告し、また、秘書広報班長に対して、市民に対する指定避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。

また、消防長、知事、警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次の要領による。

連絡事項

- ア 指定避難所開設の日時、場所、施設名
- イ 収容状況及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

④ 指定避難所内事務所の開設

指定避難所の開設に当たった職員は、指定避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、指定避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、指定避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また、事務所には、指定避難所の運営に必要な用品（避難者カード、避難所物資受払簿等の様式、事務用品等）を準備する。

(4) 学校等の指定避難所利用における留意事項

指定避難所に指定されている学校等については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

5 指定避難所の運営（医療班、子育て支援班、保育幼稚園班、地域福祉班、障がい者支援班、介護保険班、高齢者支援班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班）

(1) 地域主体の指定避難所運営

① 指定避難所運営マニュアルの策定

市は、本来の施設管理者の監督のもとで、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、千葉県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考に、指定避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進するものとし、その策定にあたっては、施設管理者と協議を行う。

② 地域主体の指定避難所運営

大規模な災害が発生し、多くの市民が長期にわたり避難生活を送る際には、自主防災組織等の避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法である。市職員や施設管理者、ボランティア等はこれを支援する。

(2) 運営の担当者

市における指定避難所運営の担当は、施設を所管する班長が派遣する複数の職員（うち1人を責任者として班長が指名）が担う。

なお、指定避難所は、秘書広報班、調査班、商工観光班、医療班等の行う応急・復旧活動の拠点ともなることが予想される。

指定避難所内での各活動場所の指定は、指定避難所の責任者が行う。

(3) 運営の手順

指定避難所運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

指定避難所運営の手順

- ① 避難者カードの配布・避難者名簿の作成
- ② 居住区域の割り振り
- ③ 食糧、生活必需物資の請求、受取、配給
- ④ 指定避難所の運営状況の報告（毎日午前10時、その他適宜）
- ⑤ 指定避難所運営記録の作成

(4) 運営上の留意事項

① 避難者の把握

指定避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者カードを配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、施設を所管する班長を通じて防災安全班長へ報告する。

また、各指定避難所との情報連絡を密にし、集まった避難者情報の取り扱いに厳重に留意の上、逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応するものとする。

② 居住区域の割り振り

居住区域の割り振りは、可能な限り地域地区（区等自治会など）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

居住区域の代表者（班長）の役割

- ア 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
- イ 避難者数、給食数その他物資の必要数の把握と報告
- ウ 物資の配布活動等の補助
- エ 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- オ 消毒活動等への協力
- カ 施設の保全管理

③ 指定避難所における女性への配慮

市は、指定避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、指定避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレ、洗濯物の干し場などの施設利用に関する配慮や、女性専用物資の配布を女性の担当が行うなどの配慮を行う。

④ ペットとの同行避難

ペットとの同行避難に備えて、「袖ヶ浦市避難所運営マニュアル」を参考にペッ

トの収容場所を確認するとともに、トラブル等が起きないようにルールの実行に努める。

⑤ ペットとの避難生活

動物アレルギーの方への配慮を踏まえ、避難後の生活は、盲導犬、介助犬、聴導犬を除き、避難者の生活スペースとは別に決められた飼育場所で、飼い主自身がケージ等により飼育管理を行うよう努める。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑥ 食糧、生活必需物資の請求、受取、配給

責任者となる職員は、指定避難所全体で集約された食糧、生活必需物資、その他物資の必要数について、施設を所管する班長に報告し、本部（防災安全班）を通じ商工観光班長へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

⑦ 被災者の健康管理

市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

⑧ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

ア 責任者となる職員は、指定避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに施設を所管する班長を通じて防災安全班長へ報告する。

イ 傷病人の発生等、特別の事情のある時は報告する。

ウ 指定避難所の運営記録として、指定避難所日誌を記入する。

⑨ 被災者の移送

ア 被災者の他地区への移送

本部長(市長)は、被害が甚大なため、市の指定避難所に被災者を収容できないと認められる場合には、知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村又は他県等への移送を要請する。この場合、千葉県の計画の定めるところにより行う。

イ 他地区からの被災者の受入れ協力

本部長(市長)は、知事から他地区からの被災者を受入れるための指定避難所の開設指示を受けた場合は、千葉県の計画の定めるところにより行う。

⑩ 感染症対策

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務部と市民子育て部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑪ 性暴力・DVの発生防止

市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

※資料編 様式2 避難所運営のための様式

(5) 長期避難生活者（要配慮者）対策

① 要配慮者の健康診断や相談業務の実施

高齢者・障がい者（児）等の要配慮者については、避難生活が長期化した場合には、健康診断や相談業務、介護等をボランティアの協力を得ながら実施するものとし、避難スペースを優先的に割り当てる。

② 応急仮設住宅の優先入居

応急仮設住宅の設置に当たっては、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮する。

③ 必要な物資の備蓄及び調達

市は、長期の避難生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。

④ 寒さ、暑さ対策

季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(6) 在宅避難者等の支援

市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の人数、所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。

特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

6 安否情報の提供（秘書広報班、防災安全班）

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

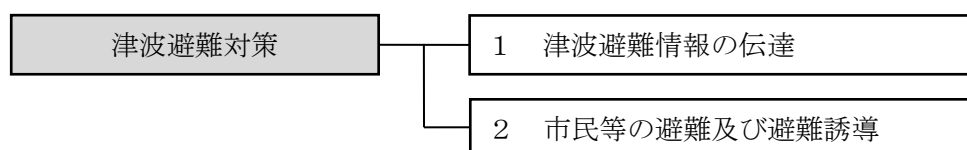
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第9節 津波避難対策 ≪総務部、環境経済部、都市建設部、消防部、消防団≫

津波からの避難については、市民自らが津波の規模や津波注意報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。市民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に市民等に最も身近な市が実施し、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

【 体系 】



1 津波避難情報の伝達

(1) 津波警報等の伝達

① 市民への伝達

市は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた時、又は気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、市民等に対して直ちに避難指示の発令を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、市民等への発表・伝達に当たっては、次に留意して行うものとする。

ア 避難指示の伝達

市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

イ 伝達の方法

市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市は、あらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、生活安全メール、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、市民等への津波注意報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ 市民等への継続的に情報伝達

気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や津波注意報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、市民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ 伝達手段の多様化

千葉県及び放送事業者と連携し、走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、

観光客等にも確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や衛星携帯電話、生活安全メール、緊急速報メール、SNS、市ホームページ等のあらゆる手段の活用を図り、千葉県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。

(2) 関係機関における相互連絡

河川・海岸地域では、市、防災関係機関が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

2 市民等の避難及び避難誘導

(1) 市民等の避難行動

市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波注意報等の発表や避難指示の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

(2) 市民等の避難誘導

市は、本計画に基づき市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。

また、市民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

① 避難方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

② 安全の確保

市民等の避難誘導に当たる消防団員、警察官、市職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

また、区等自治会、自主防災組織等による避難誘導や観光施設等の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

(3) 避難所の開設等

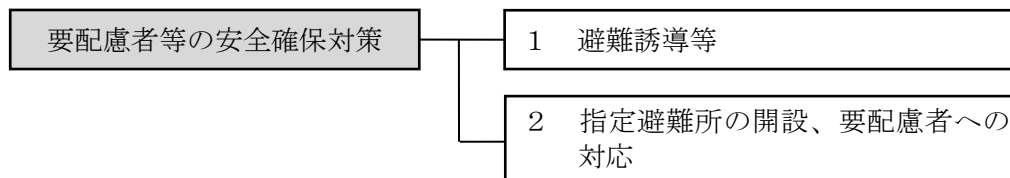
避難所の開設は、「第8節 避難対策」による。

第10節 要配慮者等の安全確保対策 ≪総務部、市民子育て部、福祉部、消防部≫

東日本大震災では、多くの要配慮者が犠牲となっており、今後、さらに要配慮者の数が増加することが予想されるなかで、要配慮者の安全確保対策により一層取り組むものとする。

特に、自ら避難することが困難で、避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市が作成した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

【 体系 】



1 避難誘導等

(1) 避難誘導

避難行動要支援者については、次の事項に留意して、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

① 避難路

避難路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。

② 誘導員の配置

危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

③ 車両又はボート等による輸送

被災状況により、高齢者、障がい者（児）、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。

④ 避難誘導の単位

避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区等自治会等の単位で行う。

⑤ 避難行動要支援者の避難誘導

高齢者、障がい者（児）等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。

⑥ 避難誘導の優先

移動若しくは歩行困難な者を優先して避難誘導を行う。

(2) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 指定避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 指定避難所の開設及び福祉避難室の設置

指定避難所の開設は、「第8節 避難対策」による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、要配慮者の状況により必要に応じて、指定避難所内において福祉避難室を設置するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

指定避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

- ① 指定避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- ② 指定避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ③ 指定避難所における要配慮者支援への理解促進

また、避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の避難所への派遣を要請する。

(2) 外国人に対する対応

市は、千葉県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した指定避難所運営に努める。

(3) 福祉避難所の設置

市では、災害が発生した際、一般の避難所では生活が困難な人のために、市内の公民館や福祉施設等を福祉避難所に指定しており、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、福祉避難所の設置が必要と判断する場合は、福祉避難所を設置する。

① 福祉避難所の設置

本部長（市長）は、発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、福祉避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、本部長（市長）が行うことができる。

② 応援要請

市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

③ 福祉避難所開設後は、関係機関及び各指定避難所に対し、福祉避難所を開設したことを周知する。

※資料編 資料 2-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（袖ヶ浦市内民間福祉施設（14施設））

※資料編 資料 7-2 福祉避難所一覧

(4) 指定避難所から福祉避難所への移送

① 福祉避難所への移送

市は、指定避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、要配慮者自身による移動を基本としつつ、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

② 移送手段の確保

市は、福祉避難所に指定された施設、又は千葉県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

③ 自力での移動の可否状況調査

市は、市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

④ 移送支援の働きかけ

市は、社会福祉協議会と協力して、ボランティア及び市民に対し、要配慮者の指定避難所までの移動支援や指定避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

(5) 被災した要配慮者等の生活の確保

① 高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者（児）等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者（児）に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

② 相談事業の実施

被災した要配慮者等の生活の確保として、市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び指定避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による次の相談等の事業を行う。

ア 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

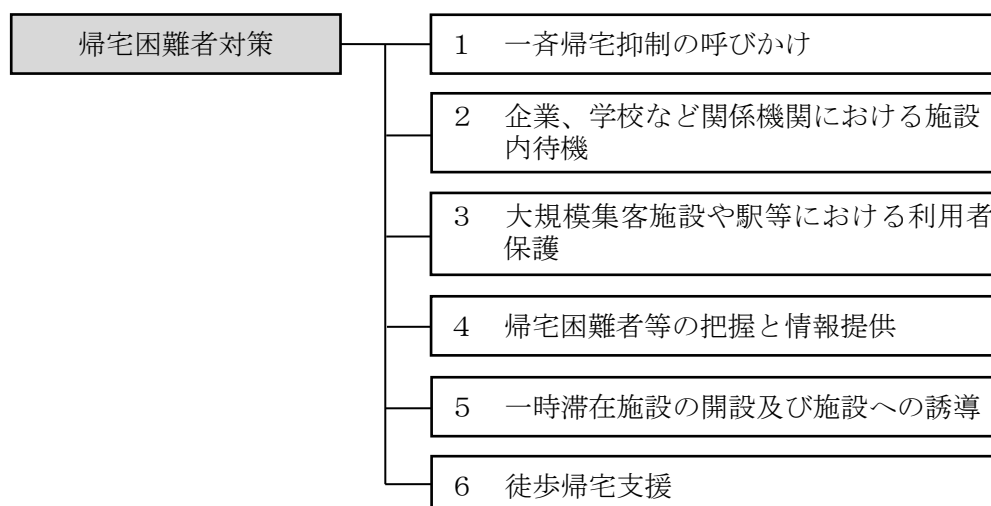
イ 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第11節 帰宅困難者対策 ≪企画政策班、秘書広報班、防災安全班、商工観光班、学校教育班、教育総務班、生涯学習班、スポーツ振興班、子育て支援班、保育幼稚園班≫

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

【 体系 】



1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（秘書広報班、防災安全班）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市は、企業、学校など関係機関に対し、むやみに移動を開始せず職場や学校などの施設内に留まるよう、国、千葉県と連携してテレビやラジオ放送のほか、防災行政無線、生活安全メールなどを通じて一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機（商工観光班、学校教育班）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供（企画政策班、秘書広報班）

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者への情報提供

報道機関等からテレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し提供される地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等の情報提供に併せて、市においても、防災行政無線や生活安全メール、SNS、ホームページ等を活用し、帰宅困難者への情報提供を行う。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（企画政策班、保育幼稚園班、体育振興班、教育総務班、生涯学習班、体育スポーツ振興班）

(1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設として活用できる所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開放する。

また、市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用者については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援（企画政策班、秘書広報班、子育て支援班）

(1) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、テレビ・ラジオ放送等により、道路の状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などが提供されるが、市においても防災行政無線、生活安全メール、SNS、ホームページ等を

活用し、これらの情報提供を行う。

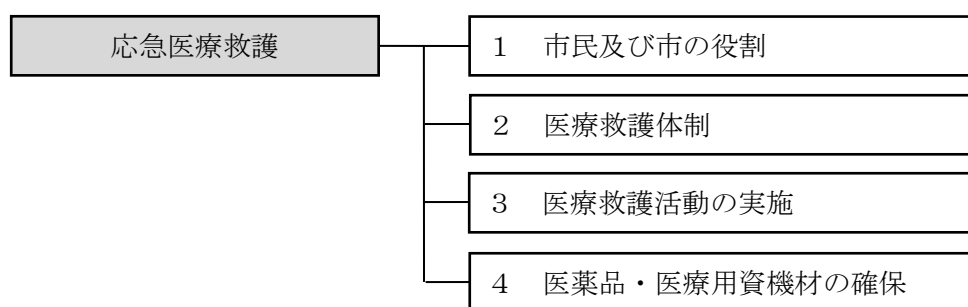
(2) 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障がい者（児）、高齢者、妊婦又は乳幼児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、市は、千葉県や関係機関と連携し輸送手段の確保に努める。

第12節 応急医療救護 ‹‹医療班、消防部››

災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

【 体系 】



1 市民及び市の役割（医療班）

(1) 市民の役割

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、平常時より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- ③ 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

(2) 市の役割

- ① 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした市民等に対する医療救護活動を行う。
- ② 本計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- ③ 災害時には医療救護班を設置し、千葉県災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- ④ 前記①、②、③のほか、千葉県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに、近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

2 医療救護体制（医療班）

(1) 指揮と調整

① 医療救護活動の指揮と調整

千葉県においては災害医療本部を、市においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、千葉県は、必要に応じて君津地域合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

② 千葉県災害医療本部の統括

千葉県災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。

③ 君津地域合同救護本部の統括

君津地域合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、君津地域合同救護本部の活動を統括する。

④ DMA T調整本部等の設置

千葉県災害医療本部内にDMA T調整本部を置く。DMA T調整本部長は、千葉県内で活動するDMA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて君津保健所（君津健康福祉センター）等にDMA T活動拠点本部等を設置してDMA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。

⑤ D P A T調整本部等の設置

千葉県災害医療本部内にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、君津健康福祉センター（保健所）等にD P A T活動拠点本部等を設置してD P A Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてD P A Tや他の医療救護班との調整をはかる。

⑥ DMA T以外の医療救護班の指揮と調整

千葉県が対応するDMA T以外の医療救護班については、千葉県災害医療本部内の派遣救護部及び君津地域合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

⑦ 市の応援要請

本部長（市長）は、必要に応じて、君津地域合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

(2) 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

① 災害に起因する負傷者

② 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者

③ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

④ 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(3) 情報の収集と提供

市は、医療機関、（一社）君津木更津医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、次について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 指定避難所及び医療救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、医療救護所等への交通状況
- ⑥ その他医療救護活動に資する事項

(4) 地域医療体制への支援

市又は千葉県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

3 医療救護活動の実施（医療班）**(1) 医療救護及び助産の実施者**

医療救護は、救護本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、救護本部長（市長）はこれを補助するものとする。

救護本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

なお、市のみで対応不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 医療救護班及び歯科医療班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、救護本部長（市長）は、医療班長に命じて、（一社）君津木更津医師会長及び（一社）君津木更津歯科医師会長に対して、医師会医療救護班及び歯科医師会歯科医療班（以下「医療救護班等」という。）の編成及び出動を要請する。

また、各医師会長は、自ら必要と認めたときは、救護本部長（市長）の要請を待たずに、医療救護班等の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。この場合、各医師会長は、直ちに救護本部長（市長）に通報する。

救護本部長（市長）は、災害の状況に応じ知事に対して、医療救護班等の出動その他医療救護活動に関し、必要な措置を要請する。

① 医師会医療救護班

医師会医療救護班の編成については、「地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」による。

※資料編 資料 2-13 地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）君津木更津医師会）

② 歯科医師会歯科医療班

歯科医師会歯科医療班の編成については、「袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」による。

※資料編 資料 2-14 袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
(（一社）君津木更津歯科医師会)

(3) 医療救護及び助産活動

① 市及び千葉県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護及び助産活動を行う。

② 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護及び助産活動を行う。市による医療救護及び助産活動だけでは対応が困難な場合は、千葉県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

③ 医療救護活動の内容

医療救護及び助産活動は、原則として医療救護班及び歯科医療班が救護所において、次のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護、助産活動を実施する。

ア 医療救護班の活動

- (ア) 傷病者に対する応急処置
- (イ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 転送困難な患者及び指定避難所等における軽傷患者に対する医療の実施
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 助産

イ 歯科医療班の活動

- (ア) 歯科診療を必要とする患者に対する応急処置
- (イ) 後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ウ) 歯科診療記録等による身元確認の協力

注) 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、後方医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

※資料編 資料 8-1 トリアージタグ

④ 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ救護本部長（市長）が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。また、助産活動を実施する期間については、分べんの日から7日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として実施する。

⑤ 助産活動

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした人とする。

イ 助産の範囲

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前・分べん後の処理
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

⑥ 経費の負担について

市が開設した救護所における医療費は、無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として患者の負担とする。

※資料編 様式3 応急医療救護に関する様式

(4) 医療機関の役割分担と患者受入れ先の確保

① 傷病者等の受入れ

傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入れ先をあらかじめ君津保健医療圏で検討し、災害時の速やかな受入れに努める。

② 災害拠点病院の役割

災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。

③ 医療機関の搬送先の確保

医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市救護本部又は君津地域合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市救護本部又は君津地域合同救護本部は搬送先の確保に努める。

搬送先の確保を要請された市町村の市救護本部又は君津地域合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

(5) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

① 搬送体制

ア 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

ウ 原則として、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て消防部が実施する。

エ 救護所から後方医療施設への搬送については、医療班及び消防部が千葉県その他関係機関の協力を得て行う。

オ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

② 搬送の方法

病院へ収容する必要がある傷病者（重傷病者）の後方医療施設への搬送を次のとおり行う。

ア 各救護所から消防部に配車・搬送を要請する。

イ 市所有車（管財契約班に要請）又は医療班その他の市職員が使用している自動車により配送する。

ウ 医療班、消防部職員その他市職員により担架で搬送する。

③ 人工透析患者等への対応

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンโดロームによる急性腎障がい患者に対して行うことも必要である。

このため、市は、医療機関等と連携し、後方医療施設の対応状況を確認するとともに、対応が困難な場合は、千葉県を通じて受入れ医療機関を確保し、車両又はヘリコプター等で搬送する。

【クラッシュ症候群（クラッシュシンโดローム）】

倒壊家屋や家具等に長時間身体を挟まれた人が、救出当初は比較的元気そうであったにもかかわらず、突然容態が悪化して亡くなってしまうことがある。これが阪神淡路大震災以降、知られるようになったクラッシュ症候群（クラッシュシンโดローム）である。

瓦礫等で挫滅した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫開放で、血流に乗って全身に運ばれ、臓器に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になる。

(6) 応援要請

① 市が要請する派遣

市長は、必要に応じて、（一社）君津木更津地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

② 千葉県が要請する派遣

知事は、必要に応じて、DMA T及びD P A Tの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

災害拠点病院一覧

基幹災害拠点病院 (4箇所)	・日本医科大学千葉北総病院（印西市） ・旭中央病院（旭市） ・亀田総合病院（鴨川市） ・君津中央病院（木更津市）
地域災害拠点病院 (22箇所)	・千葉大学医学部附属病院（千葉市） ・千葉県救急医療センター（千葉市） ・千葉市立海浜病院（千葉市） ・千葉市立青葉病院（千葉市） ・千葉医療センター（千葉市） ・船橋市立医療センター（船橋市） ・東京歯科大学市川総合病院（市川市） ・順天堂大学医学部附属浦安病院（浦安市） ・東京女子医科大学附属八千代医療センター（八千代市） ・東京ベイ・浦安市川医療センター（浦安市） ・松戸市立総合医療センター（松戸市） ・東京慈恵会医科大学附属柏病院（柏市） ・成田赤十字病院（成田市） ・東邦大学医療センター佐倉病院（佐倉市） ・県立佐原病院（香取市） ・東千葉メディカルセンター（東金市） ・千葉労災病院（市原市） ・帝京大ちば総合医療センター（市原市） ・県循環器病センター（市原市） ・安房地域医療センター（館山市） ・千葉県済生会習志野病院（習志野市） ・千葉西総合病院（松戸市）

4 医薬品・医療用資機材の確保（医療班）

(1) 各医療救護班の対応

医療救護及び助産活動に必要な医療用資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

① 医療用資機材及び医薬品の確保

医療班は、医療用資機材及び医薬品を確保し救護所に携行する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、君津地域合同救護本部を通じて、市救護本部に提供を要請する。

② 自己が携行した医薬品等を使用した場合の費用請求

市の要請により、出動した医師会医療救護班が使用する医薬品、医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合は、その費用を市に請求する。

また、市の要請により、出動した歯科医師会歯科医療班が使用する医薬品、歯科用機材等は、原則として当該歯科医療班が携行するが、その医薬品等を使用した場合は、その費用を市に請求する。

③ 携行医薬品、医療用資機材の使用

千葉県によって編成される医療救護班は、原則として、自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

(2) 医薬品、医療用資機材の調達方法

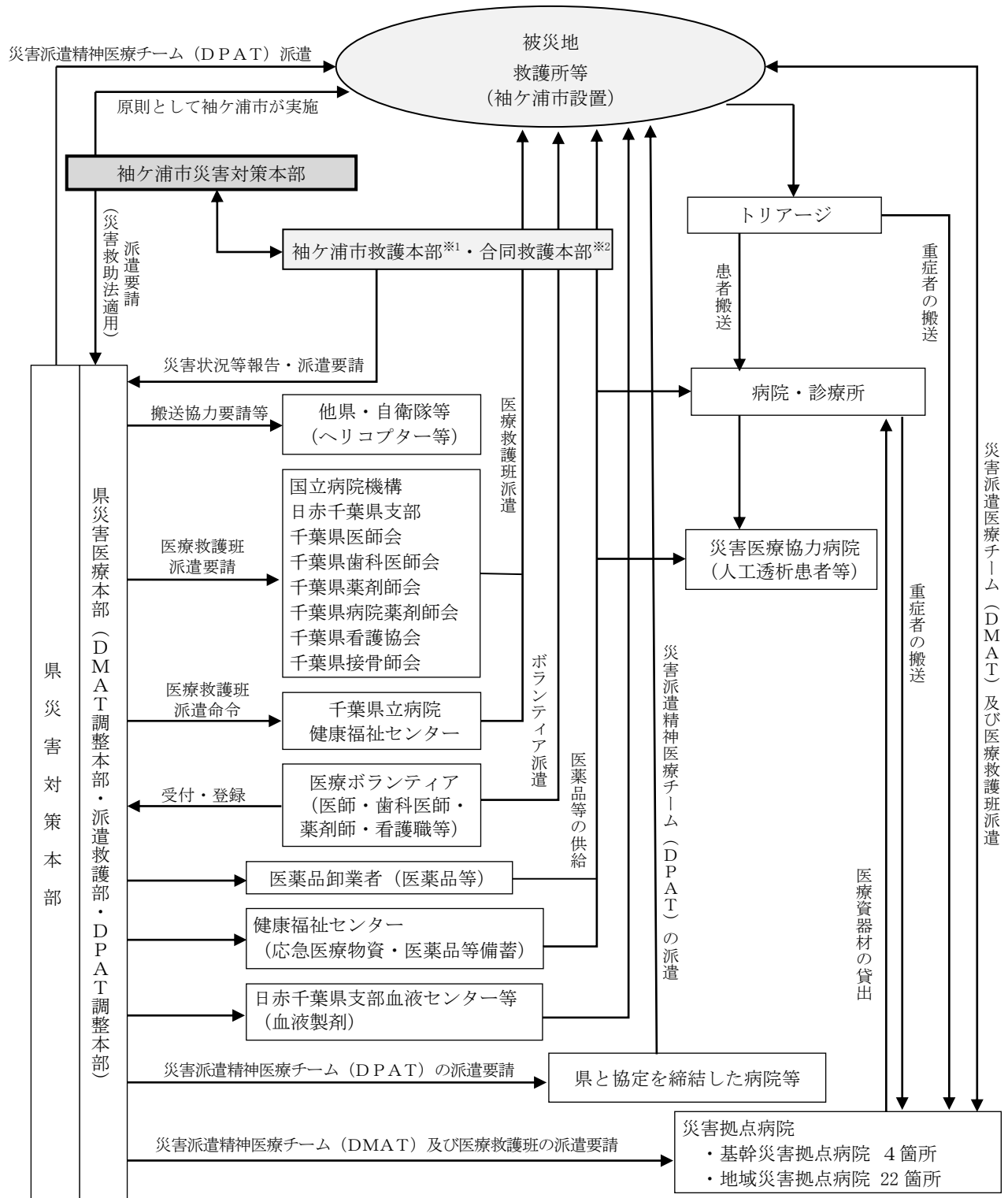
医療班長は、各医療救護班及び各歯科医療班が医療救護のために使用する医療器具及び医療品等に不足が生じた場合は、千葉県（健康福祉部）、薬剤師会、その他医薬品・医療用資機材取扱業者、日本赤十字社千葉県支部及び各医療機関等に協力を要請して補給する。

なお、輸血用血液が必要な場合は、日本赤十字社千葉県支部（県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。

また、秘書広報班に対して、市民への献血呼びかけを要請する。

※資料編 資料 8-3 薬局等医薬品販売業者一覧

医療救護活動の体系図



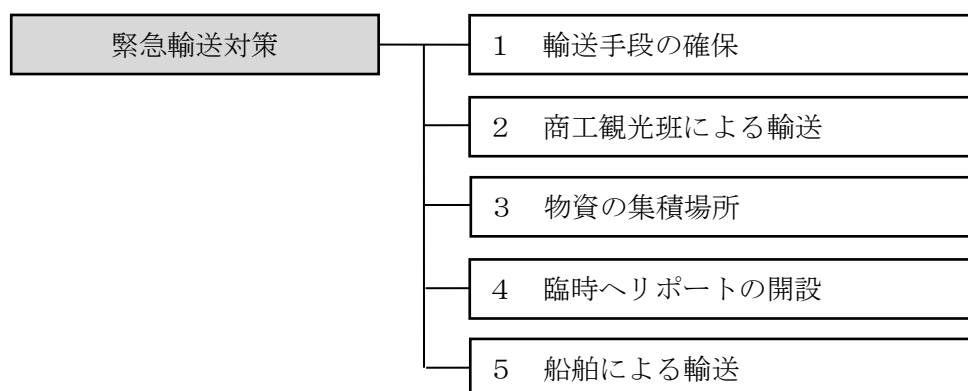
※1 袖ヶ浦市で設置する救護本部

※2 君津健康福祉センター所管区域単位で設置する合同救護本部

第13節 緊急輸送対策 ≪企画政策班、管財契約班、防災安全班、農林振興班、商工観光班、土木管理班、土木建設班、消防部、警察署≫

市は、被害者の救援・救護活動や緊急物資の円滑な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を活用し、緊急輸送網の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送対策を実施する。

【 体系 】



1 輸送手段の確保（企画政策班、管財契約班、防災安全班、土木管理班、土木建設班、警察署）

(1) 緊急輸送路の確保

① 道路の確保順位

土木管理班長及び土木建設班長は、地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた道路を次により確保する。

ア 本部長(市長)の指示に基づき、袖ヶ浦市建設業協同組合の協力を得て、避難所と緊急輸送路を繋ぐ道から順次確保する。

イ 地域によって主要な路線を確保することが困難な場合、必要に応じ代替路線を確保する。

ウ 千葉県指定の路線(国道含む。)については、千葉県又は国がそれぞれ所管する路線の確保に当たるが、市が災害対策実施の必要性から千葉県の指定路線を確保し作業する場合は、千葉県又は国に対してその旨を通知する。

② 道路確保作業の内容

市、千葉県及び国は、それぞれが所管する路線について、相互に連携を密にしながら、被害の状況に応じて優先順位を定め道路確保の作業を行う。

道路確保作業の実施内容は、原則として、2車線の車両走行帯を確保できるように落下物、倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、き裂等の舗装破損の応急復旧を行う。

なお、被害の規模、状況によっては関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

③ 木更津警察署の任務

木更津警察署は、交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(2) 車両等の調達

① 市所有車両の把握

管財契約班長は、災害発生後、必要と認めた場合は、輸送活動に調達可能な市所有車両の状況について把握する。

※資料編 資料 6-2 市所有車両一覧

② 借上げの準備

市所有車両では対応が困難な場合は、企画政策班が市内の輸送業者等から借り上げる。

企画政策班長は、災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ次のとおり輸送業者等からの借上げの準備を行う。

ア 借上げ可能な輸送業者等

イ 車両の待機

市内の輸送業者等は、市からの要請があった場合は、供給可能台数を各事業所に待機させる。

ウ 借上げ料金

借上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者等と通常行うところにより協議して定める。

※資料編 資料 2-19 災害時における輸送車両の提供に関する協定（日進レンタカー（株）袖ヶ浦営業所）

③ 燃料の調達

管財契約班長は、各部班の市所有車両及び借上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(3) 配車計画

① 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、概ね次の順とする。

ア 負傷病者、要配慮者等の被災者

イ 被災者の避難のための人員の輸送

ウ 医療救護のための人員、資機材の輸送

エ 被災者救出のための人員、資機材の輸送

オ 公共施設の応急復旧のための人員及び資機材の輸送

カ 飲料水の供給のための物資の輸送

キ 救助物資の輸送

ク 死体の捜索及び処理のための物資の輸送

ケ 埋葬等のための物資の輸送

コ その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送

② 配車手続等

ア 管財契約班長は、本部長(市長)の指示に基づき、各部班で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。

イ 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をもってあてる。

ウ 防災関係機関から要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

(4) 緊急通行車両の確認等

① 緊急通行車両の範囲

緊急輸送車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策を実施するために使用するもので、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令に関するもの

イ 消防、水防その他応急措置に関するもの

ウ 被災者の救難、救助その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童生徒の応急の教育に関するもの

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ その他、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

※千葉県地域防災計画所収「緊急輸送車両の確認事務処理要領」による。

② 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両)であることの確認を求めることができる。

イ 前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 交付された標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ この届出に関する事務手続きは、知事においては、千葉県防災危機管理部危機管理課長又は君津地域振興事務所長に、また、公安委員会においては、交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長が行う。

③ 緊急通行車両等の事前届出について

ア 事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)業務の実施について責任を有する者(市長)とし、担当部署は防災安全班とする。申請先は、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。

イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等

事前届出済証（以下「届出済証」という。）が申請者に交付される。

- ウ 災害時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※資料編 資料 6-1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

④ 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

県警本部は、緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記(4)②を準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であっても、次の車両については緊急交通路の通行が認められ、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記(4)③を準用する。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ロ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(5) 車両以外の輸送手段

道路・橋りょうの損壊等により車両による輸送ができない場合、若しくは著しく緊急性を要する場合等には、企画政策班長は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成する。

なお、各機関への要請については、「第4節 応援の要請」の定めるところにより行う。

- ① 航空機（自衛隊のヘリコプター）による輸送
- ② 鉄道（東日本旅客鉄道（株））による輸送

2 商工観光班による輸送（農林振興班、商工観光班）

(1) 輸送を実施する範囲

商工観光班が実施する輸送の範囲は、次のとおりとし、農林振興班が輸送の応援を行う。

- ① 商工観光班が輸送を担当する定めのあるもの
（例：食糧・生活必需物資等の輸送）
- ② 各部班が輸送を担当する定めのあるもので状況によって応援を必要とするもの
（例：傷病者の搬送、応急復旧用資機材等の輸送）

③ 各対策項目のうち、輸送についての明確な定めのないもの

(2) 輸送の内容

輸送に必要な人員は、商工観光班及び農林振興班の職員をもってあてるが、人員に不足がある場合は、本部長(市長)に応援職員の割当を求めるものとする。

各活動業務ごとの輸送作業のあらましは、次のとおりとする。

① 給食・生活必需物資等の輸送

炊き出し所、集積場所等から指定避難所等の市民への配布場所までの輸送を行う。

ア	県の配布場所	→	集積場所等
イ	集積場所	→	指定避難所等
ウ	炊き出し所	→	指定避難所等
エ	防災倉庫	→	指定避難所等
オ	ヘリポート	→	指定避難所等

3 物資の集積場所（商工観光班）

災害時において、調達した物資等や他都県市等からの救援物資を受入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うため、次の施設を物資の集積場所とする。

なお、災害の状況によっては、指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所を選定する。

集積場所

名称	所在地	電話番号
J A きみつ平川経済センター	袖ヶ浦市上泉 361	75-2001

4 臨時ヘリポートの開設（防災安全班、消防部）

(1) 開設の決定

首都圏に大規模な災害が発生した場合、国は、全省庁的な災害救援体制を組むとともに、陸、海、空の3つの輸送ルートにより全国からの救援物資や救援活動要員の輸送に当たる。

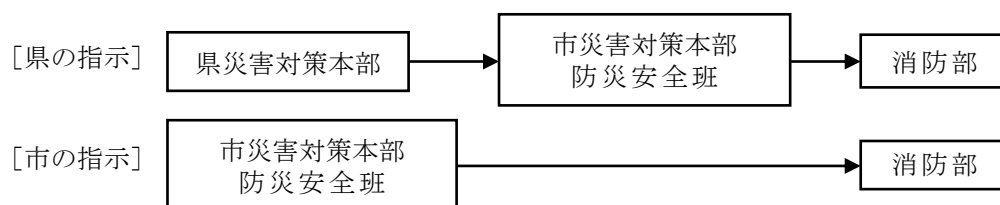
千葉県もまた、そうした計画のもとで、県内における陸、海、空の3つの緊急輸送ルートを確保することとなる。

これらのことから、臨時ヘリポートの開設の決定は、千葉県からの指示若しくは本部長(市長)の指示によるものとする。

なお、本部長(市長)は、臨時ヘリポートの使用の際に混乱が予想される指定緊急避難場所の臨時離発着場については、避難する市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じるものとする。

また、消防長は、本部長(市長)の開設の指示に備えて、臨時ヘリポートの開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

開設の決定の指示の流れ



(2) 開設の方法

臨時ヘリポートの開設の方法は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援袖ヶ浦市事前計画」に準ずるとともに、ヘリコプター進入時、周辺の車両通行止を行う。

ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

名 称	所 在 地	電 話	広 さ 幅×長さ(m)
総合運動場	坂戸市場 1566	(62)9377	100×180
昭和中学校	神納 3204	(62)2034	130×110
長浦中学校	久保田 129	(62)2834	120×110
根形中学校	三ツ作 741	(63)0311	100×180
平川中学校	横田 500	(75)2141	160×160
平岡小学校	野里 1503	(75)2059	120×50
中川小学校	横田 2583	(75)2015	100×100
蔵波小学校	蔵波台 4-19-1	(63)6351	90×100
奈良輪小学校	奈良輪 425-1	(62)6700	100×100

※資料編 資料 2-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援袖ヶ浦市事前計画

5 船舶による輸送

災害時に陸上輸送が不可能な場合は、被災者や救援物資等の輸送を船舶により行う。
なお、この場合、公共埠頭等の被害状況をあらかじめ把握しておくものとする。

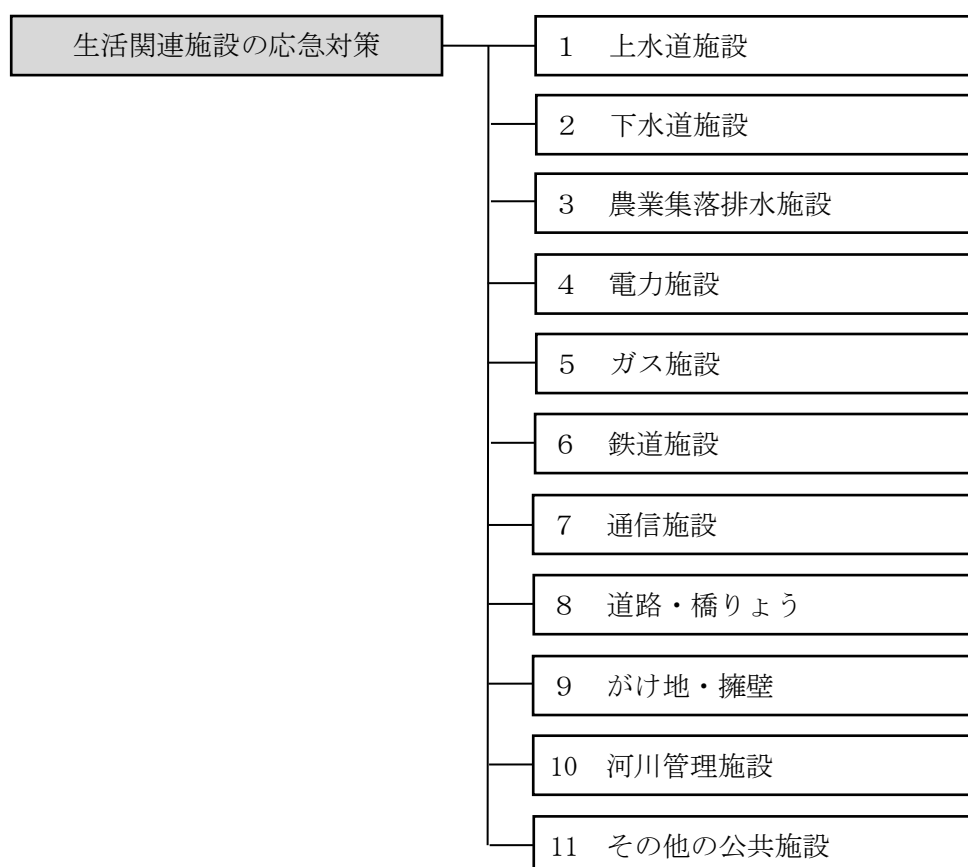
第14節 生活関連施設の応急対策 ≪土木管理班、土木建設班、下水対策班、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)、かずさ水道広域連合企業団、施設管理者≫

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化等の被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれがある。

したがって、市は、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者等と相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

なお、市及び防災関係機関及びライフライン事業者等は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

【 体系 】



1 上水道施設（かずさ水道広域連合企業団）

(1) 震災時の初動措置

かずさ水道広域連合企業団は、地震が発生し被害が予測される場合は、速やかに配備について施設の点検を行う。また、大規模な地震（震度6弱以上を目処とする。）が発生した場合は、直ちに次のような手順で応急的な措置を実施する。

その上で広域連合企業長に対して、その旨を速やかに報告し、指示を待つものとする。

① 緊急配水調整

作業の第1順位として、水源地内の緊急配水調整作業を次のとおり行う。

ア 配水池、配水設備及び連絡管等の異常を調査する。

イ 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。

② 配水管の被害調査

作業の第2順位として、仕切弁操作を次の順位により行うとともに、市内給水地域をブロックに分け、配水管の被害調査を行う。

ア 主要幹線系統の操作

イ 連絡管系統の操作

ウ 給水拠点系統の操作

③ 仕切弁操作の基準

ア 地震により停電した場合は、非常用発電機を使用し、主要配水幹線を主力に枝管を制限しながら、遠距離配水を図る。

イ 配水管の破損に対しては、区間断水を行い、管内の水の流出を防ぐ。

ウ 配水管などの被害のない地区でも必要最小限に給水を制限する。

エ 応急復旧を行った管路は、順次通水を行う。

オ アからエまでの計画にしたがって操作する上で、判断し難いときは、上流側（水源地）から下流側（配水管側）へ行い、次に大区域から小区域へ行う。

カ 人命にかかわる場合は、アからオまでの規定にかかわらず、状況判断による。

④ 水質の保全

ア 地震発生後は、原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

イ 消毒施設に被害が生じた場合は、水質監視を強化し、必要な残留塩素濃度を確保するため、配水池における次亜塩素酸ソーダ注入を行う。

(2) 応急復旧の実施

① 応急復旧の基本方針

大規模な地震による断水をできる限り、短期間かつ狭い範囲にとどめ、市民生活への影響を最小限に抑えるため、取水、導水、浄水施設等の水源施設の十分な機能を確保し、水源地からの配水本管の幹線の復旧を最重点に優先して実施し、ついで配水枝管と給水装置の順に復旧を進め、早期給水の再開に努める。

施設の応急復旧順位

- ア 取水、導水、浄水施設
- イ 送水、配水施設
- ウ 給水装置

② 送水、配水管路の応急復旧工事順位

- ア 応急復旧工事は、送水管を修理し、次に配水管を行う。
- イ 管の破裂折損を優先的に復旧し、給水可能区域の拡大を図る。

③ 配水管路の応急復旧工事順位

配水管路の復旧順位

- ア 水源地から給水拠点までの配水管
- イ 病院、学校その他緊急給水施設の配水管
- ウ その他の配水管

④ 給水装置の応急復旧

宅地内給水装置の復旧は、給水装置の所有者等から修繕申込みのあったものについて行うものとするが、次に掲げるような配水に支障を及ぼすものについては、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

給水装置の応急復旧

- ア 配水管の通水機能（配水）に支障を及ぼすもの
 - ※濁水が多量なものの復旧
 - ※被災給水装置の閉栓
- イ 路上漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの
- ウ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 資機材、車両及び人員の確保

復旧作業は、次のとおり基本体制を確立し、24時間2交替連続作業で行う。

① 応急復旧用資機材及び車両

かずさ水道広域連合企業団の備蓄資機材及び車両をもって対応し、不足が生じた場合は、協定締結会社等から緊急調達する。

② 動員計画

突発的な地震の発生に対応できるよう、次のとおり対処する。

ア 職員の動員

あらかじめ参集場所を指定し、参集後直ちに施設の被害状況を調査し、想定された復旧計画を調整し、応急復旧作業体制を確立する。

イ 指定給水装置工事事業者等への応援要請

あらかじめ応援を求める場合の体制を確立しておくものとする。また、管工事協同組合等を通じて、あらかじめ応援復旧対策に応援可能な人員、動員方法等を

打ち合わせておくように努める。

(4) 災害時の広報

水道施設の被害及び復旧の状況等について、市民への適切な広報に努める。

発災後の広域的な広報は、広域連合企業長に要請し、県災害対策本部を通じ、報道関係機関の協力を得て実施するものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

市内の一部地域を対象とする広報は、かずさ水道広域連合企業団が拡声器付自動車による路上広報等を行うほか、市に防災行政無線（固定系）を要請して行うものとする。

2 下水道施設（下水対策班）

(1) 管渠及びポンプ場の応急措置

下水対策班は、大規模な地震により、污水管渠に折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として次のとおり管渠の応急措置を実施する。

- ① 污水管渠の被害に対しては、移動式ポンプ等を用いて疎通に支障ないように努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- ② 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので早急に応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- ③ 枝線の被害については、直接本復旧に努める。
- ④ 多量の塵芥により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等において流入防止の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- ⑤ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の投入を指示する。

(2) 終末処理場の応急措置

- ① 終末処理場等が停電した場合には、直ちに非常用発電装置に切り替え、污水处理に万全を期する。
- ② 污水处理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行い、污水处理に万全を期する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- ① 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。
- ② 不足した場合の資機材の調達、千葉県に備蓄の提供を要請し、若しくはその他関係業者に調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、防災安全班に防災行政無線（固定系）その他による広報を要請し行うものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

3 農業集落排水施設（下水対策班）

(1) 管渠及びポンプ場の応急措置

下水対策班は、大規模な地震により、污水管渠に折損、破損、せん断、たるみ等の被害を受けた場合は、原則として次のとおり管渠の応急措置を実施する。

- ① 污水管渠の被害に対しては、移動式ポンプ等を用いて疎通に支障ないように努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講じる。
- ② 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止をまねくおそれがあるので早急に応急復旧を行い、本復旧の方針をたてる。
- ③ 枝線の被害については、直接本復旧を行う。
- ④ 多量の塵芥により管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等において流入防止の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- ⑤ 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の投入を指示する。

(2) 東部浄化センター等の応急措置

汚水処理施設が破損し漏水が生じた場合には、土のう等により漏水を阻止し破損箇所の応急修理を行い、汚水処理に万全を期する。

(3) 資機材、車両及び人員の確保

- ① 農業集落排水施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。
- ② 不足した場合の資機材の調達は、千葉県に備蓄の提供を要請し、若しくはその他関係業者に調達の協力を求めるものとする。

(4) 災害時の広報

農業集落排水施設の被害状況及び復旧状況等の市民への広報は、防災安全班に防災行政無線（固定系）その他による広報を要請し行うものとする。

また、広報の時期については、地震発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせて行うものとする。

4 電力施設（東京電力パワーグリッド（株））

(1) 災害時の活動態勢

災害の発生するおそれのある場合、又は発生した場合には、災害の程度に応じて次のとおり、東京電力パワーグリッド（株）木更津支社に非常災害対策支部を設置し、応急復旧対策に当たる。

① 非常態勢の区分

区 分	情 勢
待機態勢	夜間、休日等非常災害対策要員の出勤に長時間を要するために非常態勢への円滑な移行が困難と判断される場合
第1非常態勢	ア 災害の発生が予想される場合

	イ 災害が発生した場合
第2非常態勢	大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3非常態勢	ア 大規模な被害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合 イ 警戒宣言が発せられた場合

② 情報連絡

東京電力パワーグリッド(株)各支社が災害時に実施する情報連絡は、主に次の2系統になる。

- ア 災害に関する情報は、給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- イ 袖ヶ浦市災害対策本部、木更津警察署、袖ヶ浦市消防本部等の管内防災関係機関との情報連絡

なお、東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(2) 応急措置

① 人員の動員と連絡の徹底

- ア 災害時における動員体制を確立するとともに同時に連絡方法も明確にしておく。
- イ 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

② 資機材の調達

第一機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現業機関相互の流用
- イ 現地調達
- ウ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支社あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

③ 災害時における危険防止措置

震災時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- ア 巡視、点検の実施
- イ 応急安全措置の実施

(3) 応急復旧対策

① 被害状況の早期把握及び復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を策定する。

- ア 復旧応援隊の必要の有無
- イ 復旧作業隊の配置状況
- ウ 復旧資機材の調達
- エ 電力系統の復旧方法の検討
- オ 復旧作業の日程
- カ 復旧の完了見込
- キ 宿泊施設、食糧、衛生対策等の手配
- ク その他必要な対策

② 復旧の順位

各設備の復旧順位は、原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都心部に送電する系統の送電用変電所
- (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

ウ 通信設備

- (ア) 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

エ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

(4) 災害時の広報

第3節「災害時の広報」のとおり行う。

5 ガス施設（東京ガス（株））

(1) 活動体制

① 非常時の体制

地震等の非常事態が発生した場合、対策本部及び支部を設置し、必要な社員等を動員するとともに、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常の事態に対応しうる体制に移行する。

② 連絡体制

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート
の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。

通報、連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用するが、
通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

③ 応急復旧用資機材等の確保

資機材の確保については、予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする
資機材を、取引先やメーカー等からの調達、被災していない他地域からの流用、
他ガス事業者等からの融通等の方法により速やかに確保する。

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査
した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、袖ヶ浦市等の災害
対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(2) 応急措置

ガスの漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用
禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態
発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これら
の被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保
を優先的に行う。

(4) 災害時の広報

第3節「災害時の広報」を参照のこと。

(5) 事業継続計画の策定・発動

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定
にあたっては、関係者の生命・身体及安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最
低限維持しなければならない次の業務を最優先する。

- ① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- ② ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
- ③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- ④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
- ⑤ 事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が
命ずる。

6 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

(1) 活動体制

① 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を
行うため、災害対策本部を設置する。

② 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等も利用して行う。

(2) 初動措置

災害発生と同時に、運転規制等適切な初動措置を実施し、乗客の安全確保を図る。初動措置は、原則として次のとおり行う。

① 運転規制

運転規制の内容

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

- ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。
- イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。
- ウ SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。
- エ SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

② 乗務員の対応

乗務員の対応

- ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋りょう上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。

(3) 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

避難誘導は、原則として次のとおり行う。

避難誘導方法

- ① 駅における避難誘導
 - ア 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
 - イ 乗客を臨時避難場所に誘導した後、更に市があらかじめ定めた指定緊急避難場所の位置、災害に関する情報等を乗客に伝達し秩序維持に協力する。
 - ウ 避難の措置情報については、可能な限り速やかに市災害対策本部に通報する。
- ② 列車乗務員が行う乗客の避難誘導
 - ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
 - イ 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - (ア) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。
 - (イ) 特に女性や子どもに留意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。
 - (ウ) 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

地震により乗客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。

救護活動は、原則として次のとおり行う。

救護活動の内容

災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

(5) その他の措置

- ① 乗客誘導のための案内放送
- ② 駅員の配置手配
- ③ 救出、救護手配
- ④ 出火防止
- ⑤ 防災機器の操作
- ⑥ 情報の収集

7 通信施設（東日本電信電話（株）他）

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合は、通信障害状況等を関係機関に共有するとともに、被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(1) 東日本電信電話（株）千葉事業部

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、その状況により、東日本電信電話（株）千葉事業部をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

イ 情報連絡体制

東日本電信電話（株）千葉事業部は、災害対策本部を設置した時には、市及び指定行政機関と密接に連絡がとれる体制をとるものとする。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される各種報道については、速やかに通報する。

② 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備

(ロ) 非常用電話局装置等の発動準備

(エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

(オ) 局舎建築物の防災設備の点検

(カ) 工事用車両、工具等の点検

(キ) 保有資機材、物資の点検

(ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、次の(ア)～(ク)の応急措置をとるものとする。

(ア) 最小限の通信の確保

広い範囲にわたり、家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、支店・営業所等からの電報、電話については最小限の通信ができるように措置する。

なお、電報、電話の着信者への伝言サービスも行う。

(イ) 非常用可搬型電話局装置の設置

所内設備が被災した場合の代替交換機として、また、加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合、被災地等に非常用可搬型電話局装置を設置し、重要な通信を確保する。

(ロ) 臨時電報、電話受付の開設

災害対策本部、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を開設し、東日本電信電話（株）社員を配置して、電報電話が利用できるようにする。

(エ) 特設用公衆電話の設置

- a 街頭公衆電話については、特設公衆電話として措置する。
- b 市の指定緊急避難場所等に特設公衆電話を設置する。
- c 特設公衆電話の設置は、概ね次の方法により行う。
 - (a) ボックスの利用（平常時のものを非常用に切り替える。）
 - (b) 保留回線による設置
 - (c) 可搬型移動無線機の設置
 - (d) ポータブル衛星車の設置

(オ) 臨時回線の作成

政府機関、保安機関及び情報連絡、救護、応急復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、有線又は無線を使用して臨時回線を作成する。

(カ) 通信の利用制限

次のa～cの理由により通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電話サービス契約約款に基づいて、通信の利用制限を行う。

- a 通信が著しく輻輳するとき。
- b 通信電源回線の確保が困難なとき。
- c 回路の全面的維持が困難なとき。

(キ) 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保

災害等による輻輳時においても通信を確保するため、あらかじめ、東日本電信電話（株）に災害時優先電話用の電話番号を申請し、承認を受ける。

また、電話・電報の利用ができなくなった場合の対策として、警察・消防緊急通報回線の確保に努める。

(ク) 災害時伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

被災地域外からの安否情報の確認等による回線の輻輳を避けるため、災害時伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」が運用開始されており、マスコミを通じてサービス開始の周知を図る。

③ 応急復旧対策

災害により被災した施設の復旧は、災害対策規定に基づき、災害対策本部の指揮下により、次のとおり実施する。

ア 回線の応急復旧順位

回線の復旧順位は、概ね次の順位を基本にして、災害による設備の被害状況に応じ、復旧計画を策定し行う。

- (ア) 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動等のため必要と認められる最小限の回線
- (イ) 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- (ウ) 公衆電話及び概ね平常の通信サービスを維持するに必要と認められる回線

④ 災害時の広報

第3節「災害時の広報」のとおり行う。

(2) (株)NTTドコモ

① 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、(株)NTTドコモ千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、千葉県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害対策本部を設置した時には、市及び指定行政機関と密接に連絡がとれる体制をとるものとする。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される各種報道については、速やかに通報する。

② 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行うものとする。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって、次の事項を利用者に通知するものとする。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

③ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順

位に従って実施する。

ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI（株）

KDDI（株）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク（株）

ソフトバンク（株）では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便（株）袖ヶ浦郵便局

応急措置は、次のとおりとする。

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話（株）等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話（株）等による応急復旧に協力する。

※資料編 資料 2-12 災害時における袖ヶ浦郵便局と袖ヶ浦市の協力に関する覚書（日本郵便（株）袖ヶ浦郵便局）

8 道路・橋りょう（土木管理班、土木建設班）

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市 (土木管理班・ 土木建設班)	① 市内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて調査し、本部長(市長)及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。

機関名	応急措置のあらまし						
	② 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報するとともに、現場付近の安全確保に努める。						
千葉県 (君津土木事務所)	県道及び所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、市からの道路、橋りょうの被害報告をまとめ、また、関係機関との連絡を密にし、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の総合対策の樹立と指導・調整・作業の実施を早急に行う。 また、通行が危険な路線、区間については、木更津警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。						
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)	所管する国道の被害状況、道路上の障害物の状況を調査するとともに、県及び市との連絡を密にして、緊急度に応じて、復旧、障害物の除去等の作業の実施を早急に行う。 また、通行が危険な路線、区間については木更津警察署長に通報するとともに、状況によっては職員を現場に派遣し、通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。						
東日本高速道路 (株) 関東支社	大地震が発生した場合には、速やかに防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、職員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。 地震発生後、次の基準に従って警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th><th>通行規制内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合</td><td>速度規制</td></tr> <tr> <td>計測震度4.5以上又は5.0以上</td><td>通行止め</td></tr> </tbody> </table>	計測震度値	通行規制内容	計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制	計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止め
計測震度値	通行規制内容						
計測震度4.0以上4.5未満又は特別巡回の結果必要と認められる場合	速度規制						
計測震度4.5以上又は5.0以上	通行止め						

(2) 応急復旧対策

機関名	緊急措置のあらまし
市 (土木管理班・土木建設班)	地震により被害を受けた市道については、原則として、市の主要道路を優先し、次のような実施手順にしたがって応急復旧を行う。 ① 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。 ② 応急復旧方法 ア 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。 なお、状況によっては仮舗装を行う。 イ 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。 ウ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵等の水防工法により行う。 エ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、崩壊土の排土作業を行う。 オ 崩壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に堆積するものとする。 カ 落下した橋りょう、若しくはその危険があると認められた橋り

	よう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、木更津警察署等関係機関と連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じる。
千葉県 (君津土木事務所)	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。 特に、緊急輸送道路1次路線を最優先に復旧作業を行う。
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)	パトロールによる調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能回復に努める。

9 がけ地・擁壁（土木管理班、土木建設班）

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市 (土木管理班・土木建設班)	① 現地に到着した班員は、消防団員や周辺の市民等と協力して、人命救助を最優先で行う。また、がけ崩れ等のおそれがある場合には、周辺市民の避難に努め、現場付近の安全を確保する。 ② 宅地周辺では、自然がけ地、道路の造成に伴うがけ地・擁壁の崩壊、倒壊の状況を調査して本部長(市長)及び県に報告し、被害状況に応じて、市民の避難などの応急措置を実施する。 ③ 道路の周囲では、被害の状況を調査して本部長(市長)及び県に報告し、被害状況に応じた応急措置を実施して交通の確保及び現場付近の安全に努める。
千葉県 (君津土木事務所)	県道及び所管する国道に面する自然がけ地・擁壁等の被害状況を調査するとともに、市からのがけ地・擁壁等の被害状況をまとめる。また、関係機関と連絡し、危険度に応じて通行止め、市民の避難等の措置や迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。
国土交通省 関東地方整備局 (千葉国道事務所)	所管する国道に面する自然がけ地・擁壁等の被害状況を調査するとともに、県及び市との連絡をとり、危険度に応じて通行止め、市民の避難等の措置や迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

(2) 応急復旧対策

機関名	緊急措置のあらまし
市 (土木管理班・土木建設班)	① 宅地周辺では、二次災害を防止するため、被害状況に応じ、がけ地・擁壁の上下段の市民を速やかに避難させる。また、危険箇所については、災害を未然に防ぐため、必要に応じて、応急的な危険防止策を講ずる。 ② 道路の周囲では、崩壊土の排土作業を行うとともに応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるよう行う。 また、応急復旧ができない場合は、警察署等の関係機関と連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等、必要な措置を講じる。
千葉県 (君津土木事務所)	道路に面するがけ地・擁壁の倒壊、崩壊により被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。 特に、緊急輸送道路1次路線を最優先に復旧作業を行う。
国土交通省 関東地方整備局	国道のパトロールによる調査結果等をもとに、被害状況を把握し、速やかに復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。

(千葉国道事務所)	
-----------	--

10 河川管理施設（土木管理班、土木建設班）

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市 (土木管理班・ 土木建設班)	① 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。 ② 施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。 ③ 低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力応援を要請して応急排水を実施する。
千葉県 (君津土木事務所)	① 堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 ② 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関しても総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。

11 その他の公共施設（施設管理者）

施設の管理者は、施設利用者の安全確保を第一として、また災害後の防災活動の拠点となる重要な施設建物の保全を第二として、次のとおり自主的な災害対策活動を実施し、復旧が速やかに行われるよう、応急的な措置を講ずる。

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

① 避難対策の事前計画

避難対策については、あらかじめ特に綿密な計画を樹立しておき、災害発生時に万全を期するとともに、講じた応急措置のあらましについて、災害対策本部へ速やかに報告する。

② 場内放送等による情報提供

場内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。

特に、ラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設残留者への情報の提供により不安の解消に努める。

③ けが人等の発生時の対応

けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、災害対策本部、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。

(2) 施設建物の復旧

① 応急措置

施設建物の復旧については、防災活動の拠点となるものを重点的に実施する。また、施設建物の被害状況を調査の上次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

- (ア) 機能確保のための必要限度内の復旧措置を速やかに実施する。
- (イ) 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は、関係機関と連絡をとり、応援を得て速やかに実施する。

イ 応急措置が不可能な被害の場合

- (ア) 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- (イ) 防災活動の拠点となる建物で業務活動及び機能確保の必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

② その他の留意事項

ア 火気使用設備及び消火器具等の点検調査

特に、指定避難所となった施設は、火災予防について十分な措置をとる。

イ ガラス類等の危険物の処理

ウ 危険箇所への立ち入り禁止の表示

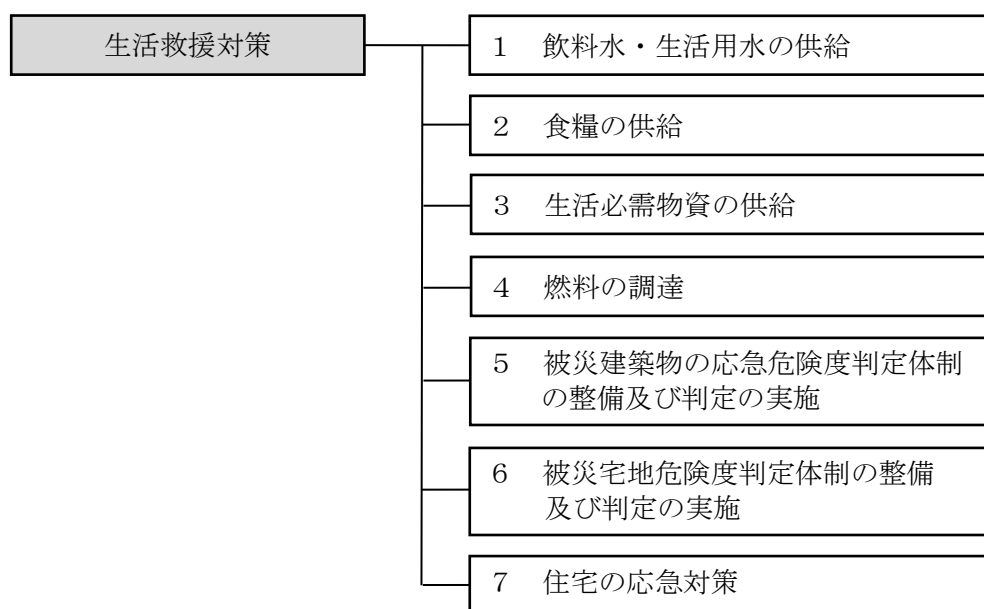
第15節 生活救援対策 ≪秘書広報班、資産管理班、調査1班、調査2班、総務班、防災安全班、地域福祉班、農林振興班、商工観光班、都市整備班、給食班、警察署、かずさ水道広域連合企業団≫

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食糧・生活必需物資の供給活動を行うものとする。

また、市は、大規模災害時において、千葉県や国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

一方、災害により住家を滅失、又は破損等のために居住することができなくなった世帯に対し、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じて生活の安定を図る。

【 体系 】



1 飲料水・生活用水の供給（かずさ水道広域連合企業団）

(1) 補給給水源の確保

① 市内にある水道用水源地

大規模地震が発生した場合は、直ちに水源地、配水池、浄水施設及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときは、バルブ操作により、応急給水用の水を確保する。

水源地及び配水池

水源地及び配水池の場所	取水量	配水池容量
水源（井戸 11 本） 勝下、永吉 各浄水場	10,985 m ³ /日	4,669 m ³
上水受水（かずさ水道広域連合企業団） 角山、吉野田、代宿 各配水場	24,500 m ³ /日	10,697 m ³
計	35,485 m ³ /日	15,366 m ³

（令和2年4月1日現在）

※勝下、永吉の浄水場と角山配水場は、場内の消火栓から応急給水が可能である。また、停電時は非常用発電設備により配水池の水を場内の消火栓から応急給水を行う。（配水池容量 合計 15,606 m³/日）

② 非常用飲料水井戸（耐震性災害用井戸）

応急飲料水等の確保のため非常用発電設備を有した耐震性災害用井戸を各地区単位に5箇所整備している。

非常用飲料水井戸の所在地

施設名	所在地	備 考
長浦小学校	長浦駅前 6-1-4	揚水量 90ℓ/分 発電設備、塩素滅菌設備付帯
蔵波小学校	蔵波台 4-19-1	
根形小学校	三ツ作 761	
昭和中学校	神納 3204	
旧学校給食センター	大曾根 1990	

③ 受水槽・プール等

その他状況により受水槽・小中学校プール等を補給給水源として使用する。この場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入を施すなど安全性に留意する。

(2) 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し、給水機能が停止すると判断されるときは、は、所属の職員に指示して、直ちに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を定めるための需要調査を実施する。

なお、被害状況の把握は、次の方法による。

被害状況把握の方法

- ① 袖ヶ浦市災害対策本部への被害情報
- ② 千葉県災害対策本部への被害情報
- ③ 市民からのかずさ水道広域連合企業団への通報

市内の全域の状況を把握した際には、次の事項についてあわせて報告する。

本部長(市長)への報告事項

- ① 給水機能停止区域、世帯、人口
- ② 復旧の見込み
- ③ 給水班編成状況
- ④ 応急給水開始時期
- ⑤ 給水所(拠点)の設置(予定)場所

(3) 応急給水の体制

① 実施者

ア 飲料水の供給は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

イ 本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長(市長)に救助を行わせることができる。

ウ 本部長(市長)は、市のみで処理不可能な場合、近接市町村、千葉県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

エ 本部長(市長)が実施する応急給水については、市とかずさ水道広域連合企業団により締結した「応急給水等に係る確認書」に基づいて行う。

(4) 給水所(拠点)の設置

① 設置

給水は、原則として、各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定し、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

給水所(拠点)の設置は、指定避難所を単位として行うが、供給停止区域が一部の区域の場合には、状況に応じて、被災地等に給水所を設置する。

② 周知・広報

給水所を設定した時は、危機管理班を通じて秘書広報班に対して、給水に関する広報を要請するとともに、給水所の設置場所には「給水所」の掲示をする。

(5) 応急給水用資機材の確保

かずさ水道広域連合企業団が保有する応急給水活動に使用できる車両及び資機材は、次のとおりである。

なお、不足車両及び資機材等の調達は、他の地方公共団体、自衛隊等の応援を求める。

応急給水用資機材

(令和3年4月1日現在)

種 別	台 数	容量(単位ℓ)	計(単位ℓ)	備 考
給水タンク (ポリエチレン製)	2 台	1,000	2,000	車積載・給水所設置

〃 (ステンレス製)	10台	1,000	10,000	車積載・給水所設置
浄水機	1台	4,000	4,000	ℓ/h
給水袋	39,500個	6ℓ	237,000	携帯用
給水車	4台 1台	2,000 1,600	9,600	
合計	262,000 リットル			

※なお、応急給水用資器材の数量については、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の合計にて計上。

(6) 応急給水の実施

① 給水基準

給水の量は、1人1日3ℓとする。

なお、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、一般にこれが飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を充分説明し、協力を求める。

② 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送は、かずさ水道広域連合企業団が水源地から給水車、トラック等の車両及び備蓄する給水容器等を使用して行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所（拠点）での給水は、各家庭において自ら持参した容器により、給水所となった施設の職員、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。

なお、自ら容器を持参できない場合には、市民に対して、援助・相互融通を要請し、不足する場合には、市が備蓄するポリタンク等を使用して行う。

ウ 医療機関・社会福祉施設等への給水

病院、診療所及び人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、養護施設及び特別養護老人ホーム等の社会福祉施設への給水は、緊急な要請があった場合、他に優先して行う。

③ 応急仮配管による給水

断水地域の状況や水道施設の復旧状況によって、応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

ア 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地域や、多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては、状況に応じて、仮配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

仮設給水栓の設置場所は、本部長（市長）の指示に基づき関係機関と協議し、最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

④ ボトル水等による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない市民への非常用飲料水袋による給水を行う。

⑤ 直結給水栓等による給水

停電時にも活用できる直結給水栓等の周知を行い、給水の情報提供を行う。

(7) 生活用水の供給

生活用水の供給源として各地区の農業用井戸等の活用を図る。

2 食糧の供給（商工観光班、給食班）

市は、災害時におけるり災者及び災害応急対策活動従事者等の食糧について、その確保と迅速な供給に努める。

なおこの際、やむを得ず指定避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布も行うとともに、要配慮者への配慮及びとりみ剤など飲み込む力が弱い方用の特殊食材の確保にも努める。

(1) 食糧の供給実施の決定

① 供給実施の決定者

ア 食糧の供給業務の実施決定

食糧の供給業務は、本部長(市長)が行う。本部長(市長)は、災害により指定避難所に収容され、又は食糧や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が、ある程度の人数の規模で発生し相当程度の期間、その状態が継続すると判断された場合に食糧の供給の実施を決定する。

イ 市において供給不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 「プッシュ型」支援の実施

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないときは、千葉県より、要請がなくとも、必要最低限の水、食糧、生活必需品等が支給される「プッシュ型」支援が行われることとなっている。

エ 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助する。本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、災害救助法による食糧の供与の実施期間は、災害発生の日から7日以内となるが、内閣総理大臣の承認により期限を延長することができる。

② 供給対象者

応急食糧の供給の対象者は、次のとおりとする。

なお、米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても米穀等の応急供給を実施する。

応急食糧の供給対象者

- ア 指定避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 住家に被害を受け、車中避難者や一時縁故先等へ避難する者（※1）
- エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食糧を得る手段のない者
- オ 災害応急対策活動従事者（※2）

※1 一時縁故先等へ避難する者は、3日分を支給

※2 災害応急対策活動従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外

③ 食糧供給の内容

応急的に供給する食糧は、市が備蓄する保存食（サバイバルフーズ・アルファー化米）及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて、スーパー等から梅干し、佃煮等の副食を調達する。

また、乳児の食糧は、原則として、市が備蓄する粉ミルク、販売業者等からの調達によるものとする。

(2) 需要の把握

応急食糧の必要数の把握は、関係各班がそれぞれ集計し、商工観光班がまとめる。

なお、商工観光班長は、把握した食糧の必要数（食数）を防災安全班長を通じて本部長（市長）に報告し、本部長（市長）の供給数の決定を以て必要数の調達・輸送を行う。

必要数の把握の分担

- ① 指定避難所については、それぞれ担当の指定避難所において集計したものを所管施設の班長を通じて防災安全班に報告する。
- ② 住宅残留者については、調査班が関係各班、関係機関、区等自治会長及び自主防災組織等の市民組織の協力を得て報告する。
- ③ 災害応急対策活動従事者については、防災安全班が関係各班の協力を得て報告する。

(3) 食糧の確保

① 市の食糧確保体制

食糧の確保は、商工観光班長が本部長（市長）の指示に基づき、次のとおり行う。

ア サバイバルフーズ・アルファー化米については、市の備蓄品を使用する。

イ 梅干し、佃煮等の副食については、スーパー等から、粉ミルクについては、市の備蓄品及び販売業者から緊急調達する。

② 政府所有米穀の調達

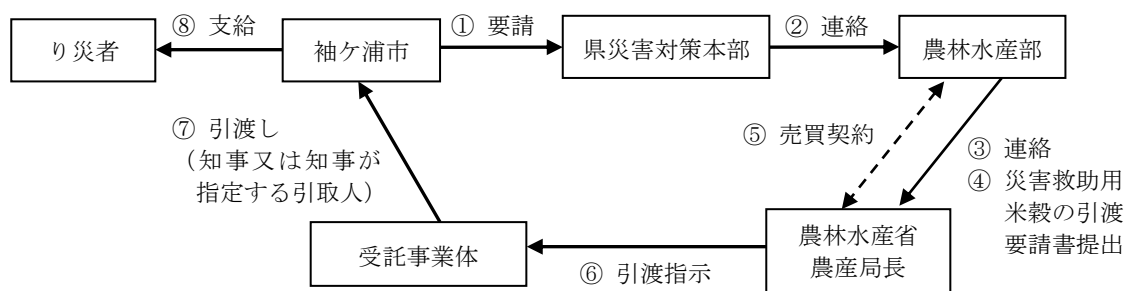
ア 政府所有米穀の調達は、本部長（市長）が給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の引渡要請を行うものとする。

イ 交通通信が途絶し、災害地が孤立して前項の手続きがとれないときは、本部長

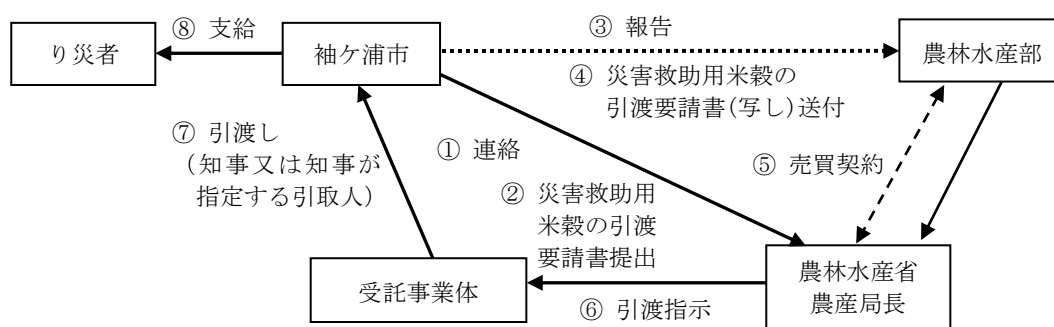
(市長)は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、あわせてその旨を千葉県に連絡する。

政府所有米穀の受渡し系統図

(市からの要請を受け、千葉県が要請する場合)



(市が直接、要請した場合)



(4) 食糧供給活動の実施

① 食糧の輸送

食糧供給に関する輸送業務は業者が行うが、必要な場合は商工観光班が行い、農林振興班が応援する。

商工観光班長は、市において調達した食糧及び千葉県等から支給を受けた食糧を指定避難所等の給食地へ輸送が効率的に行われるよう総括する。

② 食糧の集積場所

食糧の集積場所（保管場所）は、原則として、次のとおりとする。

なお、災害の状況によっては、指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設、その他の適当な場所を選定する。

食糧の集積場所

名称	所在地	電話番号
J A きみつ平川経済センター	袖ヶ浦市上泉 361	75-2001

③ 食糧の供給

ア 供給食糧

供給する食糧は、災害発生第1日目（3食）は、サバイバルフーズとし、第2日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。また、乳幼児に対しては、粉ミルクを供給する。

イ 供給基準

供給基準

品 目	基 準
(ア) カンパン	1食当たり1パック5枚
(イ) サバイバルフーズ	1食当たりクッキー3～4枚、副食25g（乾燥状態）
(ウ) アルファ化米	1食当たり100g（乾燥状態）
(エ) 米 穀	1食当たり精米200g以内
(オ) 食パン	1日当たり200g（約半斤）以内
(カ) 粉ミルク	乳幼児1日当たり150g以内

※ただし、救助作業に従事する場合に当たっては米穀（精米）換算1食当たり300g以内

ウ 炊き出しの実施

炊き出しは、学校給食センターを利用し、給食班が行うが、必要に応じて、日本赤十字社奉仕団、自主防災組織及び民間業者等に協力を依頼する。

3 生活必需物資の供給（農林振興班、商工観光班）

(1) 供給実施の決定

① 供給実施の決定者

ア 被服、寝具その他生活必需物資の給与又は貸与は、本部長（市長）が行う。

イ 市において供給不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ なお、壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないときは、千葉県より、要請がなくとも、必要最低限の生活必需物資等が支給される「プッシュ型」支援が行われることとなる。

エ 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

※資料編 資料 2-16 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合ちばコープ）

※資料編 資料 2-17 災害時における物資の供給に関する協定（（株）主婦の店）

※資料編 資料 2-18 災害時における燃料等の供給に関する協定（千葉県石油商業組合袖ヶ浦市支部）

※資料編 資料 2-20 災害時における物資の供給に関する協定（（有）吉田商店）

※資料編 資料 2-21 災害時における燃料等の供給に関する協定書（千葉県エルピーガス協会木更津支部）

※資料編 資料 2-22 災害時における物資等の供給に関する協定（君津市農業協同組合）

※資料編 資料 2-23 災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定（（一社）日本福祉用具供給協会）

※資料編 資料 2-24 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書（（株）セブン-イレブン・ジャパン）

※資料編 資料 2-25 災害時における支援協力に関する協定（イオンリテールストア（株）イオン長浦店）

※資料編 資料 2-26 災害時における物資供給に関する協定（NPO法人 コメリ災害対策センター）

② 供給対象者

生活必需物資の供給の対象者は、次のとおりとする。

供給対象者

住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって次に掲げる者
ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

なお、生活必需物資の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能になった場合には、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対しても生活必需物資の応急供給を実施する。

③ 応急給付の内容

生活必需物資の応急給付は、次の品目の範囲内で行う。

生活必需物資の給付内容

ア 寝 具…就寝に必要な最小限度の毛布等
イ 衣 類…上着、下着、防寒着等
ウ 身回り品…タオル、手拭い、運動靴、傘等
エ 炊事用具…鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
オ 日用品…石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等
カ 光熱材料…マッチ、ロウソク、灯油等
キ 食器

④ 給与又は貸与期間

災害発生の日から10日以内とする。

⑤ 給与又は貸与限度額

ア 夏季（4月から9月まで） 災害救助法の限度額以内

イ 冬季（10月から翌年3月まで） 災害救助法の限度額以内

(2) 需要の把握（被害状況の把握）

災害対策活動従事者を除き、前記2(2)を準用する。

(3) 生活必需物資の確保

商工観光班長は、本部長（市長）の指示に基づき、市の備蓄品及び販売業者等から調

達する。また、必要に応じて農林振興班は調達の応援を行う。

(4) 生活必需物資供給活動の実施

生活必需物資の供給活動の実施は、前項を準用する。供給（貸与）の基準は、災害救助法の範囲内で行う。

※資料編 資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

4 燃料の調達（防災安全班）

災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合袖ケ浦支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

5 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び判定の実施（資産管理班）

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要であることから、「袖ケ浦市被災建築物応急危険度判定震前判定計画（平成26年10月改訂）」に基づき、次の施策を推進する。

(1) 応急危険度判定の実施

① 実施機関

ア 被災建築物応急危険度判定は、市長が行う。

イ 知事は、判定に必要な支援を行う。

② 袖ケ浦市被災建築物応急危険度判定実施本部及び検討会議の設置

市は、市域内における被災建築物応急危険度判定を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部の設置と同時に、「袖ケ浦市被災建築物応急危険度判定実施本部」（以下、「判定実施本部」という。）を設置するとともに、被災建築物応急危険度判定の実施要否を決定するために、災害対策本部内に「袖ケ浦市被災建築物応急危険度判定実施検討会議」（以下、「判定実施検討会議」という。）を設置する。

③ 応急危険度判定士の確保

ア 市職員の判定士としての養成・登録

市は、千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月制定）に基づき、建築士等の資格を有する市職員について、千葉県が開催する応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるための講習会に参加させ、応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成に努める。

イ その他の判定士の確保

資産管理班は、次の方法により、建物の応急危険度判定の有資格者を確保する。

(ア) 市内建築関係団体へ要請する。

(イ) 千葉県、他市町村の応援を要請する。

(ウ) ボランティアの募集のための広報を行う。

※資料編 資料 2-43 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

(2) 判定の実施

① 判定実施本部の設置基準

市において震度5強以上の地震が発生し、災害対策本部が設置された場合、本部長(市長)は、判定実施本部を設置し、資産管理班長を判定実施本部長に任命する。

また、同時に、災害対策本部内に判定実施検討会議を設置する。

ただし、震度5弱以下の地震が発生した場合においても、市長は被害状況により必要に応じて判定実施本部及び判定実施検討会議を設置することができる。

② 判定実施本部(窓口)の設置

資産管理班は、多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、資産管理班又は空きスペースに、判定実施本部(窓口)を設置し、次の環境整備を行う。

ア 活動拠点の準備

イ 一般建築物判定コーディネーターの配置(受入れ判定士の取りまとめと割り振り、指示)

ウ 判定に必要な用具の準備

エ 調査表、結果表の準備

オ 情報収集

③ 判定作業の概要

ア 判定の実施方法

判定実施本部長は、判定実施区域を設定のうえ要判定対象建築物棟数を推計し、その推計した要判定対象建築物棟数及び判定実施区域の規模・被災状況等に基づき、実施可能な判定方法を次のオペレーションタイプから選択する。

ただし、通常の判定方法は「タイプ2」とする。

(ア) タイプ1:被災建築物の所有者等の要請に応じた対象について、立入調査を含む判定方法

(イ) タイプ2:被災建築物の全てを判定する調査で、外観調査を基本とする判定方法

(ウ) タイプ3:被災建築物の全てを判定する調査で、立入調査を基本とする判定方法(立ち入り権限を有する行政職員が必要となる。)

なお、実際の判定士の判定方法等については、「千葉県被災建築物応急危険度判定士業務マニュアル」による。

イ 判定対象建築物及び判定順位の想定

判定建築物及び判定順位については、次のとおりとする。ただし、地区ごとの被災戸数等の状況から見直しすることとする。

(ア) 医療機関

(イ) 社会福祉施設

(ウ) 共同住宅

(エ) 戸建住宅

ウ 判定結果表を目立つ場所に貼る。

エ 判定結果について必要に応じて使用者らに説明する。

④ 判定後の措置

判定実施本部解散後、必要に応じて相談窓口の設置や建築関係団体への協力要請を行う。

6 被災宅地危険度判定体制の整備及び判定の実施（都市整備班）

大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努める千葉県 の指導のもと、千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、市内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成 15 年 3 月 6 日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、千葉県が開催する被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるための講習会への参加について支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(3) 判定の実施

① 判定士の確保

都市整備班は、次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 市内土木、建築、宅地開発関係団体へ要請する。
- イ 千葉県、他市町村の応援を要請する。
- ウ ボランティアの募集のための広報を行う。

② 判定実施本部（窓口）の設置

都市整備班は、多数の判定士の受入れ体制及び作業体制を確立するために、都市整備班又は空きスペースに、判定実施本部（窓口）を設置し、次の環境整備を行う。

- ア 受入れ判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止などを表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

③ 判定作業の概要

- ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分する。

④ 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立ち入り禁止の措置をとる。

7 住宅の応急対策(総務班、地域福祉班、調査1班、調査2班、都市整備班)

(1) 応急仮設住宅の供与

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理を実施する。

① 実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅の供与は、本部長(市長)が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

ただし、本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う補助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 応援要請

市のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

② 供与の方法

ア 建設

(7) 建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、次の条件を考慮し選定する。

建設地の条件

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(a) 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。(b) 飲料水等が得やすく、しかも保健衛生上良好なこと。(c) 児童生徒の通学やその他生活の立直し上の便宜を考慮し可能な限り、被災者の生活圏内にあること。(d) 交通の便がよいこと。(e) 原則、公有地であること。ただし、やむを得ず私有地を利用する場合には、市は所有者等と十分協議し、所有者と賃貸契約書を取り交わすこと。(f) 敷地が広大であること。 |
|---|

※資料編 資料9-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

(4) 建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、市の意見を踏まえ知事が供給戸数を決定する。

(ウ) 建設の基準

構造及び規模等	(a) 構造 平屋2戸建及び4戸建 (b) 規模 1戸当たり29.7㎡（9坪）以内 (c) 応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (d) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。
費用	1戸当たり建設費の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

(エ) 着工及び供与の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

供与期間は、工事完了の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

(オ) 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、袖ヶ浦市建設業協同組合に協力を要請する。

※資料編 資料 2-49 袖ヶ浦市建設業協同組合員名簿

※資料編 資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

イ 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

※資料編 資料 1-6 県外からの避難者に提供する民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅事業実施要綱

③ 入居者の選定

ア 入居資格基準

災害時において現実に市内に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家のない者であって次に掲げるものとする。

入居資格基準

- | |
|---|
| (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
(イ) 特定の資産のない失業者
(ウ) 特定の資産のない未亡人並びに母子世帯
(エ) 特定の資産のない高齢者・病弱者並びに障がい者（児） |
|---|

- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

イ 入居者の選定

入居者の選定は、次のとおり行う。

入居資格基準に基づき、被災者の被害の程度・住宅困窮の状態・資力その他を勘案の上、本部会議において決定する。

エ 応急仮設住宅の管理

都市整備班長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅入居が円滑に進むよう関係各班長と調整するものとする。

(2) 被災した住宅の応急修理

災害により、住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

① 応急修理実施の決定

ア 実施者

住宅の応急修理は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

なお、市のみでは処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

ウ 対象者

応急修理の実施の対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

応急修理の実施対象者

- (ア) 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある市民
- (イ) 自らの資力では、住家の修理ができない市民
- (ウ) 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできる市民

エ 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施(給付)するものとする。

修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

② 修理の実施

ア 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

イ 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

③ 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

ア 市営住宅又は付帯施設の被害状況は、建築住宅班が早急に調査を行う。

イ 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止の周知を図る。

ウ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

(3) 災害相談の実施

① 災害相談窓口の開設

秘書広報班長は、大規模な災害が発生したとき、若しくは本部長(市長)の指示があったときは、市役所に災害相談窓口を開設し、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

② 千葉県による災害相談の実施

ア 千葉県は、県庁内に被者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。

イ 被災者への相談事業等の展開

千葉県は、災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため、被災地及び指定避難所において専門家等による相談等の事業を行う。

ウ 千葉県は、被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市と緊密な連携を図る。

③ 防災関係機関による災害相談

ア 各警察署

木更津警察署は、警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談業務に当たる。

イ その他防災関係機関

本部長(市長)は、必要に応じて電気、ガス、水道その他の防災関係機関に対し、市の災害相談への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。また、各防災関係機関の災害相談受付体制に関する情報の収集・広報活動に努める。

(4) り災証明書の発行（総務班、地域福祉班、調査1班、調査2班）

市は、り災した世帯の再建復興のために、手続書類としてり災証明書を発行する。
り災証明の発行に必要な手続は、次のとおりとする。

① 発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、原則として通常の執務体制で対応できる災害の場合は地域福祉班が行い、特別な執務体制が必要となる大規模災害等の場合には災害対策本部の決定により「袖ヶ浦市り災証明書等交付マニュアル」に基づき受付・交付窓口（以下、「り災証明窓口」という。）を開設して行う。

り災証明窓口は、総務班を総括責任者として、関係班による実施体制を構築するとともに、必要に応じて他の市町村等や関係機関の応援を求める。

なお、住家等の被害認定調査について、地域福祉班又はり災証明窓口から調査の依頼があった場合は調査1班及び調査2班が実施する。

② 発行の手続

地域福祉班又はり災証明窓口は、個別調査結果に基づきり災台帳を作成する。り災証明書発行申請に対して、り災者台帳により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。

なお、り災者台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに判断して、り災証明書を発行する。

③ 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

証明の範囲

ア 住家

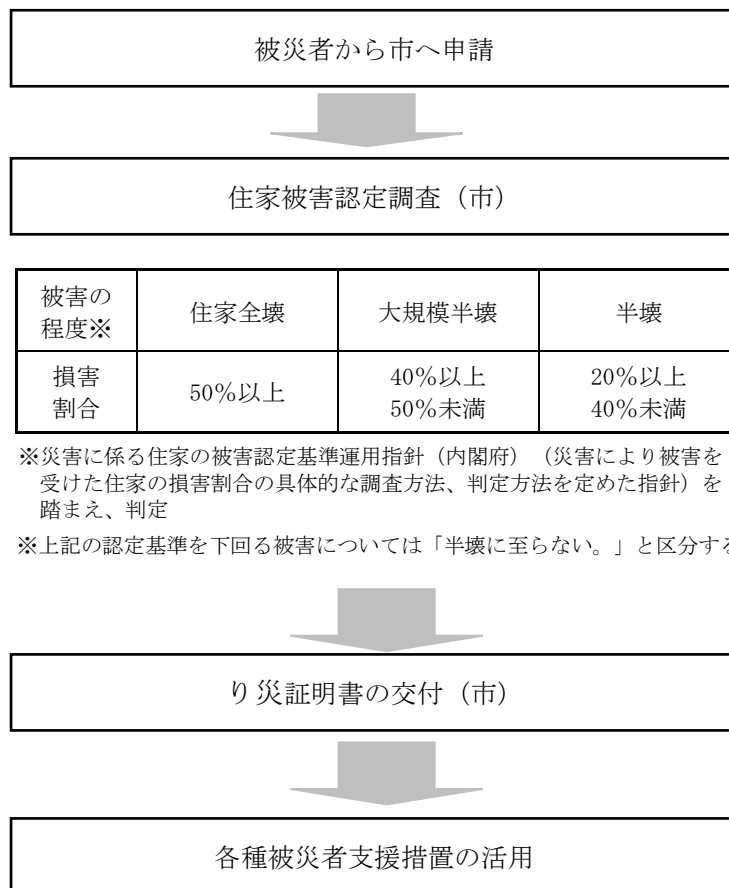
- | | |
|--------------|--------------------|
| (ア) 全壊、全焼、流失 | (エ) 床上浸水 |
| (イ) 大規模半壊 | (オ) 床下浸水 |
| (ウ) 半壊、半焼 | (カ) その他市長が必要と認める事項 |

※資料編 様式4 り災証明書発行申請書及びり災証明書の様式

④ 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

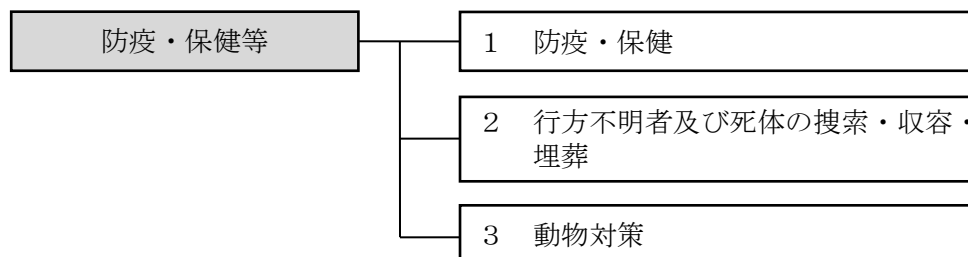
り災証明書の交付の流れ



第16節 防疫・保健等 ≪市民班、医療班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団、君津健康福祉センター≫

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

【 体系 】



1 防疫・保健（医療班、君津健康福祉センター）

(1) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び千葉県が実施する。

(2) 防疫担当の編成

市は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、医療班の中から防疫担当を編成する。

防疫担当は、医療班及び君津健康福祉センターと密接な連携のもと、災害の状況に応じて編成する。

なお、検病調査及び健康診断は、知事が実施責任者として行う。

(3) 防疫活動の実施・内容

① 防疫活動の実施

医療班長は、次のとおり防疫活動を実施する。

ア 医療班長は、指定避難所・被災地等からの通報等により、災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。

イ 医療班長は、病舎収容力を確認する。

ウ 感染症が発生した時は、必要に応じて患者を搬送するとともに、搬送後、千葉県及び本部長（市長）へ報告する。

なお、入院勧告は君津健康福祉センター長が実施する。

エ 市民の社会不安の防止を図るため、防災安全班を通じて秘書広報班に市民への広報を依頼するとともに、広報活動の強化に努める。

オ 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時君津健康福祉センターに報告する。

② 防疫活動の内容

防疫活動は次のとおりとする。

なお、市は、指定避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに千葉県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

ア 感染症対策

感染症対策

- (ア) 被災地及び指定避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。
- (イ) 感染症患者を発見した時は、君津健康福祉センター及び（一社）君津木更津医師会等と協力して法の規定により必要に応じて入院を勧告する。
- (ウ) 必要に応じて次の措置をとる。
 - a 手指の消毒等必要な指導及び消毒液等の配布
 - b 感染症発見箇所の消毒の実施
 - c 広報の依頼

イ 消毒の実施

次の事項に該当する場合は、必要に応じて、消毒を実施する。

なお、消毒は、感染症法第27条第2項の規定により行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

消毒実施が必要な場合

- (ア) 感染症が発生したとき。
- (イ) 水害により道路側溝等、家屋周辺が不衛生になったとき。
- (ウ) 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のあるとき。
- (エ) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- (オ) 土壌還元によるし尿処理を行うとき。
- (カ) ねずみ族、昆虫が大量に発生したとき。
- (キ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

ウ 感染症対策・消毒の手順

感染症対策及び消毒の手順は、次のとおりとする。

消毒手順

- (ア) ほこりから目や口を保護するため、ゴーグル・マスクを着用する。
 - (イ) 清掃中のけが予防に、手袋・底の厚い靴などを着用する。
 - (ウ) ドアと窓をあけて、しっかり換気をする。
 - (エ) 汚泥等は十分に取り除き、しっかり乾燥をする。
- ※清掃が不十分だと、消毒の効果を発揮できない。

③ 衛生活動

衛生活動は、次のとおりとする。

ア 被災者に対する衛生指導

指定避難所に収容した被災者及び地域の市民に対して、台所、トイレ等の衛生的管理並びに消毒、手洗の励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

被災地及び指定避難所での飲食物による食中毒を防止するための食糧衛生監視、給食施設の衛生活動、検査を必要に応じて実施するとともに、被災者等への食糧衛生知識の普及に努める。

ウ 検病検査等

君津健康福祉センターの検病検査に協力し、感染症の発生等を未然に防ぐため、指定避難所及び被災地域において、検病・検水検査を実施する。

④ 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、市が保有するものを使用して行うが、不足する場合は、千葉県及び薬剤師会等に協力を要請し調達する。

(3) 保健活動の実施

市及び君津健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健活動を実施する。

① 避難所外避難者の把握

医療班は災害発生時において、要配慮者や車中避難者を含む避難所外避難者等の把握に努めるとともに、君津健康福祉センターと要配慮者や避難所外避難者に関する情報の共有・交換を行う。

② 健康管理の実施

医療班は、（一社）君津木更津医師会、（一社）君津木更津歯科医師会及び君津健康福祉センター等との連携の下に、巡回により被災者の健康状態を把握し、心身の状況に合わせた助言を適宜実施する。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

③ エコノミークラス症候群の予防活動

君津健康福祉センターが実施する健康相談においては、被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

④ 入浴施設に係る情報提供

医療班は、被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

⑤ 医療班は、君津健康福祉センターと連携して、被災者の心のケアや災害対策従事者の精神保健相談等の健康管理を行う。

2 行方不明者及び死体の搜索・収容・埋葬（市民班、地域福祉班、環境管理班、消防部、消防団）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

- ① 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、次のとおり本部長(市長)が行う。
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行うものとし、本部長(市長)はこれを補助する。
- ② 本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ③ なお、市のみで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、他市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- ④ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、市及び千葉県が場所の選定を行う。

※資料編 資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

※資料編 様式 5 行方不明者の搜索受付から火・埋葬までの様式

(2) 行方不明者・死体の搜索

① 搜索依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、市民班が次のとおり行う。

搜索依頼・届出の受付

- ア 市民班は、市役所及び行政センターに「行方不明者相談所」を開設し、届出窓口とする。
- イ 届出を受けた時は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。
- ウ 「届出」については、まず避難者名簿を当たり、確認する。
- エ その他災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要搜索者名簿）を作成する。

② 搜索の実施

搜索は、要搜索者名簿に基づき、消防部・消防団が木更津警察署、自衛隊その他の関係機関及び区等自治会、自主防災組織、奉仕団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

捜査の実施方法

- ア 捜索活動は、市民班が作成した要捜索者名簿等に基づき、消防部・消防団が連絡を密接にとりながら実施する。
- イ 捜索活動中に死体を発見したときは、災害対策本部及び木更津警察署に連絡する。
- ウ 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- エ 捜索の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 死体の処理

① 検案医師等の出動要請

市長は、検案医師等について、必要に応じて（一社）君津木更津医師会長、（一社）君津木更津歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部袖ヶ浦市地区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

② 死体の処理

原則として、現地において木更津警察署が検視（見分）した後、死体の検案等の処理を実施する。

なお、市で死体を処理する場合は、次のとおりとする。

市で死体を処理する場合

- ア 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合
- イ 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合
漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、市長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。ただし、引き取る暇のない場合においては知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市長が死体の処理を行う。
- ウ 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、木更津警察署の死体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

死体の処理内容

- ア 死体の検案は、地域福祉班及び医療班が、（一社）君津木更津医師会等に依頼し実施し、必要に応じ知事、他の市町村長等に応援を求める。
- イ 死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに検案書を作成する。
- ウ 身元不明者については、死体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- エ 検案を終えた死体は、関係各班、各機関の協力を得て死体収容所（安置所）へ輸送する。

③ 死体の収容・安置

地域福祉班は、検案を終えた死体について、警察、（一社）君津木更津歯科医師会及び区等自治会などの協力を得て、身元確認と身元引受け人の発見に努めるとともに、次のとおり、収容・安置する。

死体の収容・安置手順

- ア 市内の寺院、公共施設等死体収容に適切な場所を選定して、死体収容所（安置所）を開設する。
 なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- イ 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- ウ 死体の検案書により、死体処理台帳を作成する。
- エ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- オ 市民部に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- カ 遺族その他より死体引き取りの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理の上引き渡す。

(4) 火・埋葬

引き取り手のない死体の取扱い及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、環境管理班と協力し死体の火葬、仮埋葬を実施する。

火・埋葬方法

- ① 引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 火葬又は埋葬に付する場合は、火・埋葬台帳により処理する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。
- ⑤ 死体が多数のため、火葬場で処理できないときは、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- ⑥ 仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂へ改葬する。
- ⑦ 火・埋葬期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ア 火葬場

火葬場所

木更津市火葬場	木更津市大久保 840-3
いちはら聖苑	市原市今富 1088-8

イ 埋葬場所

埋葬場所

袖ヶ浦市神納 4072-2	墓 地 515㎡
---------------	----------

(5) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時千葉県に報告する。

3 動物対策

千葉県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、市は協力する。

(1) 千葉県動物救護本部及び動物救護センターの設置

千葉県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

(2) ペットの遺棄、逸走

君津健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

(3) 特定動物の逸走

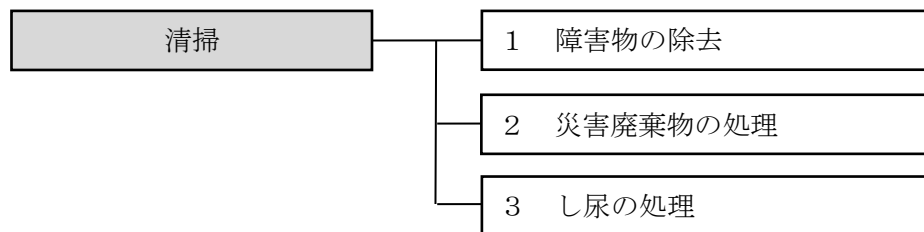
また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第17節 清掃 ‹環境管理班、廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団›

災害に伴う住宅関係や河川・港湾関係等の障害物を除去することにより、災害の拡大防止、交通路の確保等災害応急措置を迅速かつ円滑に推進する。

また、災害により、多量のごみや災害廃棄物が排出されるなど、生活上様々な面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

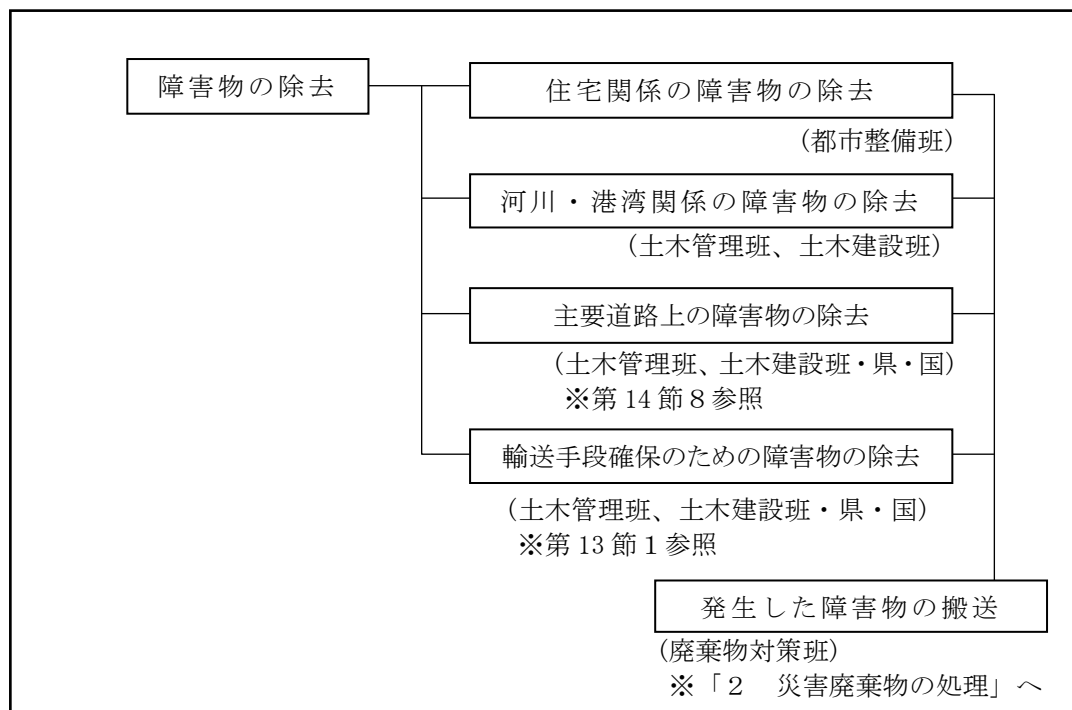
【 体系 】



1 障害物の除去（廃棄物対策班、都市整備班、土木管理班、土木建設班、消防部、消防団）

障害物の除去の区分は、次のとおりである。

障害物除去の体系



(1) 住宅関係の障害物の除去

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない市民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

① 実施者

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい傷害を及ぼしている場合、その除去は、本部長(市長)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長(市長)はこれを補助するものとする。

本部長(市長)は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

市において処理不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

② 除去すべき対象

住家及びその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、災害救助法に基づき、次のすべての条件に該当する住家を対象とする。

除去すべき対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- エ 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること。

③ 除去の実施

ア 災害救助法適用前

災害救助法の適用前は、本部長(市長)が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、都市整備班長は建設業協同組合等の協力を得て実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 市は、除去対象戸数及び所在を調査し知事に報告する。

(イ) 市のみで除去不可能な場合は、他市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(ウ) 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機器具等の借上費又は購入費、輸送費及び人夫費で、災害救助法の限度額以内とする。

(エ) 実施期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

※資料編 資料 3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

④ 除去作業上の留意事項

除去作業を実施するに当たっては、次の点について、十分留意して行うものとする。

除去作業上の留意事項

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得るものとする。
- イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。
- ウ 障害物の集積は、収集作業のしやすいよう関係各班と協議して、廃棄すべきものと保管すべきものとを区分する。

⑤ 健康被害の防止対策

市は、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、必要に応じ、アスベスト飛散の危険性について、市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(2) 河川・港湾関係の障害物の除去

① 河川関係障害物の除去

土木管理班長、土木建設班長は、河川等の機能を確保するため、災害時における市内河川、排水路等の巡視を行うとともに、特に橋脚、暗渠流入口及び工事箇所 of 仮設物等につかえる浮遊物並びに流下浮遊物その他の障害物の除去作業を関係各班、関係機関及び建設業協同組合等と協力して実施するものとする。

② 港湾の障害物の除去

港湾等に流入した障害物の除去は、港湾管理者が行う。

2 災害廃棄物の処理（廃棄物対策班）

市は、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「千葉縣市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき策定した「袖ケ浦市災害廃棄物処理計画」に則り、発災後に「袖ケ浦市廃棄物処理実施計画」を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(1) 実施者

① 被害地帯の清掃

災害時における被害地帯の清掃は、本部長(市長)が実施し、千葉県、他市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

② 大量の廃棄物が発生した際の協力要請

市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互応援細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。また、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

③ 国による代行処理

大規模災害等により、極めて大きな被害を受けた場合、市は環境大臣に、災害対策基本法第86条の5の規定に基づいて指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。

※資料編 資料 2-3 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書

※資料編 資料 2-48 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（エコシステム千葉（株））

(2) 処理すべき量の推定

大規模な地震等の発生により直接排出されるごみの量及び一般生活上排出される量は、次の基準により推定する。

ごみ処理の算出基準

事 項			被災世帯1棟当り(t)
災害発生による排出量	南海トラフ巨大地震	全壊	117
		半壊	23
	首都直下型地震	全壊	161
		半壊	32
	火災減少率		34%
	浸水被害	床上浸水	4.6
		床下浸水	0.62
避難所排出ごみ(1人1日)			620g

(3) 災害廃棄物の処理方針

① がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として最終処分場で適正に処分することとする。

② 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

③ 生活ごみ

生活ごみ（指定避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

④ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を市民に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

(4) 第一次処理対策の実施

① ごみの一時集積

災害発生後収集可能な状態になった時点から10日間以内に、ごみの一時集積場を指定し、速やかに被災地域からの搬出を行う。

② 一時集積場の選定

一時集積場の具体的な選定に際しては、次の点に留意し行う。

一時集積場の選定条件

- ア 他の応急対策事業に支障のないこと。
- イ 環境衛生に支障がないこと。
- ウ 搬入及び搬出に便利なこと。
- エ 後に行う焼却等の最終処分に便利なこと。

③ ごみの搬送方法

ごみの搬送方法については、廃棄物対策班が災害廃棄物処理実行計画を作成し、その実施については、原則として、次のとおり行う。

- ア 生ごみ等腐食しやすい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、（株）かずさクリーンシステムへ搬送し焼却処理する。
- イ 所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物は、土木管理班及び土木建設班が一時集積場まで建設業協同組合等の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。
- ウ 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民に対し一時集積場への直接搬送の協力を要請する。
- エ 収集できずに道路、空地に置かれたごみについては、医療班と連携し定期的な消毒を行う。

(5) 第二次処理対策の実施

一時集積場に集積されたごみは、（株）かずさクリーンシステムで焼却・破砕処分し最終処分場へ搬出する。

また、建築物等の災害廃棄物は、可能な限り分別を行い、資源の再利用を図る。

なお、第二次処理対策は、第一次処理対策が終了後、すみやかに実施するものとする。

3 し尿の処理（環境管理班、廃棄物対策班）

(1) 実施者

① 被害地帯の清掃

災害時における被害地帯の清掃は、本部長（市長）が実施する。し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集・処理する必要があることから、速やかに収集・処理の体制を確立し、千葉県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、し尿の適正かつ円滑な処理に当たる。

② 大量のし尿の発生又は処理ができない場合際の協力要請

災害等による大量のし尿の発生又はし尿処理施設が被災し、市のみで処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行うほか、必要に応じ、千葉県が協定を結んでいる「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」等に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) 処理すべき量の推定

大地震の発生後に処理すべきし尿の量は、倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿、及び使用できなくなった下水道処理区域の世帯から排出される分の合計となる。

そのため処理すべき量は、次の状況により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とするものとする。

し尿汲み取り量の状況

①	1人1日当たり市汲取量	1.7L
②	1世帯当たりの人員	2.6人
③	1世帯当たり1日の市汲取量	3.7L

(市町村公共施設状況調査資料より)

(3) 仮設トイレの設置

大規模な災害が発生したときは、廃棄物対策班長は「災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書」により、君津地域清掃業組合と協力し、仮設トイレの調達及び設置をする。

また、環境管理班長は、仮設トイレの設置を補佐し、市備蓄品及び調達によりマンホール式及び貯留式仮設トイレを設置する。

設置の箇所は、下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置するものとする。期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、本部長(市長)がその必要がないと認めるときまでとする。

仮設トイレの設置箇所

- | | |
|---|--------|
| ① | 指定避難所 |
| ② | 高層集合住宅 |
| ③ | 住宅密集地 |

(4) 収集・処理の実施

貯留したし尿の収集・処理は、廃棄物対策班が計画を策定し行う。最終処分は、し尿処理場への搬送によるものとし、次のとおり処理すべき量、処理施設の被害状況等を勘案し行う。

なお、各処理施設並びに下水道管路等の排水施設の処理機能が確認された場合は、最寄りの汚水マンホール等から直接投入するものとする。

① 収集・処理の実施**ア 収集・処理の優先箇所**

し尿の収集・処理については、指定避難所及び病院等を優先して業者等の協力により行う。

イ 汲み取り量

被害の状況や処理の状況に応じて、貯留槽の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

② 容器等への溜め置き要請

最悪の事態には、市としての収集処理体制が整うまでの期間について、容器等へ

の溜め置きを市民へ要請するものとする。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方式について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

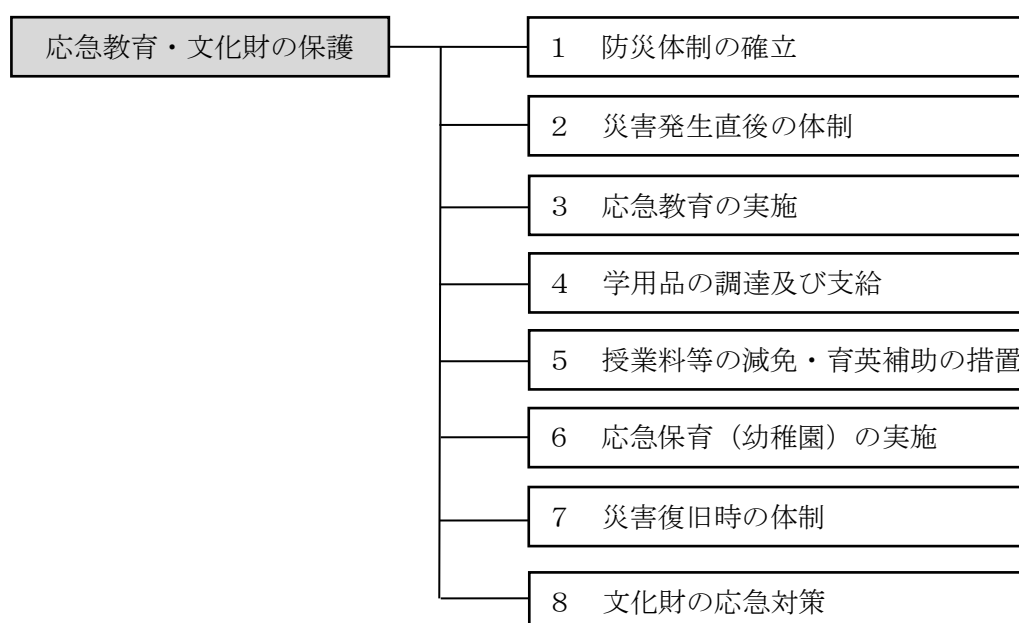
第18節 応急教育・文化財の保護 ≪保育幼稚園班、教育部、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、給食班≫

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり、就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

【 体系 】



1 防災体制の確立（教育部）

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災等過去の災害の教訓を活かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

(2) 事前措置

学校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じる。

- ① 学校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- ② 学校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - ア 計画的に、防災に関わる施設・設備の点検・整備を図る。
 - イ 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討する。
 - ウ 保護者との間で、災害発生時における児童生徒の保護者への引渡しに関するル

ールをあらかじめ定めておく。なお、保護者との連絡は学校連絡メールや連絡網などにより行うものとする。

エ 市、警察署、消防署及び保護者への連絡網を確立する。

オ 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 任務の概要

① 教育部長

ア 大規模な災害時に備え、必要な危険防止措置の実施、常設消火器・階段・出入口・非常口等の定期的な点検、災害時の応急教育、指導の方法等につき明確な計画を立てるよう、学校長に指導助言する。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達する。また、児童生徒の集団下校・休校等の必要な措置を指示する。

② 学校長

ア 学校の立地条件などを考慮し、大規模な災害時に危険と思われる箇所を整備し、常設消火器、階段、出入口、非常口等を定期的に点検する。また、災害時の応急教育、指導の方法などにつき明確な計画を立てておく。

イ 関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達する。

ウ 自らテレビやラジオ放送のほか、防災行政無線、生活安全メールなどにより、地域の被害状況等災害情報の収集に努める。

エ 児童生徒への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

オ 状況に応じて児童生徒の集団下校、休校等の適切な措置をとる。

③ 教職員

教職員は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育体制に備える。

2 災害発生直後の体制（教育総務班、学校教育班）

千葉県では、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成している。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

(1) 発災直後の措置

学校長は、災害が発生した場合には、次のような対策及び措置を講じる。

① 状況に応じ、緊急避難の指示及び誘導を行う。

② 災害の規模並びに児童生徒・教職員・校舎等の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会へ報告する。

- ③ 状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、市教育委員会に報告する。
- ④ 指定避難所開設前に被災地域等からの避難者があった場合は、学校教育班を通じ本部長(市長)に対して人数、状況等を報告する。
- ⑤ 勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集し、災害応急・復旧対策に協力して、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。

(2) 任務の概要

① 教育部長

学校長に対して適切な緊急対策を指示するとともに、学校教育班長に所轄の学校ごとの分担を定めて、情報及び指令の伝達を行うようにする。また、学校の衛生管理指導、教育施設の緊急使用等の応急・復旧対策の総括に当たる。

② 学校長

ア 避難指示及び誘導

状況に応じ適切な緊急避難の指示及び誘導を行う。

また、避難完了後速やかに学校教育班長にその旨を報告する。

イ 下校させることが危険な場合の措置

災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。この場合、学校教育班長にその旨報告する。

ウ 被害状況の把握

災害の規模、児童生徒・教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、学校教育班長に報告する。

エ 教職員の招集、参集状況の報告

勤務時間外に災害が発生したときは、状況に応じ必要な教職員を招集する。参集した教職員の所属、職、氏名を確認し、学校教育班長に報告する。

オ 指定避難所の設置等

指定避難所開設前に被災した地域等からの避難者があった場合には、人数、状況等を学校教育班長に報告する。

また、教育総務班長より指定避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務を行う。

③ 教職員

ア 所定の計画に基づき、学校長とともに必要な措置を行う。

イ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の計画に基づき、所属の学校に参集し、災害応急・復旧対策に協力し応急教育の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

3 応急教育の実施（教育総務班、学校教育班、給食班）

(1) 施設・職員等の確保

- ① 学校長は、概ね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

応急教育の実施場所

災害の程度	応急教育実施のための場所
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	ア 特別教室 イ 屋内運動場（体育館） ウ 二部授業の実施
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	ア 公民館等の公共施設 イ 近隣学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	ア 市民の避難先の最寄の学校、公民館、公共施設 イ 応急仮設校舎の設置

- ② 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況に対応して速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。また、応急教育の実施が決まり次第、速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- ③ 学校教育班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、その都度状況に応じて、学校長の指示に基づくが、初期においては、概ね次のとおり行う。

① 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
ア 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 イ 衣類、寝具の衛生指導 ウ 住居、トイレ等の衛生指導 エ 入浴その他身体の衛生指導	ア 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じた事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 イ 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

② 学習に関する教育内容

ア 器具、資料を必要とするものはなるべく避ける。 イ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。
--

(3) 児童生徒の救護

学校施設内における児童生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、養護教諭等がこれに当たる。重傷者がある場合は、救護所に搬送する。

(4) 学校給食の応急対策

学校給食については、原則として、一時中止する。給食班は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定する。

4 学用品の調達及び支給（学校教育班）

災害により住家に被害を受け、学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(1) 実施者

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

① 給与の対象

ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。

イ 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒であること。

ウ 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

② 給与の方法

ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

ウ 実際に必要なものに限り支給する。

エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

③ 学用品の品目

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

④ 給与の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

⑤ 費用の限度

被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

※資料編 資料3-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

5 授業料等の減免・育英補助の措置（教育総務班、学校教育班）

(1) 授業料の減免

- ① 千葉県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。
- ② 市は、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

(2) 育英補助の措置

- ① 千葉県は、被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。
- ② 市は、袖ヶ浦市奨学資金貸付条例に規定する奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

6 応急保育（幼稚園）の実施（保育幼稚園班、学校教育班）

市は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、保育所（園）（幼稚園）と連携し、次の措置を講ずる。

なお、幼稚園における応急保育の名称については次のように読みかえるものとする。

保育所（園）	→	幼稚園
保育班長	→	学校教育班長
保育士	→	教諭
保育所医	→	幼稚園医

(1) 事前措置

- ① 保育幼稚園班長は、地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合、保育所（園）長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引き渡し、休園等の適切な措置を指示する。
- ② 保育所（園）長は、保育所（園）の立地条件等を考慮した上、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等についての的確な計画を立てておく。
- ③ 保育所（園）長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておく。
 - ア 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を実施するとともに、保護者等の連絡方法を複数確保し、その周知を図る。
 - イ 市、警察署、消防署（消防団）等との連絡網を確立する。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引き取りは困難と予想されるため、

残留園児の保護について対策を講じる。

- エ 勤務時間外においては、保育所（園）長は、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を定め、職員に周知する。

(2) 災害発生直後の体制

① 園児の安全確保

- ア 保育所（園）長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。
- イ 避難時の注意事項
各クラスの保育士は、次の事項に注意し、園児を速やかに避難させる。

避難時の注意事項

- (ア) あらかじめ定めた避難場所を確認する。
- (イ) 左手で右腕を軽くおさえ、順に避難する。
- (ウ) 前の人を追いこさず、話をしないで避難する。
- (エ) 保育士は、室内を確認して園児とともに避難する。
- (オ) 避難場所に到着した順に整列し、人員点呼を行う。
- (カ) 指示があるまでその位置を離れない。

② 被害状況の把握

保育所（園）長は、災害の規模、園児・職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに保育班長を通じて、本部長（市長）に報告する。

③ 活動体制

- ア 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の保育所（園）に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育所（園）の管理等のために必要な体制を確立する。
- イ 保育所（園）長は、応急保育計画に基づき臨時の編成を行うなど、災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。
- ウ 保育班長は、保育所（園）長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の保育所（園）ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。
あわせて、保育所（園）の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括に当たる。

(3) 応急保育の実施

- ① 保育所（園）長は、職員を掌握して、保護者及び園児の被災状況を把握する。
- ② 保育所（園）長は、保育所（園）の被害状況の把握を行い、応急保育実施のための準備を行う。
- ③ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な園児は、保育所（園）において保育する。

(4) 園児の救護

施設内における園児の救護は、原則として、保育所医及び（一社）君津木更津医師

会等に協力を求めこれに当たる。

(5) 給食

給食については、原則として、一時中止する。

7 災害復旧時の体制

(1) 教育活動の再開に向けての対応

- ① 学校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制の整備に努める。
- ② 教育委員会は、被災学校間との連絡網を確立するとともに、各担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期するほか、指示事項の徹底を図る。
- ③ 応急教育計画に基づき、学校へ収容可能な児童生徒については、学校において指導する。
- ④ 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、健康、安全教育及び生活指導を行うよう努める。
- ⑤ 指定避難所等に学校を提供したため長期間使用不能の場合、学校長は、教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- ⑥ 学校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

8 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

- ① 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに千葉県に報告する。
- ② 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し千葉県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

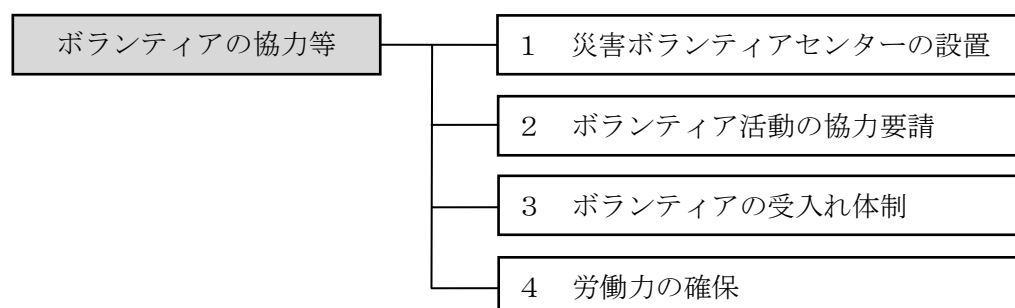
- ① 市は、文化財所有者等や市民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- ② 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。
 建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。
 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、千葉県・市及び市民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。
 記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第19節 ボランティアの協力等 ≪市民協働推進班、防災安全班、地域福祉班≫

市は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、市は、社会福祉協議会や市内外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

【 体系 】



1 災害ボランティアセンターの設置（防災安全班、社会福祉協議会）

(1) 市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入れ登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当該センターの運営は、市社会福祉協議会が行うものとする。

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、千葉県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、千葉県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。なお、当該センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

市に係る広域災害ボランティアセンターの設置場所は、次のとおりである。

市に係わる広域災害ボランティアセンター（ＶＣ）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
かずさ広域災害ＶＣ	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）

2 ボランティア活動の協力要請（市民協働推進班、地域福祉班）

(1) ボランティア活動の内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

ボランティア活動の内容

- | |
|---|
| <p>① 専門分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 救護所での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地危険度判定 エ 外国語の通訳、情報提供 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障がい者（児）等要配慮者の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等 <p>② 一般分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障がい者（児）等要配慮者の介護 オ 清掃 カ その他被災地における軽作業等 |
|---|

(2) ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

協力を求める個人、団体

- | |
|---|
| <p>① 個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災地周辺の市民（自主防災組織） イ 被災建築物応急危険度判定士 ウ 被災宅地危険度判定士 エ その他 <p>② 団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団 イ 袖ケ浦市社会福祉協議会 ウ （公財）ちば国際コンベンションビューロー エ （一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部 オ その他ボランティア活動団体 |
|---|

(3) ボランティア活動への参加呼びかけ

市民協働推進班及び地域福祉班は、大規模地震が発生した際には、本部長(市長)の指示に基づき、次の手段により、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のネットでの情報公開により、電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

活動への参加呼びかけ手段

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ
- ④ アマチュア無線による呼びかけ
- ⑤ ラジオ、テレビ局等に対する放送要請

(4) 災害時におけるボランティアの登録・派遣

- ① 市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置し、一般分野でのボランティア活動を希望する個人及び団体の受け付け及び登録を行う。
- ② 市災害ボランティアセンターで受入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。
- ③ 専門分野等のボランティアを必要とするときは、必要な分野のボランティアの派遣を県に要請する。

分野別窓口

活動分野	個人・団体	県受付窓口	市担当窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保健師、助産師等	健康福祉部 健康づくり支援課 医療整備課 薬務課	市民子育て部 医療班
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部 都市計画課	都市建設部 都市整備班
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	福祉部 高齢者支援班 介護保険班
障がい者（児）支援	支援団体	健康福祉部 障害者福祉推進課	福祉部 障がい者支援班
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財) ちば国際コンベンションビューロー 語学ボランティア、災害時外国人サポーター	総合企画部 国際課	企画政策部 市民協働推進班
通信、情報連絡	(一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部 危機管理課	総務部 防災安全班

(5) ボランティアニーズの把握

市は、被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターと連携のうえ、

ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

(6) 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

その際、市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

3 ボランティアの受入れ体制

(1) 受入れ体制の整備

① 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

② 市災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターの活動拠点については、市と社会福祉協議会が協議の上、決定する。

なお、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、千葉県が用意する。

③ 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市社会福祉協議会においても、予め用意を行うことが望ましい。

④ 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

⑤ 活動支援

ボランティアの受入れに当たっては、ボランティア活動に必要な各種災害情報を迅速に提供し、常に密接な連絡調整を行う。

また、ボランティア活動を行うために必要な協力と支援を行うこととする。

(2) 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、市は、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入れができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、

被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、平常時から連携体制の強化に努める。

(3) 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画一覧

項 目	対 象	実施内容
防災ボランティア一般説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他、次の赤十字奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

赤十字奉仕団による個別研修・訓練一覧

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、指定避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	指定避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいを持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、指定避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等

奉仕団名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	指定避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	指定避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

4 労働力の確保

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行う。

(1) 求人の申込み

本部長(市長)は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込みをするものとする。

(2) 求職者の紹介

本部長(市長)からの求人を受理した木更津公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。

また、本部長(市長)は、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、木更津公共職業安定所長に求職者の開拓に努めるよう要請するものとする。